

平成26年度 歴史的風致維持向上推進等調査

「実用的技術の教育訓練となる建築技術職人育成研修の実施方策  
及び持続的な運営方策の検討（小田原職人学校設立推進協議会）」

報告書

平成27年2月

国土交通省都市局

この報告書は、「歴史的風致維持向上推進等調査」として、調査団体である「小田原職人学校設立推進協議会」が国土交通省に対して行った報告・提出書類をそのまま記載しているものであり、この前提に留意の上、本報告書が活用されることが望まれる。

# 実用的技術の教育訓練となる建築技術職人育成研修の実施方策 及び持続的な運営方策の検討

## 報告書 目次

第 1 章 本調査の目的と視点	3
第 1 節 本調査の前提とこれまでの経緯 (3)	
1 小田原市の歴史的風致の特徴 (3)	
2 「歴史的風致維持向上推進等調査」における取組み (5)	
3 第 2 回調査において残された課題 (8)	
第 2 節 本調査における取組み (11)	
1 研修提案の公募 (11)	
2 民間主体の任意団体による調査の推進 (11)	
第 2 章 実施方法・検討体制等	13
第 1 節 調査方法・内容等 (13)	
1 研修教材候補物件の把握 (13)	
2 研修提案の公募、研修企画の立案 (14)	
3 公募型研修の実施 (16)	
4 公募型研修の効果と課題等の検証 (16)	
5 持続的な研修実施方策に関する検討 (16)	
第 2 節 検討体制 (17)	
1 小田原職人学校設立推進協議会 (17)	
2 小田原市数寄屋等建築調査団 (18)	
3 小田原市 (18)	
4 連携方針 (19)	
第 3 章 公募型研修に関する実践的検討	21
第 1 節 職人育成研修の教材となりえる地域内の歴史的建造物調査 (21)	
1 調査の範囲と対象物件 (21)	

2 要修理箇所の把握 (22)	
3 所有者の意向把握 (24)	
第2節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修内容の提案募集 及び詳細検討 (24)	
1 提案の募集 (24)	
2 提案の採択 (27)	
3 研修計画の企画・立案 (29)	
第3節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修の実践 (35)	
1 研修の実施 (35)	
2 事前準備段階の業務 (36)	
3 研修当日の業務 (37)	
4 研修実施後の業務 (38)	
第4章 持続的な職人育成研修の実施・運営方策……………	41
第1節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修実施方策の検討 (41)	
1 職人育成研修の効果 (41)	
2 職人育成研修を進める上での課題(43)	
3 公募型研修の効果と課題 (47)	
第2節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修の持続的な運営方策の検討 (48)	
1 効率的な実践型研修の実施要件 (48)	
2 実働的・持続的な研修推進組織の編成等 (49)	
3 行政との連携のあり方 (51)	
第3節 今後の展望 (55)	
1 歴史的建造物の保全・活用に関する基本計画の策定 (55)	
2 職人育成研修組織の役割 (55)	
3 「小田原市歴史的風致維持向上計画」の拡充 (56)	
資料編……………	57



# 第1章 本調査の目的と視点

## 第1節 本調査の前提とこれまでの経緯

### 1 小田原市の歴史的風致の特徴

全国的に城下町として知られる小田原市。その歴史的景観を代表するシンボリックな存在が小田原城跡である。残念ながら本来の雄姿は明治維新期の政治変動等を経て大きく損なわれたものの、現在、長期計画のもとで復元整備が進められている。

他方、これとともに伝統的な都市景観を構成すべき武家屋敷や町家等も、同様な政治変動や明治35年(1902)の大海嘯、大正12年(1923)の関東大震災といった自然災害等によってまったく消滅している。

とはいえ、かつてこれらが展開していた区域を含む小田原城跡周辺を中心市街地の一帯には、山縣有朋の「古稀庵」、大倉喜八郎の「共寿亭」、松永安左エ門の「老櫓荘」(現松永記念館)、黒田長成の「清閑亭」、田中光顕の旧別邸(現小田原文学館・白秋童謡館)等、近代以降、温暖な気候・風土と首都東京に近い立地条件等を前提に建築された政財界人らの別邸・別荘が現存している。また、蒲鉾や鰹節、塩辛等をはじめとする各種の水産加工品や、戦国大名北条氏の時代以来の伝統と由緒を伝える小田原漆器・小田原鋳物といった伝統的工芸品の生産・販売等の「なりわい」と直結した店舗・工房も少なからず現存しており、これらの歴史的建造物(その多くは近代和風建築)は、小田原城跡や

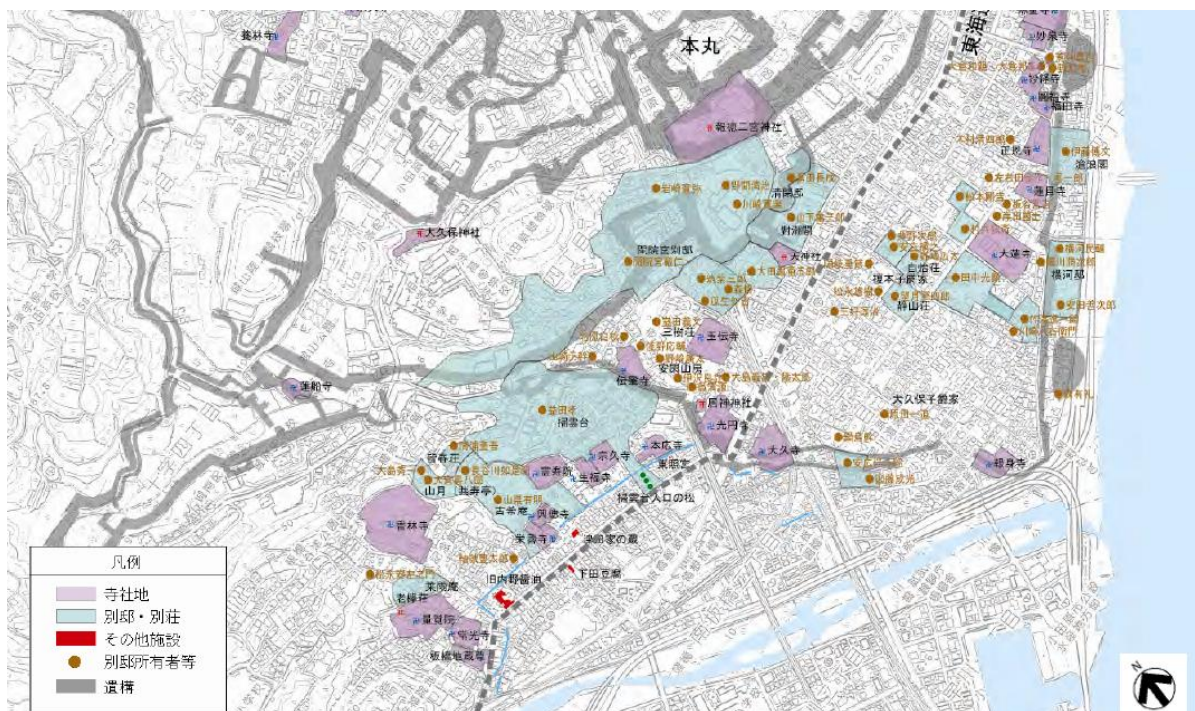


図1-1 小田原市の中心市街地一帯における別邸・別荘の分布状況





写真1-1 中世と近代の歴史資産が複合する「清閑亭」

古くからの由緒を伝える社寺群等とともに、かつての武家屋敷や町家等に代わって、歴史都市としての小田原の固有の景観を構成する重要な要素となっている（図1-1）。

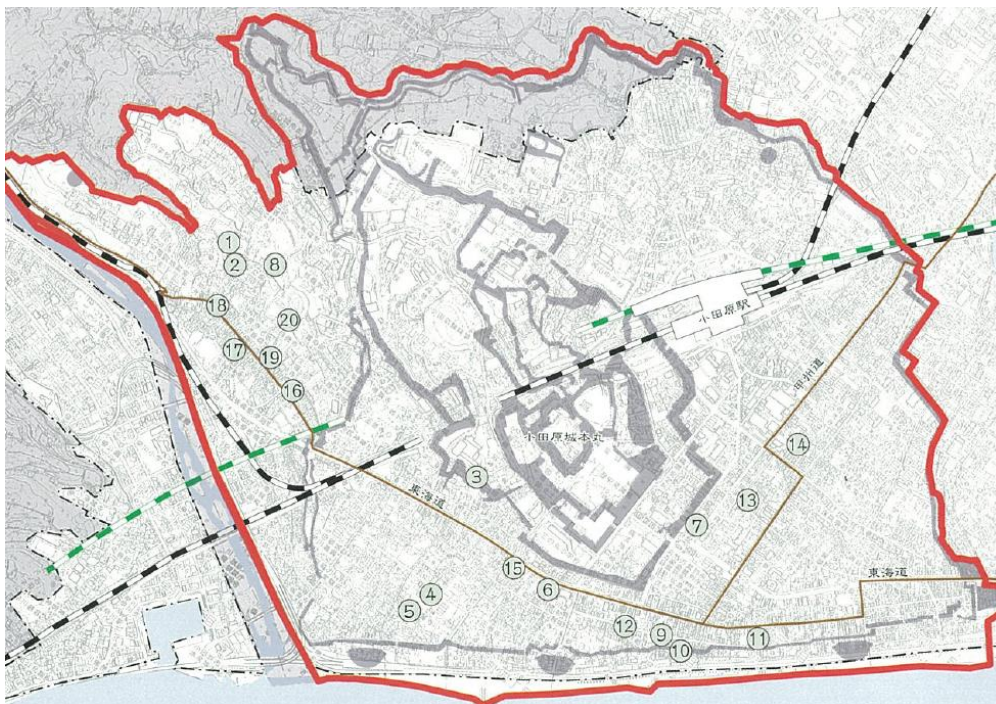
とりわけ、他には類を見ないほどの密集状況を示している「古稀庵」以下の別邸・別荘群の存在は、小田原の歴史的風致におけるもっとも個性的な特色のひとつと把握されよう。

そのうちには、15世紀小田原北条氏時代に構築された小田原城三の丸外郭の土塁上に建つ「清閑亭」のように、実態的にも小田原城跡と一体化した景観を構成しているものもある。

これらについて、小田原市では、平成23年6月に「小田原市歴史的風致維持向上計画」（以下「歴まち計画」という）の認定を受けて以降、おおむね中心市街



写真1-2 風情ある蒲鉾店舗の店構え



- ① 松永記念館・老樗荘
- ② 松永記念館・葉雨庵
- ③ 清閑亭
- ④ 小田原文学館本館
- ⑤ 小田原文学館別館  
〈白秋童謡館〉
- ⑥ 済生堂薬局  
小西本店店舗
- ⑦ だるま料理店主屋
- ⑧ 山月〈共寿亭〉
- ⑨ 籠清
- ⑩ 籠常
- ⑪ 丸う田代
- ⑫ 旧鈴廣本町店
- ⑬ 石川漆器
- ⑭ 江嶋
- ⑮ 欄干橋ちんりう
- ⑯ 広瀬畳店
- ⑰ 下田豆腐店
- ⑱ 内野家住宅
- ⑲ 津田家蔵
- ⑳ 古稀庵

図1-2 小田原市における歴史的風致形成建造物指定候補の位置図

地に重なる「重点区域」において、重要な物件を「歴史的風致形成建造物」（以下「形成建造物」という）に指定（現状では公有物件4件、私有物件15件の合計19件。私有物件はすべて指定候補）する（図1-2）などして、その改修・整備等に本格着手している。

しかしながら、これら「形成建造物」を含めた私有物件については、現代的生活スタイルとの不一致や相続問題、維持管理・改修費用の負担の大きさ、用途が定まらないままの空き家化・廃屋化、さらには改修等に要する伝統技術を習得した職人の不足等から、解体・除却、或いはそれが危ぶまれる事例が増加している。これら私有物件の保全・活用に向けては、「形成建造物」への指定による改修・整備等の推進のみでは対応できない多様で根深い問題が解決されなくてはならないのである。

このような小田原市の場合と同様、近代以降の歴史的建造物が固有の歴史的風致を構成する重要な要素となっている歴史都市の事例は決して少なくないものと考えられ、こうした事態への対応＝私有の歴史的建造物の着実な保全・活用は、全国的な課題のひとつとなっているといえよう。

## 2 「歴史的風致維持向上推進等調査」における取組み

こうした課題の克服に向けて、小田原市では、平成24年度に創設された国土交通省の「歴史的風致維持向上推進等調査」（以下「推進調査」という）を活用し、その成果をもとに「歴まち計画」の拡充・整備を図ることとした。

今回の調査は、その3年度目に当たるものであり、これについて述べる前に、前提となる過去2年間の調査の成果について概要を整理しておくこととしたい。

### (1) 平成24年度調査

「推進調査」の初年度となる平成24年度においては、従来の公有化による私有の歴史的建造物の保全・活用策に限界が認められる状況の中で、私有物件を私有のまま保全し地域住民による維持管理・活用等を進めるための方策に関し検討調査を行った（以下「第1回



写真1-3 第1回調査で調査対象とした内野邸



写真1-4 平成26年度における内野邸での地域住民組織の活動（蓄音機によるSPレコード鑑賞会）



調査」という)<sup>1</sup>。

具体的には、空き家となって用途が定まらず解体が危ぶまれる民有物件を調査対象として選定し、これを行政が賃借して一定の公共性を付与した上で地域住民組織による活用や維持管理等を行い、その効果と課題等を検証するというものである。

このうち地域住民組織による活用に関しては、施設の有料公開や貸館等の事業を展開してその収益性等を検証し、維持管理に関しては、ボランティアの導入、平成23年度以来民間有志による検討が進められていた「(仮称)小田原職人学校」(以下「職人学校」という)との連携により、これにかかる経費を節減するための方策について検討を加えた。「職人学校」との連携に関しては、その主催する職人育成研修に対象物件を教材として提供し、通常より安価な経費で修繕等を進めようというものである。

調査結果の詳細は、成果報告書を参照されたいが、それらとは別に、実際に解体が計画されていた調査対象の民有物件がその危機を免れたこと<sup>2</sup>、調査後も対象物件の管理・活用のための地域住民組織の継続的な取組みが見られたことも大きな成果であったと考えている。

なお、当該住民組織は、行政と連携しつつ、第1回調査における成果を活用しながら、



写真1-5 第2回調査におけるワークショップ(棟梁編)

それに独自の企画等を付加する形で、現在も当該物件の保全・活用等に当たっている。

## (2) 平成25年度調査

2年目となる平成25年度には、伝統工法に通じた職人の育成研修の実施方策等について検討調査(以下「第2回調査」という)<sup>3</sup>を行った。

これについては、民有の歴史的建造物の滅失が続く状況の中、その要因のひとつとなっている伝統工法に通じた職人の減少=伝統技術の断絶という問題への対応を主眼としていたことは無論である。

ただ、それだけではない。前述のとおり、すでに第1回調査において調査対象物件の維持管理にかかる経費の節減方策のひとつとして「職人学校」と



写真1-6 同上 車座集会

の連携を検討していた。しかしながら、「職人学校」はいまだ構想の段階にあり、いまだその実現の見通しは立っていない状況にあった。ここにおいて、第1回調査における成果を今後活かしてゆくためには「職人学校」そのものを具体化してゆくことが大きな課題として浮上するに至ったのである。

以上のような経緯から、第2回調査では、地域において失われた技術の再生のための他地域講師の招聘等を視野に入れた効果的な職人育成研修の実施方策や研修推進組織のあり方等「職人学校」の設置に関わる基本的な問題とともに、研修による歴史的建造物の改修の実現可能性について検討を行うこととした。

詳細は、これも成果報告書を参照されたいが、具体的には、ワークショップ型の実験的研修(全6回)、「金沢職人大学<sup>さくじぐみ</sup>校」・「京町家作事組棟梁塾」・「信州職人学校」等の先進事例の視察・調査、専門家等へのヒアリング調査、これらの成果を踏まえた職人や関係者等による車座集会(全3回)を実施した。

そして、その成果をもとに、研修による歴史的建造物の実質的な改修(以下「実践型研修」という)<sup>4</sup>の有効性とこれを進める上での課題等を検証し、京都市・金沢市にく

#### 表1-1 第2回調査におけるワークショップの実施状況

- 第1回 棟梁編 (9月1日・会場：内野邸)  
座学「近代建築から現代建築へ」  
講師：松本高弘(文化財建造物木工主任技能者)  
実技「修理技術の手法」  
講師：内田幸男(文化財建造物木工技能者)
- 第2回 左官編 (9月29日・会場：清閑亭)  
座学と実技「近代の土壁」  
講師：長田幸司(長田左官工業)
- 第3回 建具編 (10月27日・会場：諸戸邸)  
座学と実演「建具屋のつぶやき」  
講師：鈴木澄夫(鈴木建具)  
座学「日本の建具のスタイル」  
講師：松本昌義(松本建築設計室)
- 第4回 大工編 (11月9日・会場：烏葉亭)  
座学「茶室建築の見方」  
実技「数寄屋ならではの技を学ぶ」  
講師：芹沢毅(文化財建造物木工技能者)
- 第5回 棟梁編 ii (11月30日：久野山中)  
伐採と製材の見学  
講師：高木大輔・大山謙司・男沢一夫
- 第6回 造園編 (1月14日・会場：岡田邸)  
座学「日本庭園の歴史と近代の庭園」  
講師：藤井英二郎(千葉大学教授)  
実技「茶庭の修復・復元・整備」  
講師：小田原庭園業組合顧問他



写真1-7 第2回調査で職人育成研修組織の先行事例のひとつとして注目した「金沢職人大学校」

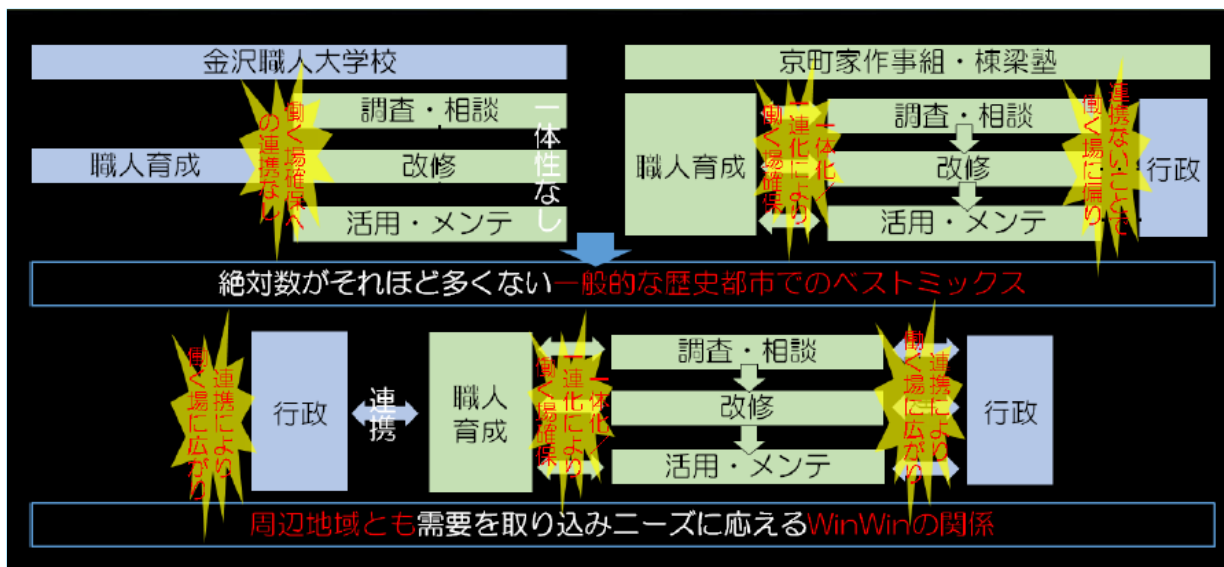


図1-3 第2回調査で提案した「一般的な歴史都市」における職人育成研修のあり方

らべ保全すべき歴史的建造物の絶対数の少ない小田原市を含む「一般的な歴史都市」<sup>5</sup>における職人育成研修の実施方策及び研修推進組織のあり方として、金沢市型（「金沢職人大学校」）の官民連携<sup>6</sup>の体制により、職人育成研修と併せて、歴史的建造物に関わる①調査・相談対応、②改修・整備、③活用・維持管理<sup>さんみいつたい</sup>の三つの要素を三位一体的に進める京都市型（「京町家作事組」）の事業展開が有効であることを提言した（図1-3）。

この提言は、研修の実施形態やこれを推進する組織編制・運営等の面に関しては「金沢職人大学校」が、研修推進組織が担うべき機能に関しては「京町家作事組」の方式が優れているとの判断を踏まえたものである。とくに「京町家作事組」及び「信州職人学校」については行政との連携関係に乏しく、後者においては、それが組織運営そのものに大きな影を落としている事実には見逃せない面があった<sup>7</sup>。

ただ、次項に見るとおり、この第2回調査においては、残された課題や新たに把握された課題もあり、「職人学校」の設置に向けては、なおこれらの克服に向けた検討調査が進められなくてはならないものと判断された。

### 3 第2回調査において残された課題

#### (1) 研修企画の立案手法

まず挙げなくてはならないのは、研修の企画、さらにはカリキュラム編成に関する基本的な考え方に関わる問題である。

第2回調査においては、「金沢職人大学校」や「京町家作事組」等の先行事例のカリキュラム編成を念頭に置いて、それらをモデルとする研修プログラムの構築を想定していた。しかし、そこには地域における技術水準や、受講者となる地域の職人・関係者のニーズ把握を踏まえ、これに合致した研修を実施するという視点が欠けており、この点は



調査成果を考える上で大きな欠陥であったと自認せざるを得ない。全6回のワークショップ型の研修においては、職人よりもそれ以外の一般参加者（所有者や建築士・設計士などの関係者を含む）が多数を占める結果となっているが、その要因もこの点にあったと判断すべきであろう。

むしろ、一般参加者の研修への参加は職人と所有者を含む関係者とのネットワークの形成に有効に作用したと判断しており、研修の一般への公開の有効性も確認されている。とはいえ、研修そのものは、やはり前記のような視点に立ち、それぞれの地域の実状に沿った形で実施される必要があり、そのための方法論が模索されなくてはならないものとする。

## (2) 実践型研修の実施手法

二つ目は、実践型研修を進めるための具体的な手法の問題である。

第2回調査では、その第1段階として、実践型研修の教材となり得ると判断された全6件の歴史的建造物について、平面図を作成するとともにその構造や意匠的特徴・使用部材、要修理箇所等に関する調査を実施し、教材としての使用の可否に関する所有者の意向確認を行った<sup>8</sup>。

しかし、研修を企画し実施する段階においては、一般参加者を含む受講者のレベルのばらつき、指導しながら貴重な歴史的建造物の修繕等を進める上での講師の負担の大きさ、研修によりその価値を損なうことへの危惧等が問題となり、これらの物件については、研修会場としては活用し得たものの、当初計画していた実践型研修による建物物件の改修は実現できなかった。

それ故、実際の研修は、模型によるシミュレーション的な疑似体験研修や講師によるデモンストレーション的修繕の実施にとどまる結果となったのである。

その一方、プロフェッショナルの職人集団である小田原庭園業組合との



写真1-8 模型を用いたる左官の模擬研修



写真1-9 小田原庭園業組合による庭園整備研修

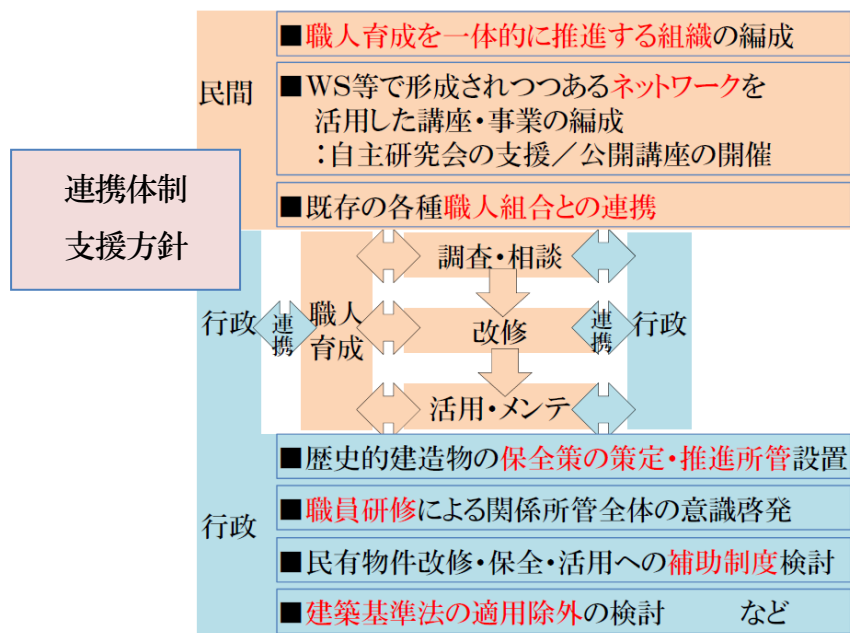


図1-4 第2回調査で提示した職人育成研修の実施における官民連携のあり方

連携で実施した庭園整備研修では、組合内の経験豊かな複数の庭師が講師となり、若手の組合員を指導する形で、庭石の移設（沢渡石の復元）、門柱の設置、四つめ垣の付設等の作業を行った。これによって質・量の面で十分な指導者が確保され、一定の技術を有する受講者の参加があれば、実践

型研修が可能であることも確認できた。

ただ、この場合においても、改修物件の構造等に関する事前の詳細調査を欠いていたことから、研修により歴史的建造物に付属する庭園に相応しい改修整備を行い得たかどうかについては、にわかに断定できない面もあったといわざるを得ない。

研修の企画・実施の手法、及び実践型研修を進めるための具体的な手法の確立は、いまだ課題として残されたままとなっているのである。

### (3) 職人育成研修の推進体制の構築

もうひとつは、職人育成研修とともに、歴史的建造物の調査・相談対応、改修、活用・維持管理の三位一体的な推進に必要であると結論付けた官民連携体制の具体的なあり方の問題である。

この点に関し、第2回調査においては、職人育成研修等を進める上での主体となる民間組織を編成し、これと行政が連携する方式を想定していた（図1-4）。しかしながら、この民間組織に求められる要件やその具体的な組織形態、これに対応した行政における組織整備のあり方、支援を含む当該民間組織と行政との連携の内容・方法等については、いまだ十分な検討がなされていない状況にある。

また、職人育成及び物件の改修等とともに、歴史的建造物の調査・活用等も一体的に進めるという考え方から、調査や相談・活用等に関わる実践型研修の実施についても検討すべき課題であることが認識されたが、その具体化に向けた検討もまた残されたままとなっている。



## 第2節 本調査における取組み

以上に述べたような過去2年間の調査の経緯と、第2回調査において見出された課題等を踏まえ、3年目となる本年度においては、以下に述べるような調査を行い、「一般的な歴史都市」における効果的で持続的な職人育成研修の実施に向けた継続調査を実施することにする。

### 1 研修提案の公募

本調査では、研修企画の段階において、職人や職人組合その他関係者等からの研修提案を募り、その中からすぐれた提案を選定して、これをもとに研修企画を立案・実施する方式（以下「公募型研修」と呼ぶ）を試みることにする。

職人や職人団体、関係者の間に潜在する研修ニーズを掘起こし、これに沿った研修を実施することが狙いである。この公募型研修の効果と課題等を検証し、これと第2回調査の成果を総括する形で、改めて効果的でかつ持続的な職人育成研修の実施方策について提言することとしたい。

### 2 民間主体の任意団体による調査の推進

次に、調査の実施主体について、第2回調査までの小田原市＝行政から「小田原職人学校設立推進協議会」（以下「協議会」という）<sup>9</sup>への切り替えを行う。そして当該協議会の職人育成研修組織への発展的解消を想定しつつ、行政と民間組織との連携による三位一体型の職人育成研修事業を進めてゆく上で必要となる、両者の役割分担及び行政の支援内容をはじめとする連携体制の具体像について検証を加える。

この民間組織の役割に関しては、第2回調査の結果を踏まえ職人育成研修の実施をはじめとする事業の実施において、その基幹的な機能を担うことを想定している。本調査では、そのための組織編成や運営体制のあり方、必要となる財源の確保の方策等について検討を加えたい。

また、民間組織との連携とその実質的形態のひとつとなるものと考えられる行政の支援に関しては、人的支援・物的支援・経済的支援等、さまざまな形態が想定されるが、本調査では、行政の策定する総合計画や「歴まち計画」等への位置づけ、小田原市の「歴史的建造物等保存活用検討プロジェクトチーム」（以下「庁内プロジェクト」という）で検討を進めている歴史的建造物の保全・活用のための各種の所有者支援制度（補助金の給付、免税措置等）、建築基準法の適用除外等の制度面における整備といった要素も視野に入れて検討を進めることにする。

## 註

---

- <sup>1</sup> 国土交通省都市局「平成 24 年度歴史的風致維持向上推進等調査報告書『地域による歴史的建造物の管理・運営手法に関する検討調査（神奈川県小田原市）』」平成 25 年 3 月。
- <sup>2</sup> これについては、第 1 回調査の過程で所有者の意向に変化が見られた点が大きな要因となったものと認識している。
- <sup>3</sup> 国土交通省都市局「平成 25 年度歴史的風致維持向上推進等調査報告書『他地域講師招致による数寄屋等建築技術の職人育成研修実施方策の実践的検討（神奈川県小田原市）』」平成 26 年 3 月。
- <sup>4</sup> この「実践型研修」という用語は、本年度調査において新たに用いたものである。
- <sup>5</sup> その実数について、京都市では約 45,000 棟、金沢市では約 6,000 棟と把握されている。これはいわゆる悉皆調査の成果であり、いまだこれを実施していない小田原市の場合については未把握であるが、本年度調査に際し一部の地域で実施したパイロット的な所在調査の結果を踏まえると、この数には到底及ばないものと想定される。同様な状況にある歴史都市は全国に多数存在するものと考えている。
- <sup>6</sup> 「金沢職人大学校」は金沢市が設置し、公益社団法人が運営している。その際、指定管理者制度が導入されており、運営資金の大部分は金沢市が公費をもって負担している。第 2 回調査で注目したのは民間で運営する職人育成研修組織に対し官＝行政が支援を加えるという形態そのものであり、その一例として「金沢職人大学校」の名前を取り上げたに過ぎないことを付記しておく。
- <sup>7</sup> 註 3 前掲報告書第 4 章第 2 節参照。
- <sup>8</sup> 小田原市数寄屋等建築調査団「職人学校設立に伴う小田原市内数寄屋等建築調査報告書」平成 25 年 11 月。本調査は再委託により実施した。
- <sup>9</sup> 第 2 回調査の成果を踏まえ、当該調査において小田原市の調査に協力した「職人育成研修企画等コーディネータ」（市が選定した外部の専門家）を中心とする構成員により、平成 26 年 4 月に編成された。

## 第2章 実施方法・検討体制等

本章では、前章で見た本調査における取組みについて、その具体的な方法・内容及び手順、またこれを進めるための検討体制等について述べることとする。

### 第1節 調査方法・内容等

本調査では、公募型研修を試行的に実施することとする。具体的には研修内容を公募し、協議会において、これに相応しい教材をマッチングして実践型研修を行う。

これを行うには、前提として対象地域（実践型研修の実施地域。本調査の場合は小田原市域を想定している）において研修教材の候補となる物件＝歴史的建造物を把握しておくことが必要となる。そこでまず、対象地域における歴史的建造物の悉皆調査（以下「建物調査」という）を実施する。

これと並行して研修提案の公募を行い、応募された提案の中からすぐれたものを採択する。そして建物調査において把握した教材候補物件と研修とをマッチングするなどして研修企画を立案し、研修を実施する。

研修実施の間、その効果・課題等について確認しながら、先進事例の視察や専門家等へのヒアリング等も行い、これと研修結果とを合わせ、実用的な職人育成研修の実施方策や運営方策を検討し、最終成果を取りまとめる。

以上が本調査における実施の手順の概要である（図2-1）。

#### 1 研修教材候補物件の把握

歴史的建造物については、昭和25年（1950）の建築基準法施行以前に建築された物件とするのが一般的であり、京都市や金沢市では、前章でもふれたように、全市域に及ぶ細かい悉皆調査によってその総数と実態等に関する基礎的なデータが把握されている。

小田原市の場合は、いまだこれに該当するデータを有しておらず、

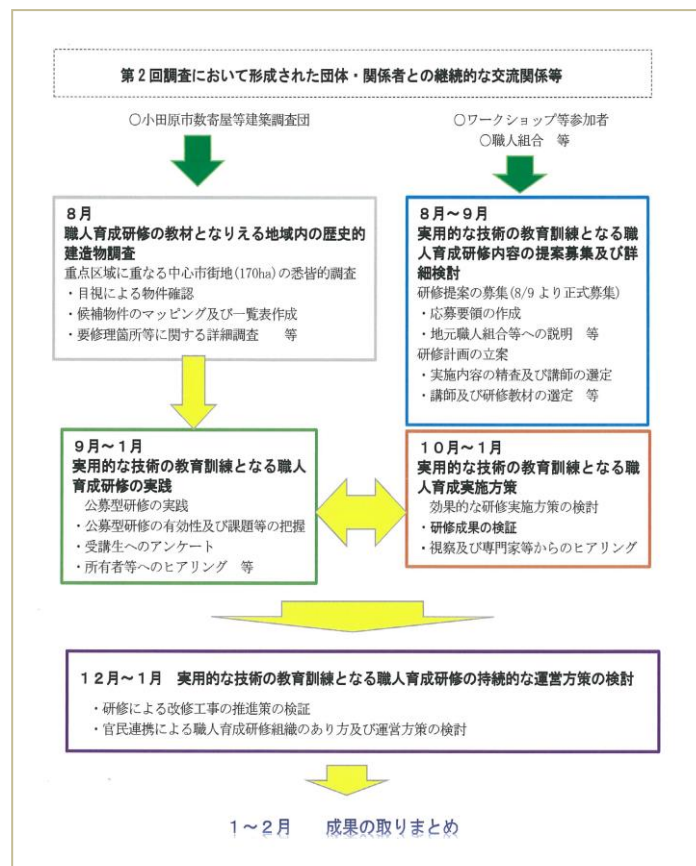


図2-1 本調査の実施フロー



写真 2-1 「歴まち計画」の「重点区域」の一面を占める小田原市の中心市街地（かまぼこ通り）

当該データの把握＝研修教材候補物件の把握に向けては、まず市域の歴史的建造物の悉皆調査を行う必要がある。

とはいえ、限られた調査期間の中で全市域においてこれを実施することは不可能である。そこで本調査においては、「小田原市中心市街地活性化基本計画」<sup>2</sup>において「中心市街地」とされる区画において、部分的にこれを実施することとする。

ここにいう「中心市街地」は、「歴まち計画」で規定される「重点区域」の一面をなしており、今後もこれにかかる事業の集中的な推進を図る区域に当たる。したがって、当該区画における歴史的建造物の悉皆調査の実施は、本調査とともに「歴まち計画」の効果的な推進という観点からもきわめて有効ではないかと判断される。

なお、通常の悉皆調査の場合、その調査の内容は、該当する物件の所在・外観等の確認、意匠的な特徴の把握等の範囲にとどまるのが一般的であるといえよう。ただ、本調査においては、同様な手法による基礎的な調査に加え、研修教材となり得ると認められる物件に関しては、建築年代の推定・把握、要修理箇所の把握、研修教材としての提供に関する所有者の意向の確認等も合わせて行うこととする。

この場合、調査実施には建築に関する専門知識が必要となる。通常の悉皆調査は学生や一般市民を動員して行われるが、本調査においては、これを専門家団体への再委託によって実施することにする。

## 2 研修提案の公募、研修企画の立案

建物調査と並行して、職人や職人組合及び職人関係者から、歴史的建造物の改修・伝統的職人技術の継承に関わる研修提案を公募する。

これを行うに当たっては、専用の「応募要領」と「提案書」とを作成し、これを職人や職人組合等の関係団体、第2回調査におけるワークショップ研修や車座集会の参加者など60名程に配布して応募を求めることにする。

なお、第2回調査では、実践型研修の実施に際しては、技量的に一定の水準にある複数の職人が揃っている等の面で、職人組合との連携が有効であることが確認されており<sup>3</sup>、第2回調査以来の交流がある職人組合については、重点的に提案応募を求めることとする。

公募する研修提案の形態については、提案団体によるOJT型（職場内研修）、既存の団体にこだわらず広く受講者を募集する受講者公募型の2種とし、いずれの場合も、一般から見学者等を募集することとする。

一般からの見学者等の募集については、第2回調査において、職人と関係者とのネットワーク形成に有効と判断し得る結果が出ており、本調査においてそのさらなる拡大を図るために行うものである。

次に、応募のあった提案については、協議会においてその内容等について検討を加え、研修実施による効果が高いと認められるもの、本調査の趣旨に照らして有効と判断されるもの等を選定する。選定する提案の件数は5~6件程度とする。

採択した提案に関しては、その具体的な実施に向け、協議会において「研修実施計画書」を作成する。「研修実施計画書」には、研修の目的や内容、研修日程、受講者等のほか、協議会による支援の内容等を記載するものとする。また作成に際しては、必要に応じ提案者と協議等を行う。

なお、協議会による支援は、本調査の委託金を財源とする研修講師の謝礼（費用弁償を含む）・教材費等にかかる経費の負担（資料複写代、木材・金具等の材料費、研修教材物件の賃借料、廃材等の廃棄物処理費用、その他各種消耗品類の調達費用）、適宜な講師・研究教材物件のマッチング（講師及び物件所有者との調整や交渉等を含む）、及び一般受講者の公募にかかる事務に要する経費（研修案内の広告料・案内状の発送費用等）の負担等とする。

講師に関しては、第2回調査における検討成果を踏まえ、実技研修に関しては可能な限り地元講師を発掘することとし、座学研修については他地域からの講師の招聘も視野に入れて選定することとする<sup>4</sup>。

研修教材物件のマッチングについては、すでに見たように、建物調査の結果を踏まえ

## 表2

### 提案募集を行う職人組合

※（ ）内は平成25年現在の構成員（小田原庭園業組合のみ平成19年）

- 小田原大工職組合（59名）
- 小田原左官業組合（18名）
- 神奈川県建具協同組合小田原支部（17名）
- 神奈川県畳工業協同組合小田原支部（31名）
- 小田原建築板金組合（26名）
- 小田原庭園業組合（48名）



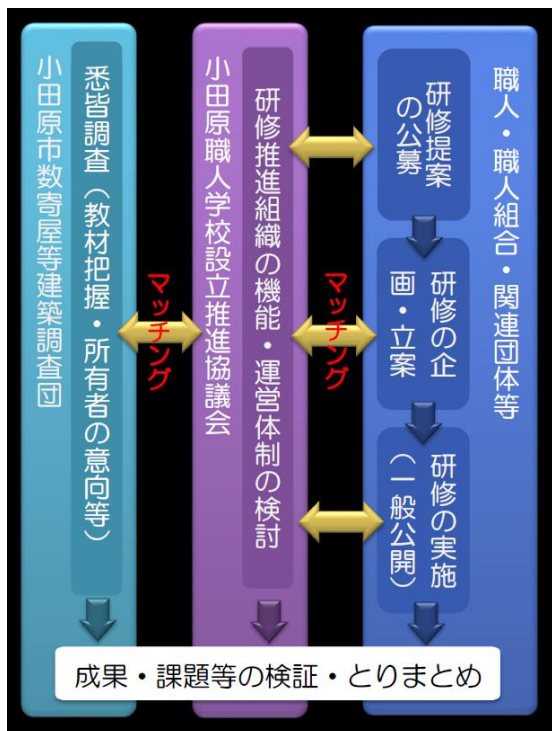


図2-2 公募型研修に関する調査の実施体系

てこれを行う。

### 3 公募型研修の実施

「研修実施計画書」に沿って公募型研修を実施する。

実施に当たり、研修実施に必要な材料に関しては、原則として地元産材を使用するよう努める。ただし地元で調達しがたいもの等については他地域から手配する。

また、研修実施に先立ち、第2回調査の造園研修での教訓等も踏まえ、教材物件の歴史的建造物としての価値を損なうことなく適正な改修・整備を行うため、マッチングした研修教材物件の事前調査を実施する。

この作業は、実際には前項の研修の企画・立案と一体的に進めることとなる。

研修の実施に際しては、研修参加者（職人・一般参加者の双方）へのアンケート調査、研修講師・教材所有者等へのヒアリング調査を行う。

その場合、研修参加者からは研修の効果・改善点、今後における研修継続の意思等、一般参加者からは研修公開の効果、職人育成研修への協力（組織運営を含む、経済的・物的・人的支援）の可否等、講師からは研修の実施内容と有効性、実践型研修を進める上での技術的問題等、教材所有者からは、研修による改修等への満足度、今後における経費負担の可否等に関する意見・所感等について、それぞれ情報を取得する。この作業は、必要に応じ研修実施後においても行う。

なお、第2回調査の場合と同様、受益者負担の観点から、受講者からは基本的に受講料を徴収することとする。受講料は一般の見学者等からも徴収する。

### 4 公募型研修の効果と課題等の検証

ここでは、前項の調査で実施するアンケート・ヒアリング調査の結果等を集計・整理し、これを踏まえて技術継承における地域の実状、職人・関係団体（受講者）等のニーズ、教材所有者の意向に根ざした研修方策としての公募型研修の効果と課題等について取りまとめる。

### 5 持続的な研修実施方策に関する検討

本調査で試行的に実施する公募型を含め、職人育成研修を実際に実施し運用してゆく上での諸課題とこれへの対応策について、今後、協議会を母体とした編成を考えている

研修推進組織の機能やこれと行政との連携方策を視野に入れて検討し整理する。

このうち研修の実施に関しては、第2回調査以来の課題となっている実践型研修の実施手法について、研修実施の成果等を前提として重点的に検討を加えたい。

研修推進組織の機能に関しても、第2回調査の成果を念頭において精査を進める。また、その組織の形態・運営に関しては、本調査における協議会の活動実績等を踏まえて課題等を整理する。

研修推進組織と行政との連携方策に関しては、現在「市内プロジェクト」を中心に進めている、歴史的建造物の保全・活用のための制度設計に向けた取組みとリンクした、現実的・実践的な検討を行う。

これらの検討に当たっては、研修による歴史的建造物の改修・調査・活用等を進めている民間の先行事例、及びその保全・活用に必要な制度面の整備に取り組む自治体やこれと連携する形で事業を展開している民間組織等への視察・ヒアリング調査を実施することとする。

以上、1～5における検討の結果を踏まえ、最終成果報告書を取りまとめることとする。その際には、「一般的な歴史都市」における効果的な職人育成研修の実施方策及び職人育成研修の推進組織のあり方等とともに、これにかかる小田原市における具体的な実践方針等についても提示する。

## 第2節 検討体制

本調査は、協議会において受託するが、実際に前記のような調査を進めてゆくに際しでは、関連する「小田原市数寄屋等建築調査団」（以下「調査団」という）及び小田原市等と緊密な連携を図るものとする。

次に、これらの関係団体の概要と、本調査における相互の連携方針等について述べておくこととする。

### 1 小田原職人学校設立推進協議会

すでに見たとおり、第2回調査において、調査の受託団体である小田原市に「職人育成研修企画等コーディネータ」として協力した人員を主体とし、平成26年4月に設置された任意団体である。

当該協議会については、将来的に設置を検討している「職人学校」、つまり小田原において職人育成研修を推進する民間組織の母体となることを想定している。

実際、現在の構成員の多くは、平成23年以来、民間を中心に進められてきた、この「職人学校」構想にかかわる議論等に関与してきた経緯がある。

また、小田原地域の森林・林業・木材産業及び家づくり等について考える「よせぎの会」、地元産木材の活用促進等を進める「林青会」、小田原市所有の歴史的建造物のひとつである「清閑亭」の活用業務を受託している「小田原まちづくり応援団」、小田原城天守閣の木造による復元を目指している「みんなでお城をつくる会」、「神奈川県建築士会」等、歴史的建造物や伝統工法の継承に関係する諸団体にも所属している構成員も少なくない<sup>5</sup>。

## 2 小田原市数寄屋等建築調査団

第2回調査において、建物調査(再委託)を実施するに際し編成された任意団体である。

歴史的建造物の調査・改修等に精通した大学教授・一級建築士・学芸員等の専門家で構成されており<sup>6</sup>、その多くは、これまで、第1回調査において対象物件とした小田原市の内野邸、埼玉県川越市・茨城県古河市等における歴史的建造物の詳細調査等に從事した実績がある。

なお、代表を務める羽生修二東海大学名誉教授以下、東海大学工学部建築学科(神奈川県平塚市)の関係者が主体をなしており、この調査団との連携は、地域の大学との連携という側面も有しているといえる。

## 3 小田原市

平成23年6月の「歴まち計画」の認定を機に、「重点区域」を中心とした歴史的建造物の保全・活用を本格的に進めている。また、すでに見たとおり、その拡充等に向けて、同24・25年度には第1回調査・第2回調査を受託し実施した。

平成24年度以降、「庁内プロジェクト」を設置し、歴史的建造物の保全・活用のために必要な制度設計(各種補助制度、免税・減税措置、建築基準法の適用除外等)についても検討を進めている。



図2-3 本調査の検討体制

また、平成26年4月には、主に民有の歴史的建造物の保全・活用策を推進する担当職として文化部文化政策課内に歴史的建造物担当課長を設置し、都市部都市計画課で所管してきた「歴まち計画」事業のひとつ「歴史的風致形成建造物等整備事業」等を移管するとともに、「小田原市文化振興ビジョン」<sup>7</sup>に掲げられている「地域資源を生かす」という観点から歴史的建造物の整備・活用を進める業務に取り組んでいる。

なお、当該職の設置は、直接的には、第2回



調査の成果を踏まえた行政内部の組織整備の一環として行われたものであり、それ自体、第2回調査の成果の一部をなすものであることを特記しておかなくてはならない。

#### 4 連携方針

本調査にかかる枢要な部分の検討調査については、いうまでもなく協議会においてこれを行うが、調査団からは代表が相談役、小田原市からは歴史的建造物担課長が事務局長として協議会に参加し、三団体の緊密な連携の促進を図る（図2-3）。

調査団は、協議会からの再委託により、前節1の建物調査を協議会からの再委託の形で受託・実施するとともに、その調査成果と歴史的建造物に関する専門的な知見を以て協議会による本調査の遂行に助言等を与えるものとする。

小田原市は、「市内プロジェクト」における検討等と協議会による本調査との整合性・連携を図るとともに、協議会による本調査の遂行、調査団による再委託調査等に必要な人員の派遣、情報の提供等を行う。

以上のほか、前記の「よせぎの会」・「林青会」・「小田原まちづくり応援団」等の関連団体とも、協議会を構成する役員を通じ、必要に応じて連携を図ることとする。

#### 註

- 1 歴史的建造物の悉皆調査に類する調査の成果として「ふるさと小田原建築100景実行委員会」『ふるさと小田原の建築100景』（平成5年3月）、神奈川県教育委員会『神奈川の近代和風建築—神奈川県近代和風建築調査報告書』（平成12年3月）があり、それぞれ100件、252件の歴史的建造物を取り上げられている。前者については企画段階から物件を絞り込む意図が存在している点に問題があり、後者に関しては主要道路からの目視により調査するという方法の面で不十分さを指摘せざるを得ない。
- 2 平成25年3月策定・認定。当該計画では歴史的建造物の整備・活用による「中心市街地」の活性化が掲げられており、その具体的な推進は「歴まち計画」によるものとされている。
- 3 国土交通省都市局「平成25年度歴史的風致維持向上推進等調査報告書『他地域講師招聘による数寄屋等建築技術の職人育成研修実施方策の実践的検証』（平成26年3月）第4章第3節参照。
- 4 第2回調査においては、特定の地域で失われた技術を再生するための方策として当該技術が継承されている他地域からの講師の招聘の可否等について検討した。しかし、これについて金沢市等の先進事例地の関係者からは、地元職人の軽視につながる等の観点から否定的な意見も聞かれた。また調査の過程で失われたかに見える技術にしても実際のところは休眠状態にあり、地域における技術継承にはこれらを有する地元職人を講師として発掘することの重要性が明らかとなった。ただ、職人としてのものの考え方、高度な専門知識等に関する部分では他地域からの講師招聘が必要又は有効であるとも判断された。以上の点については、註3前掲報告書第4章第2節参照。
- 5 構成員等は資料1のとおり。

---

6 構成員は資料1のとおり。

7 平成24年3月策定。

## 第3章 公募型研修に関する実践的検討

本章では、前章において述べた調査方法と検討体制を踏まえて実施した本調査の結果について、その概要をまとめることとする。

### 第1節 職人育成研修の教材となりえる地域内の歴史的建造物調査

第2章において述べた建物調査(悉皆調査)である。

これについては調査団への再委託により、すでにふれたとおり、「歴まち計画」の「重点区域」の一部、小田原市の「中心市街地活性化計画」に規定する中心市街地(約170ヘクタール。図3-1)において、8月15日～31日にかけて実施した<sup>1</sup>。

以下、その概要について整理することとする。なお、調査成果等の詳細については「職人学校設立に向けた小田原市『中心市街地』における歴史的建造物悉皆調査(一次・二次)報告書」<sup>2</sup>に取りまとめられている。



図3-1 建物調査の調査範囲(赤色の枠線内、灰色の実線は旧東海道・黄色のドットは歴史的建造物)

#### 1 調査の範囲と対象物件

調査範囲の設定理由については、前章に述べたとおりである。また対象とする物件(以下「対象物件」という)は、これも前述したとおり、この種の調査で一般的な昭和25年(1950)の建築基準法施行以前に建設された建物とした。

#### 2 調査概要

##### (1) 第1次調査

まず、調査範囲において、調査団の団員が目視によって該当する物件115軒を選定・確認し、次のような基準によって分類した。

A: 42件・・・竣工当時の形状等が、ほぼ完全に残されている。

B: 23件・・・竣工当時の形状等が残されているが、部分的に増改築等が行われている。

C: 21件・・・竣工当時の形状等は部分的に残されているにすぎないが、復元が可能な状況にある。

以上の分類に従い、その所在を地図上に色分けをしてマッピングした。

なお、この種の調査に際しては固定資産台帳を参照する場合も多い。その使用には個人情報保護等の観点から厳重な制限があり、当該調査ではこれによって対象物件の数と所在町名のみを把握した。

その結果、調査範囲内に所在する対象物件数は 838 件であり、目視による第 1 次調査の結果 115 件とは相当大きな開きがあることが確認された。

むろん、高い塀や屋敷林に囲まれた邸宅など、目視では確認し得ない物件は少なからず存在すると見なくてはならないが、その差はあまりにも大きく、今後、固定資産台帳を基礎とする調査の実施を検討する場合には注意を要する点といえよう。

## (2) 第 2 次調査

第 1 次調査で把握した物件のうち、前記 A に該当する物件について再確認を行い、その結果、研修教材としてふさわしいと考えられる物件 18 件を把握した。これらについては、詳細調査を実施し、建築年代・要修理箇所等を把握するとともに研修教材としての使用に関する所有者の意向確認等を行った。

なお、調査範囲内には、国登録有形文化財、「形成建造物」、「小田原ゆかりのすぐれた建造物」<sup>3</sup>等の指定物件や「街かど博物館」<sup>4</sup>として活用されている物件が 11 件所在している。これらについては、すでに歴史的建造物として一定の価値が確認されており、建築年代等の必要なデータも取得されていることから、第 1 次調査の対象から除外し、第 2 次調査のみを行った。これにより、第 2 次調査における対象は全 29 件となった。

第 2 次調査の実施に際しては「小田原市歴史的建造物聞取り調査票」(図 3-2)を作成した。

なお、調査内容が所有者のプライバシーに関わること、創立間もない協議会の活動がまだ一般には周知されていないこと等を考慮して、第 2 次調査に先立って、協議会会長と小田原市に属する同事務局長との連名による対象物件所有者宛の調査依頼文を作成して所有者に送付するとともに、調査当日には調査団員に協議会役員 2 名と事務局長が同行した。

小田原市歴史的建造物聞取り調査票

No.	
1.住所・氏名	
2.建築年	
3.建物規模	
4.外観写真	
5.聞取り内容	
6.総評	

図 3-2 小田原市歴史的建造物聞取り調査票

## 2 要修理箇所の把握



すでに見たとおり、2次調査では29件（現在の用途分類で店舗15件、料亭2件、住宅12件）の物件を個別に訪問し、所有者への聞き取り調査を行った。その結果、所有者の都合（病気等）のため接触できなかった2件を除き、27件の所有者に対しこれを実施することができた。

このうち、所有者からのヒアリングや目視による観察により、要修理箇所が見出された物件は、約半数の13件である。1件については総体的な老朽化、部材の腐朽等が見られ、かなり規模の大きな改修が必要と認められたが、他は比較的軽微で部分的な修繕にとどまるものであった。そして、最終的には、調査団と協議会との協議の上、7件を教材候補物件として選定した（図3-3）。

その一方で他の14件においては、殊更に要修理箇所が把握されなかった。これは所有者が、歴史的建造物としての意匠等を保ちながら自力で改修・整備を進めてきた結果で



図3-3 最終的に選定した教材候補物件

#### <要修理箇所>

- 瀬戸煙草店（昭和3年）：トタン張りとなっている外壁の「さら子下見板張り」の復元
- 小西薬局（大正13～14年）：腐朽・損傷した店舗入口部分の建具の修復
- 岡田邸（昭和初期）：荒廃した庭園の整備
- たるま料理店（大正15年）：劣化した屋根の塗り替え・2階畳下の床板の修理
- 山本邸（大正14年頃）：剥落した漆喰壁の修復
- 籠常（大正末期）：トタン張りとなっている外壁の「さら子下見板張り」の復元
- 清風楼（昭和25年）：雨漏りによりビニールクロスに替えられた玄関内壁部分の復元

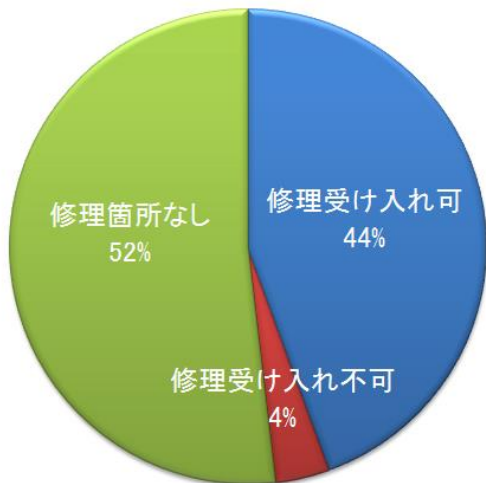


図3-4 第2次調査で得られた実践型研修への教材提供に関する所有者の意向【N27】

ある。このうち10件は店舗・料亭であり、業務上、物件の整備が欠かせないことが、その大きな要因のひとつといえよう。

### 3 所有者の意向把握

これについては、要修理箇所が把握された13件のうち12件の所有者が実践型研修への教材提供が可能であると回答している。残余の1件は、経費的にあまりにかさむため研修教材への提供は不可能との回答であった(図3-4)。

他方、要修理箇所が認められなかった14件の所有者からは、必要な改修は

行っており現状においては取り立てて改修する必要はないことから、現実的に研修教材としての提供もできないとの回答が得られている。ただこれに関しては、今後改修箇所が見出された場合には研修への提供も検討しえとの感触を得ており、基本的にはほとんどの所有者が研修教材への提供について前向きであると判断された。

現状では、実践型研修の手法そのものが確立していないこと、試行的に行う本調査では材料費等の改修費用の大部分が推進調査の委託金で賄われることから、上記の結果については、今後、実践型研修を進めてゆく上で、決して楽観視すべきものとはいえない

が、その実施に対し、物件所有者において相当な需要が存在していることは間違いないものと考えている。本格的な実践型研修の実施により所有者負担が生じる場合におけるその意向に関しては、節を改めて言及することとしたい。

## 第2節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修内容の提案募集及び詳細検討

本調査の核となる公募型研修を実施する上において、その前提となる研修提案の公募にかかる部分である。

### 1 提案の募集

#### (1) 応募要領等の作製・配布等

まず「応募要領」(図3-5)及び提案の「応募書式」(図3-6)を作成した。

職人育成研修公募事業のご案内

## 伝統的な職人技術を

未来に伝えるために

研修提案を募集します

小田原職人学校設立推進協議会

※この事業は、国土交通省「歴史的風致維持向上調査」の一環として実施するものです。

海、山、川に囲まれた豊かな自然の恵み、人々が行き交う「宿」として生まれ、やがて強固な要塞を備えた政治・軍事都市、次いで保養地・別荘地としても発展した小田原。

小田原城跡や近代の別荘等、市内のあちこちに残る情緒豊かな歴史的建造物群は、歴史都市小田原の魅力を表す遺産の一つですが、そんな貴重な遺産を守るために欠かせない伝統工法に通じた職人さんが急激に減っています。

私たち「小田原職人学校設立推進協議会」(以下「協議会」)は、昨年度、職人の育成による伝統工法の確実な継承と史的建造物の保全と新たな活用のための「職人学校」の設立を目指して行われた小田原市による「小田原職人学校講座事業」等を継承し、より効果的で持続的な職人育成研修の実施手法の確立に向けて「職人育成研修公募事業」を実施します。



昨年夏、小田原市内で実施した「小田原職人学校講座」の開催風景(右)と(左)官備、左：漆塗り

図3-5 公募型研修の応募要領

OJT 型・受講者公募型とも共通の書類とし、「応募要領」では、実施する公募型研修の概要、その実施要領（提案団体・研修の形態・研修の内容・受講者・講師の選定・研修教材の選定・研修費用の負担）、提案から研修実施までの流れ（研修提案の応募⇒研修内容の精査・採否の決定⇒研修内容等の協議⇒受講者の募集⇒準備作業⇒研修の実施）を説明し、研修提案を求めた。

提案者が作成する「応募書式」については、提案者に関する情報のほか、研修の形態＝OJT 型・受講者公募型の別、研修内容、経費を記載する形とした。

本調査着手後の8月9日以降、前章でもふれたとおり地元職人組合や、第2回調査におけるワークショップ型研修や車座集会への参加者等に配布（基本的に郵送）して研修の提案を求めた<sup>5</sup>。公募に際しては同24日を締め切りとして設定した。

とくに重点的に提案の応募を求めるとした職人組合に関しては、組合長や組合員に対し、本調査の趣旨、「応募書式」の記載方法等について直接説明等を行った。

これに関しては、協議会内において、公募型研修における提案団体の主体性を重視するとの観点から、職人組合に対してのみ特別な対応をとるべきではないとの議論もあったが、協議会の活動自体がまだまだ広く周知されていない点等を勘案して実施に踏み切ることにした。

なお、職人組合との連絡・調整に関しては、総会・役員会等での組合員への直接的な説明を求められる場合が少なくなかった。本調査の場合、対象とした大工・左官・建具・畳・板金・造園の6組合のうち、建具・畳・板金・造園の4組合から、総会における説明等を求められたが、各組合とも月1回程度の会合を行っているものの、研修提案の応募、研修内容の検討、日程調整等をそうした場で行うのに際し、相当な時間と手間とを要した。

他方、組合長等の代表者への説明のみで可とする組合の場合においても、当該代表者に提案応募に関わる調整等を委任する形とならざるを得ず、団体内での連絡等が必ずしも円滑に進まないという障害に突き当たった。

結果的に見ると、組合としての提案応募に至ったのは、畳と造園の2組合であり、板

**職人育成研修公募事業 応募書式**

■応募団体  
 団体名： \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_  
 代表者名： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

■研修の形態 →  OJT型 → 受講者数 \_\_\_\_\_名  
 受講者公募型

■研修の内容  
 関連する分野 → 職人技術：大工 左官 建具 畳 瓦 板金 造園 その他( )  
 設計  調査  その他(具体的に： )  
 提案する研修の概要(200字程度)： \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

座学の内容： \_\_\_\_\_  
 実践の内容： \_\_\_\_\_

■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)  
 座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 円  

代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円

 実践：材料代(材料・釘等)・消耗品代 → 合計 円  

代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円

図3-6 応募書式



金からも前向きの反応が認められた。この点を勘案すると、組合との交渉に関しては、総会等で直接組合員に説明する形態で進めるのが妥当と判断される。

## (2) 提案応募の促進策

前記した職人組合への説明に当たっては、組合長や組合員から研修提案に関し前向きな発言も聞かれた。また第2回調査ワークショップ参加者等からの照会等も寄せられ、期限前において数件の提案に関する相談が寄せられていた。

しかしながら、実際のところ、提出期限とした8月24日までに提出された提案は、わずか2件にとどまった。

これについては、応募期間が短期間であったこと<sup>6</sup>や、提案書作成の煩雑さ、提案したい研修を提案書の形に具体化する上での困難さ、経費の算出といった準備の手間等が応募に歯止めをかけたものと判断された。

そこで協議会では、応募期間を9月末日まで延長するとともに、研修実施にかかる細部の計画の立案に関しては提案書提出後の協議に委ね、その提出段階においては大枠の概要が示される程度でよい、経費の積算に関しては見積書等を添付する必要はなく概算でよい、として、提案の提出にかかるハードルを低くし、事前に相談を受けていた団体等に対して重ねて提案の検討・提案書の提出等を促した。

さらに、研修実施には前向きであっても、その具体的な実施内容をイメージできない団体等に対しては、当該団体に適した研修の実施例等を提示し、誰が何のために研修を行うのかという研修の骨格を示すだけでもよい旨を説明した。

以上のような取組みの結果、最終的には7団体から10件（前記の2件分を含めると9団体から12件）の提案が寄せられた。

公募型研修は、金沢市・京都市に比較して保全・活用すべき歴史的建造物の絶対数が少なく、その維持に必要な職人に対する需用も小さいと見られる「一般的な歴史都市」における職人育成研修のあり方として、職人や関係者・関係団体等が有する研修需用を発掘するという観点から、実験的に実施を試みようとしたものである。

ただ、実際のところは、受動的に提案書の提出を待つのみでは研修需要の発掘は困難であること、むしろ積極的に関係団体等に研修実施を働きかける必要があることが確認された。この点に関しては、状況により、逆に提案応募を求める側から関係団体等に有効と見られる研修の実施を提案することも検討すべきではないかと判断された。

## (3) 提案団体と提案内容について

提案団体について、これをその性格別に見ると、①職人組

表3-1  
職種別の提案件数

○造園	4件 (3団体)
○大工	3件 (3団体)
○設計	2件 (2団体)
○畳	1件 (1団体)
○左官	1件 (1団体)
○建具	1件 (1団体)
合計	12件



合が2（造園・畳）、②組合以外の職人団体が1、③職人に類する活動を行うボランティア団体が1、④歴史的建造物の保全・活用等に関連する業務を所管している神奈川県・小田原市の公共機関が2、⑤学校（工業高校）が1、⑥個人の設計建築事務所が1、および本調査で建物調査を実施した調査団と多様であり（表3-2）、研修提案の公募に当たっては、職人や設計関係者以外に対してもPRを行う必要があると判断された。

また、研修に関連する職種ごとの提案件数としては、造園の4件が最も多く、大工の3件がこれに次いでいる。これは小田原地域における研修需要に比例していると見ることが可能と思われる（表3-1）。

また、設計に関する研修が2件提出されていることも注意される。第2回調査のワークショップでは、職人のほか建築士・設計士の参加が多く、設計関係者の伝統工法や職人育成研修への関心の高さを示していたが<sup>7</sup>、今回の結果もそうした動向と密接に関連していることが想定される。

なお、応募提案の形態としてはOJT型が8件、受講者公募型が4件であった。これについては、提案団体が、研修に参加する一定のグループを形成している場合にはOJT型、そうでない場合には受講者公募型が選択されていると見られる。

## 2 提案の採択

研修提案の募集後、実際に実施する提案の採択を行った。当該作業は、協議会内に研修企画担当（役員2名及び事務局長）を設置し、提案書の検討のほか、必要に応じて提案者への聞き取りを経て進め、最終的に協議会で採択を決定した。

### (1) 提案採択の結果

結果は「応募提案の採択状況」（表3-3）のとおりであり、職種としては、造園2件、大工2件、畳1件、それに設計が1件で、内容的には建物の改修のほか、前章でふれたように第2回調査で課題となった調査に関わる研修としてNo.2を採択している。歴史的

**表3-2** 本調査における提案団体（全9団体提案順）  
（ ）は提案に関連する職種

- おだわら工匠会（大工）  
第2回調査の過程で結成された伝統工法に関心を持つ若手大工のグループ。
- 小田原庭園業組合（造園）  
小田原市内の造園業者・職人の組合。第2回調査でも研修を実施。
- 緑樹会（造園2件）  
庭園の整備や簡易な樹木選定等を行うシルバー中心のボランティアグループ。
- 小田原市立図書館（造園）  
小田原市の公立図書館。小田原文学館（歴史的風致形成建造物）を所管。
- 神奈川県畳工業協同組合小田原支部（畳）  
小田原市・南足柄市内の畳業者の組合。
- 神奈川県立小田原城北工業高等学校（大工）  
県立の工業高校。建設科の課程がある。
- 小田原市数寄屋等建築調査団（左官・建具）  
建築の専門家の団体。第2回調査及び本調査の建物調査を受託。
- ぶなのスタジオ一級建築士事務所（大工・設計）  
個人の建築設計事務所。代表者は第2回調査のワークショップ等に参加。
- 神奈川県都市整備課（設計）  
ヘリテージマネージャー養成講座等を所管。

No.	職種	形態	研修内容	採否	主な理由
1	造園	OJT	庭園樹木の剪定等	○	提案者は第2回調査でも研修を実施、継続性を評価
2	造園	OJT	庭園樹木等の調査	○	第2回調査で課題となった調査研修の実践例として有効
3	造園	OJT	樹木剪定・病気診断等	△	(内容の重複・類似のためNo.1とマッチングして実施)
4	造園	公募	四つ目垣の造作	×	歴史的建造物の改修・整備に該当しない
5	大工	OJT	伝統工法による茶室の新築	○	伝統工法の新築への活用等の面で有効
6	大工	OJT	高校生の大工実習	○	将来的な伝統工法の普及、職人育成の裾野拡大に有効
7	大工	OJT	木造住宅の天井の改修	×	提案者が関わる施工中の工事の一部を研修で行う提案のため協議会による経費負担に疑義の生じる恐れがある
8	左官	公募	剥落した壁の修復	×	講師・受講生ともに確保が見込めない
9	建具	公募	木造店舗の引き戸改修	×	受講生の確保が見込めない
10	畳	OJT	手縫いによる畳作成・他地域講師による講評	○	他地域講師招聘に独自の目的が認められる
11	設計	公募	木造店舗の調査等	△	(内容の重複・類似のためNo.12とマッチングして実施)
12	設計	OJT	ヘリテージマネージャー活動の実践	○	第2回調査で課題となった活用関係の研修として有効

表3-3 応募提案の採択状況。採択欄の○は採択、×は不採択、△は他の提案と合同で開催する場合を示す。

建造物の保全活用の取組みを支援するヘリテージマネージャーの活動実践研修であるNo.12についても、同様に歴史的建造物の活用にかかる調査及び研修として採択した。

結果的にすべてOJT型であるが、これは受講者公募型の提案において、後述するような問題が認められたためであり、受講者公募型の意義を否定するものではない。

なお、造園・設計に関する提案のうちNo.3、No.11については、実質的な採択とし、それぞれ類似する内容のNo.1、No.12との合同で実施することにした。これら内容的に類似性を有する提案が複数提出される背景には、該当する内容の研修需要が高いことを示すものと判断している。

## (2) 採択の理由等

これについて、No.1に関しては、提案団体である小田原庭園業組合が第2回調査において団体を挙げての研修を実施しており、今回も継続的な研修に取り組む意向を示していたことを評価した。

No.5の伝統工法による茶室の新築研修は、歴史的建造物の改修には当たらないが、表3-3にも掲げたとおり、伝統工法については歴史的建造物の改修等ばかりでなく新築への活用も重要である<sup>8</sup>こと、基本的な技術の習得に新築が有効と考えられること、提案団体である「おだわら<sup>こうしょう</sup>工匠会」が第2回調査における若手大工間の交流を基盤として結成された団体であり、研修を機とした今後の発展や活動拡大に期待がもたれる点等を勘案

して採択した。

No.6 については、何よりも高校生による研修の受講が職人育成における将来的な基盤の拡大に繋がることを期待した。また、第2回調査において、今後、職人育成研修を進めてゆく上でのキャンパス（情報発信基地）の確保という問題との関連から、提案団体の神奈川県立小田原城北工業高等学校との連携が課題のひとつとなっていた点<sup>9</sup>も視野に入れて採択した。

No.10 は、他地域講師の招聘を伴うものであるが、その目的について、他地域講師の指導による技術の向上や取得ではなく、自らの技術水準の確認に設定するという独自の発想に注目した。

No.12 については、職人育成研修組織が歴史的建造物の保全・活用等を進める上で、ヘリテージマネージャーとの協力関係の構築が有効であり、これに向けてはその養成を進めている神奈川県との連携も重要であると判断して採択した。

なお、不採択とした提案に関しては「応募書式」の精査等を行った結果、それぞれ講師・受講生の確保が困難と想定される（No.8・No.9）、研修実施の方法にやや問題がある（No.7）、歴史的建造物の改修・整備等に関連しない（No.4）と判断した。

ただし、内容的に職人育成研修の実施にかかる提案として、まったく意味を持たないと判断される提案は1件もないものと考えており、何れも、関係者からの貴重な提案として本調査終了後の事業展開に活用してゆきたい。

### 3 研修計画の企画・立案

採択した6件の提案については、協議会内の研修企画担当と提案者との間で実施内容等について協議し、講師の選定、マッチングする物件の選択や当該物件所有者等との



写真 3-1 提案団体のひとつ神奈川県立小田原城北工業高等学校。職人育成研修における連携も課題となっている



写真 3-2 神奈川県によるヘリテージマネージャーの養成講座

研修実施計画書 第 号

提案団体	名 称	
	団体概要	
職種等	<input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 雑員 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 嵌金 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
研修形態	<input type="checkbox"/> OJT型 <input type="checkbox"/> 参加者公募型 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
研修目的		
研修内容		
研修日程	全日程	
受講者	OJT参加者	
	公募参加者	
	合計	
受講料	OJT参加	
	公募参加	
	合計	

対象教材 (マッチング)			
支援内容	講師謝礼		
	経費負担	講師謝礼	
		講師旅費	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		借料・損料	
		雑役務費	
	合計		
その他			
備考			

図3-7 研修実施計画書

本研修はOJT型であり、作業内容も本格的な大工仕事であるため、一般参加者は見学のみとする考えであったが、簡易な作業に属する土壁の木舞<sup>こまい</sup>作成については一般の実技参加者も募ることとした。

また、伝統工法によって新築される茶室は、繰り返し組立・解体することが可能であることから、平成26年11月に開催される「全国削ろう会小田原大会」<sup>10</sup>までに作業を終了させ、同会場に成果物を展示して職人育成研修の必要性等について広く一般にアピールすることとした。

b 緑樹会 (第3号研修関係)

提案の内容は樹木調査と病気診断であったが、第2号研修の教材にマッチングした物件の事前調査として樹木調査を行うこととしたため、当該調査をこの第3号研修実施の好機と捉え、物件調査と研修とをマッチングする試みることとし、内容を樹木調査に絞って行うこととした。

c 神奈川県豊工業協同組合小田原支部 (第4号研修関係)

研修の実施形態として、協議会としては他地域講師による座学研修の実施後に実技研修を行うのが順当と考えていたが、提案者の意図を重視し、その効果をさらに高めるために、座学と実技の実施順序を逆転させて実施することとした。

d 神奈川県立小田原城北工業高等学校 (第5号研修関係)

これについては、今後の継続的な実施を視野に入れると、今回の研修を学校の教育課

調整を行い、その上で提案ごとに「研修実施計画書」(図3-7)を作成した。

その際、おおむね提案順に研修番号を付し、表3-3掲載のNo.5(茶室新築)を第1号、No.1(樹木剪定)を第2号、No.3(樹木調査)を第3号、No.10を第4号(畳作成)、No.6(高校生の大工実習)を第5号、No.12(ヘリテージマネージャーの活動実践)を第6号とした。

(1) 研修内容の精査

これについては、研修がより効果的なものとなるよう、協議会と提案者等との間で協議を行った。

その内容に関し、ここでは以下の点を特記しておきたい。

a おだわら工匠会(第1号研修関係)



程に位置づけることが望ましいことから、3年生の「課題研究」の一環として実施することとした。また、受講生については、「課題研究」におけるクラス編成を前提として選定する考えであったが、学校側の意見も踏まえ、建設科に所属する生徒から希望を募ることとした。

なお、本研修については提案者から具体的な研修内容が示されていなかったため、協議会から木造建築外壁の「ささら子下見板張り」の修復研修を提案した。

## (2)教材物件のマッチング

実施する6件の研修のうち、茶室新築にかかる第1号研修以外について教材物件のマッチングを行った。

樹木調査・樹木剪定にかかる第2号・第3号研修の教材に関しては、民有の庭園として唯一昨年度から研修教材としての活用を進めてきた市内南町の物件を教材として選定した。

これに関しては、すでに所有者の理解が得られていること、実際に庭園の荒廃が進行していて研修による整備に適していることのほかに、第2号研修を提案した小田原庭園業組合から、第2回調査以降も組合として同庭園を教材とした研修を継続したいとの意向が示されていたことが、最大の理由として挙げられる。

第4号研修については、新規に京畳を作製する内容となることから、第1号研修で新築される茶室を教材としてマッチングした。これは異なる職種の研修提案をマッチングする試みのひとつとして行ったものである。

第5号の高校生の大工実習については、研修による改修成果の広報等を重要視して、研修実施の成果が一目でわかる、外観の修復を要する物件を選定する方針を定め、前記のとおり「ささら子下見板張り」の修復を行うこととした。

当該研修については、複数の物件のマッチングについて検討したが、最終的に市街地の中心部に位置する瀬戸煙草店を選定することとし



写真 3-3 第2号・第3号研修の教材とした岡田邸の庭園

## 景観法・景観条例に基づく届出制度

市では平成18年2月より景観法に基づく景観計画・景観条例を施行し、小田原のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次世代に引き継いでいくために、景観づくりの方針として建物の形態や色彩などについて定めており、建築物の新築や、屋根、外壁の塗り替え等の際には市に届出が必要となります。(景観法第16条第1項)  
届出が必要な行為に該当しそうな場合は、事前に事前相談をお願いします。

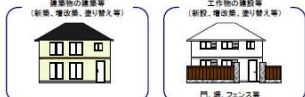
### 景観計画の対象区域

小田原市全域

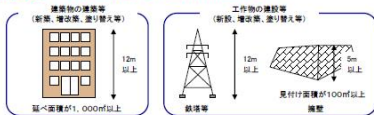
(良好な景観形成が特に必要とされる区域は景観計画重点区域(裏面参照)に位置付けています。)

### 届出が必要な行為

**重点区域**・・・すべての建築物、工作物が届出の対象です。



**市域全域**・・・一定規模以上の建築物、工作物が届出の対象です。



届出先  
問い合わせ先

小田原市都市部 都市計画課 景観係  
電話 33-113(直通)

ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

小田原市景観計画

図3-8 景観条例に基づく届出制度に関する小田原市の案内チラシ

た。

また、当該物件の所有者は、その今後の改修等について課題を抱えていたことから、ヘリテージマネージャーの活動実践である第6号研修においても、重ねてこれを教材としてマッチングすることとした。

なお、マッチングに関しては、実際これに至らなかったものも含め複数の物件の所有者との交渉等を試みているが、その過程で以下のような課題が確認された。

#### a 各種の規制への対応

木造の歴史的建造物には、防火対策等の面で行政機関の指導を受けている物件があり、改修方法等が制約される場合がある。

また、研修とはいえ実際に物件の改修を行うに際しては、条例その他の規定に従って各種の届け出を行う必要が生じる場合もある。実際、第5号研修の実施に際しては、教材物件が小田原市の景観計画の「重点区域」に所在していたため、景観法・景観条例に基づく「模様替え」に関わる届け出を行う必要が生じた。これに関しては、今後、建築基準法や消防法への対応を迫られる事態も想定されよう。

#### b 出入りの職人の存在

教材候補物件を含む個人所有の建物の改修等には、もともと出入りの職人が存在しているところが多く、当該物件を研修教材として使用する際には、その人物の了解が必要となる。これは所有者と出入り業者との円滑な関係を維持する上でも欠かせないものであり、研修実施に当たっては、所有者はむろん出入りの職人・業者とも信頼関係を構築する必要がある。

#### c 立地的な制約

市街地に所在する歴史的建造物の場合、隣地との境界も狭隘な物件が多く、研修実施により近隣とのトラブルの発生が懸念される場合が少なくない。また、外壁等の改修を行う場合、必要なスペースを確保できない事例もある。

以上については、歴史的建造物を会場とする模擬的研修が主体であった第2回調査においては把握し得なかった部分であり、今後も具体的な事例を積み重ねてゆく必要があるものと考えている。

### (3) 事前調査の実施

マッチングした研修物件に関しては、改修方法の検討や使用材の選定、研修費用（材料費）の算定等のため、事前に詳細調査を実施した。

第2号・第3号研修の教材とした岡田邸の庭園については、第2回調査のワークショップにおける造園研修で座学講師を務め、すでに同庭園について一定の知見を有する藤井英二郎千葉大学教授を中心とする庭園整備等の専門家にこれを依頼した<sup>11</sup>。



写真3-4 岡田邸における庭園調査の実施状況(3次元スキャナによる撮影)

内容は、3次元スキャナによる測量及び樹木その他の庭園構成物の植栽・配置状況の確認を基礎とした現況図面の作成、これを踏まえた岡田邸庭園における樹木管理方針の策定である。後述するとおり、第2号研修の樹木剪定研修は、基本的にこの樹木管理方針を前提として行った。

第5号・第6号研修の教材とした瀬戸煙草店については、本来的には、まず物件調査を含む第6号研修のヘリテージマネージャーの活動実践を行い、次いで実際の改修に関わる第5号研修を実施することが望ましかったが、提案の提出時期と本調査全体のスケジュール等との兼ね合いから、結果的には第5号研修の実施が先行することとなった。

そこで、第5号研修の事前調査として、研修講師による改修箇所の確認と施工方法の検討を行った。この調査は、前記岡田邸庭園調査の場合の樹木管理方針のような成果を目指したものではなく、部分的な改修計画の検討である。

研修実施に当たっての事前調査については、基本的には、第2回調査に伴い行った建物調査<sup>12</sup>と同等またはそれ以上の詳細調査を行うべきとする考え方もあろう。ただ、実際のところすべての研修教材物件の詳細調査を行うことは不可能と思われる。今回の岡田邸庭園については、第2号研修の樹木剪定が庭園全体に及ぶものと想定されることから、本格的な詳細調査として実施したが、部分的な改修を行う研修等においては、瀬戸煙草店で行ったような研修に直接関わる箇所にポイントを絞った調査も取り入れられてよいであろう。

#### (4) 講師の選定

講師については、基本的に協議会で選定する方針とした。その際には、すでに述べたとおり第2回調査の結果を勘案し、実技講師や技術指導者に関しては地元人材の発掘を重視したが、特殊専門的な知識を要する第3号の樹木調査研修、及び第2号樹木剪定研



研修	種別	氏名	所属	備考
第1号	実技	芹澤毅	協議会会長・文化財建造物木工技能者	地元
第2号	座学	藤井英二郎	千葉大学教授	他地域
	実技	小長谷洋一 野口幸雄 長崎務	小田原庭園業組合長 同 副組合長 同 顧問	地元
第3号	実技	高崎康孝 池尻あき子	高崎設計室代表取締役 プレック研究所研究員	他地域
第4号	実技	内田孝治 菊池治美 大久保昇	神奈川県豊工業協同組合小田原支部長 同 支部員 同 支部員	地元
	座学	東奥宏幸 荒木正亘	東奥豊店代表・京都府現代の名工 アラキ工務店会長・京町家作事組副理事長	他地域
第5号	座学	田中英司	南足柄大工職組合長	地元
	実技	田中英司 古田土幸一 藪田薫	南足柄大工職組合長 小田原大工職組合長 同 組合員	地元
第6号	座学	田中英司	南足柄大工職組合長	地元

表3-4 本調査で実施した研修の講師



写真3-5 第4号研修で講話する他地域講師（右側が補助講師）

修・第4号豊研修の座学講師については他地域講師らを招聘した（表3-4）。

このうち第2号・第3号研修の他地域講師については、前項でふれた事前調査の実施者を当てている。

なお、第4号の豊研修では、受講者から実技における他地域講師の招聘には拒否反応が見られたものの、

座学においては、むしろこれを求める意向が示されており、第2回調査における結果の有効性は、今回も確認することができたと考えている。

また、この第4号研修で招聘した職人は、ふだん講話等を行う機会がないとのことであったため、座学のテーマに沿った話を引き出すため話術にたけ職人技術にも精通した補助講師を招聘することとした。これについては、第2回調査に当たり、腕は確かであっても

講話が苦手な職人講師への対応として検討していたものである。

### (5) 受講料の設定

受講料については学校の授業の一環として行う第5号研修を除いて徴収することとし、第1号研修では、第2回調査ですべての受講者が適正と感じると回答した金額の上限2,000円、事前調査への実質的な協力という側面を有する第3号研修では資料代の実費に当たる600円と設定した。いずれもあくまで試行的な設定である。

ただ、実践的研修を念頭に置いた受講料に関する議論の中で、第2号・第4号研修の提案団体からは、第2回調査のワークショップと異なり、それが実際の改修・整備につ



ながるといふ観点から、受講料の徴収に対して異論も出され、むしろ日当の至急を求め  
る声も聞かれた。

また、ヘリテージマネージャーの活動支援を目的とする第 6 号研修については、その  
活動が本来報酬を伴うものであり、提案者から受講者に謝礼が支出される方式としたた  
め受講料の徴収を見送った。この考え方を敷衍すれば、実践型研修においては日当の支  
給が妥当であり、受講料の徴収は困難とも判断されよう。しかし、受講料という形が相  
応しいかどうかは別として、持続的な職人育成研修の推進に当たっては、受講者に何ら  
かの負担を求める必要があると考えている。

以上は、非常に重要な論点を含む問題であるが、本調査では日程的に限定もあること  
から、ひとまず第 2 号・第 4 号研修の提案団体である組合内部で徴収している研修費か  
ら 1 名 500 円分の納入を求める形で決着させることとした。

なお一般参加者（見学者）の受講料については、資料代を根拠として定めた前記第 3  
号研修の 600 円としたのを除き、基本的に前記の OJT 受講者と同額の 500 円と設定する  
こととした。

### **第 3 節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修の実践**

研修提案の公募、これを前提とした研修企画の立案を経て、平成 26 年 9 月 28 日から  
同 27 年 1 月 12 日にかけて研修を実施した（表 3-5）。

その際には、計画に従い見学者・教材物件所有者等を含めてアンケート・ヒアリング  
調査等を実施した。

#### **1 研修の実施**

これについても、すでに述べた提案の公募、これを踏まえた研修の企画等とともに、  
協議会内の研修企画担当を中心に進めた。

具体的な業務の内容は、事前の準備段階における受講者及び講師・教材物件所有者と  
の調整、研修資料の準備（印刷・帳合等）、一般参加者募集のための広報（タウン誌への募  
集記事の掲載、案内リーフレットの作製）、アンケート用紙の作製、研修当日における進行  
の管理やアンケート用紙の配布・回収、受講者等へのヒアリング、写真撮影等による記  
録作成、受講料の徴収、研修終了後における研修経費の支出、アンケートの集計を含む  
研修成果の取りまとめ等である。

以下、研修の事前準備段階、研修当日、そして研修実施後において行った業務のうち  
特記すべき点等について述べておきたい。

なお、第 1 号から第 6 号までの個々の研修の実施日程、概要等については、表 3-5 を  
参照されたい<sup>13</sup>。

日程	研修名	場所	受講者	実施概要
9月28日	第1号-1	大山商店作事小屋	OJT10 / 一般9	実施以前に提案団体が自主研修によって作成した図面をもとに茶室の材料加工・墨付け加工等を実施した。一般は見学のみ。なお、提案団体は当該研修日以外にも自主的に作業を実施している。
10月19日	第3号	岡田邸庭園	OJT3 / 一般2	講師の指導のもとで一般参加者も含め教材物件内の樹木の樹高・枝張り・幹周等を測定した。また主要な樹木について樹齢の推定、それが本来庭園整備のために植樹されたものかどうか等について講師とOJT参加者との間で意見交換を行った。
	第4号-1	内田畳店工房	OJT11 / 一般3	第1号研修で作成された図面をもとに、伝統の手縫い手法で畳を作成した。実施に先立ち第1号研修の提案団体と畳の寸法・原材料等について協議している。
10月26日	第1号-2	大山商店作事小屋	OJT10 / 一般5	第1号研修の1等で製作した部材を組み立て茶室の骨組みを完成させた。一般は見学のみ。
11月2日	第1号-3	大山商店作事小屋	OJT10 / 一般3	第1号研修の2で組み立てた茶室の木舞掻きを実施した。簡易な作業のため一般参加者も参加した。
11月8日	第4号-2	小田原アリーナ	OJT13 / 一般10	講師として京都から招聘した職人から、関東の技術と関西との畳作製技術の相違点、第4号研修の1で作成した畳の仕上がり等に関する講義を実施した。著名な大工棟梁でもある補助講師からは茶室自体に対する講評も行われた。
11月21日	第5号-1	神奈川県立小田原城北工業高等学校	OJT14	第5号研修の2で実施する実技研修に関し事前に説明するとともに、大工という職業の魅力と苦労等について講義を行った。実技を受講する生徒のほか教員2名が参加した。
11月23日	第2号	岡田邸庭園	OJT19 / 一般4	午前に事前調査で策定された教材物件の樹木管理方針等についてこれに当たった講師から解説し、午後には、当該方針にもとづき、樹木の選定、下草の除去等を実施した。一般は見学のみ。
11月28日	第5号-2	瀬戸煙草店	OJT12 / 一般1	現状で波板のトタン張りとなっている教材物件の外壁をもとのささら子下見板張りに改修した。具体的な作業はささら子縁の墨付け・切り取り、下見板・ささら子の固定等。一般は見学のみ。
1月12日	第6号	瀬戸煙草店	OJT5	教材物件の図面作成のための採寸等の調査を行うとともに、今後の改修に関する所有者の希望等を聴取し、改修計画を検討した。

表3-5 本調査における研修の実施日程と概要等

## 2 事前準備段階の業務

これについては、すでに見た研修企画に関わる調整等が大きな比重を占めたが、ここでは、それ以外の点について述べる。

### (1) 材料の調達

第1号・第5号研修においては茶室新築や改修施工のための木材の調達を要した。これについては、前章でふれたように、できるだけ地元産材を用いる方針であり、小田原木材業協同組合や「林青会」等の関係団体からこれを調達した。ただ、茶室の床の間等に用いる、いわゆる「銘木」については他地域から調達せざるを得なかった。

また、今回は、前記団体の配慮により地元産材を通常より安価で調達し得たが、これは「推進調査」の遂行という特殊な条件を前提としたものであった。研修推進に当たり

地元産材の活用を進めるには、木材業関係者の利益確保という課題もあり、関係団体とのさらなる協議が必要である。

## (2) 他地域講師との事前調整

本調査では、第2号・第3号・第4号研修で他地域講師を招聘したが、前2者については、教材物件の事前調査の実行者であり、その機会を捉え、現地において研修内容に関する綿密な調整を行うことができた。

しかし京都から招聘した第4号研修座学の講師との事前調整は、電話とファックス・郵送等を媒体としたものとなり、提案者が希望する講義内容の説明や講義資料の確認等に大いに手間と労力を要した。これがより緊密な形で行えれば研修内容もさらに充実したものになったことが想定される。

限定された調査期間や経費面の問題もあったが、効果的な研修実施に向け、講師とは可能な限り直接の面談による事前調整を行うのが望ましいであろう。

## (3) 事前広報

研修は一般公開としたが、一般受講者の募集には広報活動が欠かせない。そこで今回は、一部の研修についてはあるが、一般向け案内リーフレットの作成やタウン誌への案内記事の掲載を行った<sup>14</sup>。

いうまでもなく、これらは、研修実施前の適宜な時期において行われるべきである。ただ、結果的には、研修企画に追われる形で、その実施がやや遅れる結果となったことも否めない。

効果的な研修実施にはスケジュール管理も必須である。とくに報道機関への働きかけは早めに行われなくてはならない。

## 3 研修当日の業務

### (1) アンケート調査等の実施

研修当日には、研修企画担当を中心として最低1名の協



写真3-6 研修風景(上から第1号-3・第2号・第3号・第4号-1・第5号-2・第6号)

**表 3-6**

アンケートの回収数  
( ) は受講者数

○OJT 参加者	24 (69)
○一般参加者	26 (37)
○高校生	10 (26)

\*受講者数は延べ人数であり複数の研修に参加した受講者でもアンケート回答依頼は原則として 1 回のみである。

議会役員が対応に当たり、前記のような事務に当たった。

このうちアンケート調査については、基本的に、事前に所定の回答用紙を準備し、当日受講者に配布して回収する方式で行った<sup>15</sup>。

第 2 回調査においてワークショップへの参加者に行ったアンケートにおいては、第 1 回の棟梁編から第 6 回の造園編に至るまでの間に、試行錯誤もあって数回にわたり設問の内容等に変更を加えた経緯があり、最終の集計段階において支障をきたした面があった。そのため、本調査では第 1 号研修の実施に先立って十分な検討を行い、すべての研修において同一のアンケート用紙を用いた<sup>16</sup>。ただし、第 5 号研修における高校生へのアンケートについては、設問項目を精査するとともに選択式と自由記載式の回答方式を併用した特別の用紙を作成し、設問に対する受講生の考えをできるだけ把握するよう努めた<sup>17</sup>。

また、教材物件の所有者からは、今回の研修による改修等への満足度、今後の実践型研修における継続的協力や経費面での負担の可否、講師からは実践型研修・公募型研修の有効性等について聴取した。なお、所有者へのヒアリングについては、第 2 回調査で研修会場等として使用した物件の所有者の一部についても行った。

## (2) その他の留意点

研修当日は、研修成果等を実際に確認してもらうため、教材物件所有者の立ち合いを求めたが、第 5 号・第 6 号研修の教材所有者からは、受講者その他のための駐車場、昼食の手配等に対する相談があった。今回、後者については謝絶し、前者については教材物件近くの広場の借用を依頼した。

研修実施に際しては、こうした所有者の心配に対する対応も欠かせない点ではないかと思われる。マニュアルの作成等も検討すべきであろう。

また、研修実施に伴い見落とされがちな点に、廃材等の廃棄物処理の問題が挙げられる。第 2 回調査の造園研修の際には大量の枝葉類が発生し、その処理が問題となった。当該費用については、実際の改修工事では工事費に含まれる部分であるが、研修支援としては必要な項目と認識されたことから、本調査では、研修に要する費用の項目として廃棄物処理料を計上することとした。

## 4 研修実施後の業務

研修実施後の業務の主体となるのは、アンケート集計等の研修成果の整理である。

アンケートについては、前記のとおり事前にその内容を検討したが、集計を行うに際しては、追加調査も必要となった。これについては、実際のところ研修当日においてはは



研修参加者等へのヒアリングが困難な状況にあった点も、その実施の必要性が生じた要因のひとつである。

内容的には、例えば、本調査におけるアンケートでは、確実に回答を得るための方策として設問への回答の選択肢に「わからない」という項目を設定した結果、各設問において、これを選択する受講者が予想以上に多かったため、OJT 受講者に対し、その理由を把握するための追加ヒアリング等を行った。

また、改めて研修実施後の提案団体の代表者等へのヒアリングも行い、必要に応じて、今回の研修実施に当たり、協議会が行った支援以外に経済的な負担が生じたかどうか、今後における研修の継続の可否や本格的な実践型研修の実施への参加の可能性等について確認した。

これについて、今後の研修実施については、提案を採択した 6 団体のすべてから基本的には継続したいとの意向が示され、うち 2 団体からは実践型研修の本格的実施への協力についても検討できるとの回答を得た。また今回の研修における協議会の支援以外の経済的負担については、いずれの団体の場合においても特段には生じていないとのことであった。

なお、提案団体に対しては、研修成果の取りまとめを求めたが、その作成については困難とする団体が多かった。「応募書式」の場合と同様、職人や職人団体において書類の作成は不得手のようである。そのため、前記ヒアリングの成果等も踏まえて協議会においてこれを取りまとめ、提案者に内容の確認を求めることとした。

## 註

- 1 再委託については、国土交通省都市局に 8 月 12 日に申請し翌 13 日に承認を得た。
- 2 小田原市数寄屋等建築調査団編、平成 26 年 8 月。
- 3 小田原市独自の歴史的建造物の保全制度。著名な政治家や財界人等にゆかりのある物件が指定されている。現在の指定は全市域において 4 件となっている。
- 4 歴史的建造物を活用して町の記憶等を伝える小さな博物館。現在「中心市街地」に所在するものも含め 18 件が指定されている。
- 5 研修提案の応募の呼びかけについては、実際には、平成 26 年 4 月に推進調査にかかる提案書を国土交通省に提出した時点で着手している。
- 6 8 月 9 日の公募開始、同 24 日の締め切りという設定は、推進調査の実施スケジュールを勘案したもので、確かに短い、前註で述べたように、実質的な公募はすでに 4 月から行っていたことも考慮している。実際の研修提案公募に際しては、提出期限の設定は必ずしも必要ではないものと考えている。
- 7 国土交通省都市局「平成 25 年度歴史的風致維持向上推進等調査報告書『『他地域講師招聘による数

---

寄屋等建築技術の職人育成研修実施方策の実践的検証』(平成 26 年 3 月) 第 4 章第 3 節参照。

- 8 この点は、第 2 回調査以来、後藤治工学院大学教授から指導を得ており、非常に重要な視点と考えている。
- 9 註 7 前掲報告書第 4 章第 4 節参照。
- 10 鉋削り技術の競技会で、毎年開催地を変えて実施される。平成 26 年度は、小田原アリーナを会場として 11 月 7 日・8 日の両日に渡り開催された。
- 11 藤井教授は、同年、岡田邸に隣接する小田原文学館の庭園調査も実施している。
- 12 註 7 前掲報告書第 4 章第 1 節及び小田原市数寄屋等建築調査団「職人学校設立に伴う小田原市内数寄屋等建築調査報告書」(平成 25 年 11 月)を参照。
- 13 研修の内容等については、この他資料 4 を参照のこと。
- 14 資料 4・6 参照。
- 15 OJT 受講者のアンケート用紙回収については組合等に依頼した場合もある。
- 16 資料 5 参照。
- 17 資料 5 参照。

## 第4章 持続的な職人育成研修の実施・運営方策

本章では、前章で述べた公募型研修の成果、参照すべき先行事例等への視察の結果、さらに第2回調査の成果等も想起しながら、公募型と実践型を組み合わせた持続的な職人育成研修の実施方策について検討を加えることとする。

### 第1節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修実施方策の検討

まず、前章で見た本調査の成果を踏まえた形で、改めて職人育成研修そのものの必要性、これを進める上での課題、また今回新たに試みた公募型研修の効果と課題等について整理しておきたい。

#### 1 職人育成研修の効果

##### (1) 技術継承の面における効果

本調査で試みた公募型研修は、基本的に職人や職人関係者のニーズに沿った研修実施を目指したものである。

実際のところ、第4号研修の実施に際しては、提案団体の構成員の一部から、すでに一級技能士検定を通じ伝統的な手縫い技術を習得しているとして、改めての研修実施の必要性に懐疑的な意見も出されていた。

しかし、今回の研修により、検定時に習得した技術が必ずしも維持されていないことが明らかとなり、実施後においては、むしろ研修の有効性を認める発言が聞かれた。

いったん習得した技術であっても、日常的に活かす機会の少ない現状においては、定期的な研修によりこれを維持する必要があることが証明された形であり、研修が職人の意識を変える契機となったのである。

ちなみに、建具の分野に関しても、本調査における研修実施の事前相談の段階



写真4-1 第4号研修の実施状況（実技）



写真4-2 第5号研修の実施状況（座学）

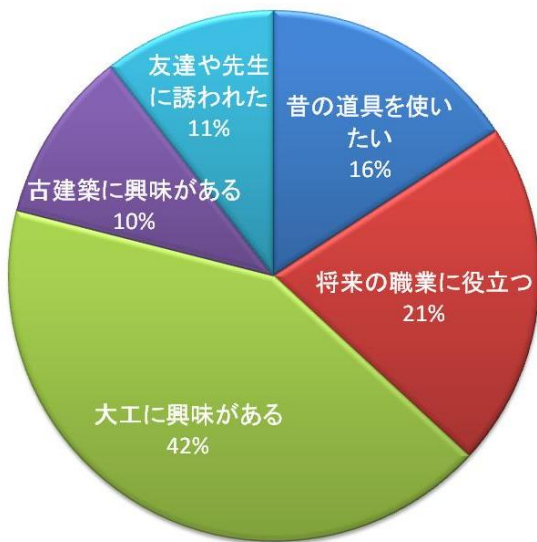


図4-1 アンケート結果①—第5号研修における高校生の研修参加動機【N19】

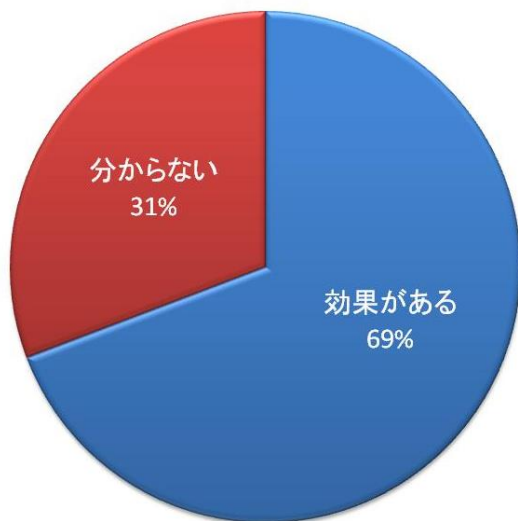


図4-2 アンケート結果②—研修の一般公開の効果（一般参加者）【N34】

において（研修提案は提出されなかった）、組合の関係者から、組合員はすでに一級技能検定において伝統工法をマスターしており、研修の必要性について否定的な見解が示されていた。この場合についても、同様な観点から研修の有効性等を訴えてゆく必要があると考える。

また、高校生による第5号研修に関しては、当初から技術習得というよりも、将来的な伝統工法の普及における裾野の拡大に向けた効果を期待していたが、参加した生徒の多くが、研修参加の動機として、大工の仕事に興味がある、希望している職業に役立つ等とのアンケート回答を寄せており（図4-1）、かつ半数ほどが就職先や将来の進路として大工・建設業等を挙げていた。この点では、今回の研修は初歩的な技術研修としても機能し得たと考えている。

なお、当該研修については、教職員からも、通常の授業としては実施できない貴重な実技体験の場であり、学校における教育課程の一環として極めて有効であるとの評価を得た。また、実技研修については地元ケーブルテレビやタウン誌の取材等も行われ、社会的な関心の高さも示された。

こうした点は、職人育成研修の必要性を広く一般にアピールする上で、非常に効果的であると考える。

こうした点は、職人育成研修の必要性を広く一般にアピールする上で、非常に効果的であると考える。

## (2) 一般公開の効果

本調査で実施した研修は、一般公開を基本とした。

これに関しては、多くの一般参加者から、伝統技術の継承、これへの市民理解の促進等の面で有効とするアンケート回答が寄せられており（図4-2）、その有効性を認めてよいものとする。



また後述するように、一般参加者からは、経済的支援を含む職人育成研修への各種支援を可能とする回答も少なくなく、今後の職育成研修組織の設置や研修推進には、一般市民等への事業のPR・普及が重要であることが改めて確認された。

## 2 職人育成研修を進める上での課題

### (1) 「仕事」につながる仕組みの創案

職人育成研修を進める原動力のひとつは、職人の研修意欲である。この点に関しては、のちにふれるとおり公募型研修の実施によって、これを引き出すことが可能であることが確認された。

ただ、今回実施した研修のOJT参加者にあっては、研修効果について「分らない」（無回答も含む）とするアンケート回答も多かった（図4-3）。追加的に実施した受講者等へのヒアリング調査によると、それは、研修成果の将来的な有効性、つまり「仕事」への繋がりという点への不安・疑問等に関連しているようである。

このいわゆる「出口戦略」は、第2回調査以来の懸案であり、同調査で行った職人組合へのヒアリング調査でも盛んに聞かれた問題であった<sup>1</sup>。

これへの具体的な対応に関し、本調査の過程で把握された方策のひとつとして、次節で見る研修教材把握等のための悉皆的な建物調査の実施成果の活用が考えられる。

「富山職<sup>しよくげい</sup>藝学院」では、歴史的建造物の改修工事等を学校として受託し、これを研修として活用しているが、基本的に大工と造園の過程のみを設置している同校では、

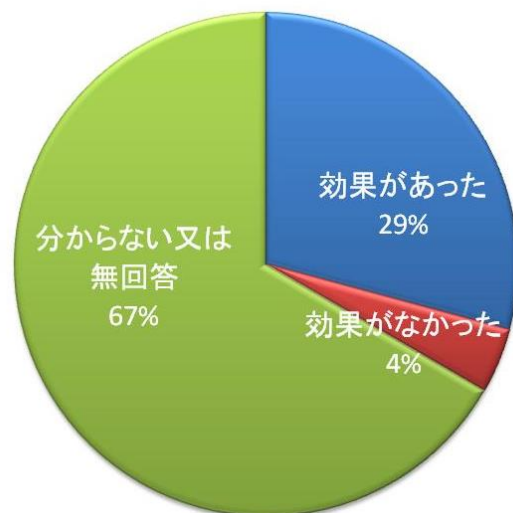


図 4-3 アンケート結果③—研修の効果（職人参加者）【N24】



写真 4-3 実践型改修を研修に取り入れている「富山職藝学院」の研修風景



写真 4-4 「富山職藝学院」による改修が行われた豪農の土蔵（富山県富山市）

他の職種に関連する工事は施工できない。さらに研修による施工には、当然、時間的・季節的な制約（夏休み等）や技術水準の問題もある。

こうした点を考慮すると、実践型研修は工事規模において比較的小規模な部分改修が主体とならざるを得ない面があり、その対象となりにくい物件の工事等については、いきおい民間の工務店等への発注に頼らざるを得ない面があろう。悉皆調査においては、規模のほか経費・技術水準等の面で、研修による改修が困難な物件が把握されることも想定され、そのような物件については、これを職人の「仕事」につなげてゆく仕組みづくりが検討されてよいと考える。

## (2) 受講料徴収をめぐる問題

本年度調査において、研修参加者からの受講料徴収に関しては、模擬研修的な第2回調査のワークショップと異なる本格的改修を実際の「仕事」として認識する受講者が少なかつたため、実際の徴収が難しい状況であった。

「京町家作事組棟梁塾」では、構成員が受注した工事等に研修生を動員しているが、その受講料は年間の研修料に含まれている。個々の研修の受講料ではなくカリキュラム全体を受講するための学費的な費用を徴収しているのである。

ただ、現在のところ、「京町家作事組棟梁塾」や「金沢職人大学校」のような固定された受講生の枠組みを想定していない本調査の場合、基本的には個別の研修企画への参加に対し受講料を徴収することになる。

本調査で実施した研修は、基本的に全てOJT型であり、受講者公募型はこれを補完する形（見学者の募集・体験学習的参加）で実施したが、後者にかかる受講者については受講料（見学科・参加料）を徴収し得た。

問題は、職人からの受講料の徴収である。これについては、まず研修が、先にふれた方式を含め、受講者の将来的な「仕事」に繋がるという体制を確立する必要がある。職人による「仕事」の確保に向けた取組みとして、職人が自己をアピールするための方策に関する研修の企画・実施等も検討課題のひとつと思われる<sup>2</sup>。

また今回実施したOJT型研修のうち職人組合の提案によるものについては（第2号・第4号研修）、受講料が組合の研修費から支出されたように、研修組織が関与する技術継承に有効な研修の経費として、これを活用することも検討したい。この他、研修希望者に事前の登録を求めて柔軟な形の受講者集団を編成し、学費的な経費を徴収する等の方策も考えられる。

なお、受講料徴収と密接に関わる問題として、前章で記した実践型研修における日当の支給があり、第6号研修の事例を踏まえると、これも現実的に検討を求められる課題と思われる。当該研修にも見られたように、その場合の日当の額は、通常より定額として設定

してよいというのが大方の専門家の意見のようであり、まずその基準的な額を設定する必要がある。その場合、通常の日当額から削減された部分を受講料として把握することが現実的ではないかと思われる。

### (3)所有者への対応

今回実施した研修では、経済的な面での所有者負担は発生していないが、持続的な研修実施に向けては一定の所有者負担を求める必要がある。

この点、大阪市空堀商店街の歴史的建造物の保全・活用に取り組んでいる「<sup>からほり</sup>からほり倶楽部」の活動が、所有者による「セルフ・ビルド」支援を基本理念として展開されている点は参照すべきではないかと考えている。

研修経費としては、材料費、講師関係費（謝礼・費用弁償）、教材借用料、一般受講者公募にかかるチラシ作成・宣伝費等が挙げられるが、このうち、最も多額の資金を要する材料費（教材費）については、所有者負担を考えてよいと判断している。

本調査においては、第2号・第3号研修及び第5号・第6号研修で、計2件の歴史的建造物を教材としてマッチングしたが、当該物件所有者へのヒアリングの結果によると、いずれからも研修による改修・整備には謝意が示された。また研修成果にも満足の意向が示され、今後の研修への教材提供やその際における材料費等の負担に関しても、前向きな姿勢が認められた。

ただ、現実的に負担し得る金額に限界があること、材料の選択や施工内容には関与すること、また研修とはいえ一般的な施工に遜色のない仕上がりを求めたいこと等の条件も付け加えられている。いずれも当然考慮されるべき内容であろう。

研修による改修等の仕上がりについては、一般論として熟練した職人の施工に及ばないといわなくてはならない。「富山職藝学院」の場合も研修による改修に際しては、所有者に対しこの点を必ず説明しているという。むろんその場合でも、同校が所有者の満足でき



写真4-5 第5号研修による改修後の教材物件



写真4-6 第5号研修終了後受講生に茶菓を提供して労をねぎらう教材所有者



る成果を目指していることはいうまでもない。

なお所有者負担に関しては、当然、現存する補助制度の適用の可能性についても検討すべきであろう。今回、研修教材として使用した2件のうち1件については、実際に「形成建造物」への追加指定を検討しているところであり、今後改修・活用について協議を具体化させたい。

また、本来は所有者が進めるべき法的な手続き等については、法制度、建築技法・図面作成技術等における専門知識を要するため、今後も研修組織で支援してゆく必要があるものと考えているが、これに関しても、実費を含む一定の手数料的な負担を求めてよいと判断している。

研修実施における所有者負担の可能性については、第2回調査で教材（研修会場）とした物件の所有者の一部にもヒアリング調査を行ない、ほぼ同様な回答を得ている。

#### 表4 第5号研修後に寄せられた高校生のアンケート回答

- とても貴重な建築物のリフォームを手伝うことができ、ありがとうございます。知っている大工も居て、他にも大工さんたちは親切に教えてくれて、とても身につく体験ができました。この体験したことを、大学や、これからの仕事にいかしていきたいです。
- このぎりを切るときは、最初はずれないように指に刃をあてるというのは学校では教えてくれないことだと思います。他にものみをやるとき熟練の大工さんはげんのうを使わずに手で押して刃を入れていました。とてもすごい技術だと思います。貴重な体験をさせていただきましたありがとうございます。
- 私は、木造建築の骨組にとっても興味があります。製図で書いているだけでは、いまいち頭の中で家を想像しにくいので、実際に骨組の構造を見て、実際に組み立ててみたいと思っています。
- 昔の技術は古くもろいように見えるが、とても耐久性にすぐれているし、味がある。職人さんはスギの板をぴったりはまるようにカットしていたが、巻尺でパッと計って切っていた。さすがプロの大工さん、職人さんはすごいと思いました。
- 昔の技術は今になってはあまりつかわれなくなってしまったかもしれませんが、家に昔の技術がつかわれ残りつづけることを考えると、すばらしいことだと思います。



写真4-7 熱心に取り組む第1号研修の受講者



写真4-8 「おだわら工匠会」が第1号研修で製作した茶室



### 3 公募型研修の効果と課題

次に、本調査の骨格となる公募型研修の効果と課題について検証しておきたい。

#### (1) 地域における研修ニーズの把握

これについては、最終的に9団体から12件の研修提案が出された点で、一応の成果があったと判断している。

前章で見たとおり、大工と造園に関する提案が多かった点も、小田原における地域的ニーズの傾向を示すものであろう。ちなみに、職人育成研修を実施している先行事例のうち、「信州職人学校」では大工、「富山職藝学院」では大工と庭師の育成が行われており、この点は全国的な傾向の中で理解すべきかもしれない。

むろん、本調査の実施に当たり、左官・板金の組合でも研修の実施に向けた検討が行われている。今回研修を行った畳や造園の組合と同様に、これらの組合でも研修の必要性は認識されている。事実、研修費も予算化され、独自の研修も行われており、ここにもそれぞれの実状を踏まえた研修需用が確実に存在していると見てよいであろう。

ただ、すでに見たように団体としての意思決定に相応の時間と手続きを要する点で、時間的な本調査への対応には困難な面があったことも否めない。今後その掘り起こしを進めてゆくには、組合の意思決定のあり方等に即した根気強い働きかけが必要ではないかと考えている。

#### (2) 受講者の積極的対応

今回の研修の効果に関し、いち早く提案が提出された第1号研修においては、提案者である「おだわら工匠会」の全員がその有効性を認めている。これは、提案に当たって、構成員による伝統技術の継承に関する現状、及び研修実施の必要性について踏み込んだ討議が行われた結果であったと見てよい。この点は、歴史的建造物の改修等に関わる研修の公募に対し、敢えて茶室の新築研修を以て応募した姿勢にも窺うことができよう。

それ故、研修実施に際しては、受講者の積極的な対応が導き出され、定められた研修日程以外にも休日返上で事前準備や作業に取り組む姿が見られた。受講者の事前準備への取り組みは、第4号研修でも見られている。こうした状況は第2回調査では見られなかった点であり、公募型研修の効果のひとつと判断される。

また第5号研修の提案者である神奈川県立小田原城北工業高等学校からは、次年度以降の継続的な研修実施の意向も示されている。学校関係者によると座学・実技の場合とも今回の研修に対する生徒の姿勢にはふだんの授業には見られない前向きさが見られたといい、実際、受講生からもこれを裏付けるアンケート回答が寄せられている(表4)。

さらに、第2号研修の提案者である小田原庭園業組合からは、今回の教材物件をフィールドとして、今後も研修による当該物件の整備を進めたいとの意向が示されている。教材

物件の広大で未整備の庭園は、組合にとって絶好の研修教材であるらしい。

前章でふれたように他の提案団体からも継続的な研修実施の意向が示されており、こうした意向表明に対しては、当然協議会として支援を続けてゆく必要があると考えている。

### **(3) 公募型研修の課題**

他方、公募型研修については課題も把握された。

具体的には、「金沢職人大学校」・「京町家作事組棟梁塾」等の研修に比較して体系性・網羅性を欠く面に難点があること、受講者等の研修ニーズを踏まえて行われる公募型研修のみでは、伝統工法の継承に必要な基礎的な知識や技術のすべてを習得することはできないことが指摘されている。

これへの対応としては、まず提案を前提としつつも、これを核として先行事例のカリキュラム編成を参照するなどしながら、より幅の広い研修企画の立案を行うことが考えられる。提案された研修の内容的な拡充である。

もうひとつは、同様に提案された研修を核として、これを補完する研修プログラムの体系を用意し、提案者に提供することである。これはOJT型において提案者別に行うのが妥当であろう<sup>3</sup>

## **第2節 実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修の持続的な運営方策の検討**

ここでは、調査成果を踏まえた今後の事業展開も睨み、公募型・実践型の研修の効率的推進のための要件、これを推進する組織のあり方等について整理することとしたい。

なお、その具体的な推進手法に関しては、第2回調査及び本調査の成果をもとに、平成27年度において、小田原市と協議会とが連携して最終的な検討を進めることとしており、詳細については後考を期したい。

### **1 効率的な実践型研修の実施要件**

公募型研修は、研修の実施に当たり、研修内容の企画・立案に関わる部分で活用する手法であり、本調査において、研修そのものは実践型研修として実施することを考えている。

そこでまず、提案公募を踏まえた実践型研修を効率的に進める上で前提となる要件等について整理しておきたい。

#### **(1) 歴史的建造物の改修＝研修計画の策定**

本調査では、研修実施の前提として市内一部地域（「中心市街地」）において研修教材となり得る歴史的建造物把握のための悉皆調査を実施した。

これによって把握された物件を実際にマッチングし得たのは提案6件のうち4件（物件としては2件）であるが、事前に候補物件を把握し要修理箇所の把握を行ったことで、限定的な調査期間の中で短期間のうちに公募した研修提案とこれら教材候補とのマッチング

が可能となった。

公募型・実践型研修の今後の事業展開においては、様々な研修提案に対応し得るよう、より多くの物件を教材としてストックし活用してゆく必要があると考える。そしてそのためには、対象地域（本調査では小田原市域を想定）の悉皆調査を踏まえた改修物件のリスト化や要修理箇所の把握とともに、これを踏まえた改修計画＝研修実施計画の作成が有効といえよう。



写真 4-9 第 6 号研修による建物調査

これにより、今回のように公募により寄せられた研修提案と教材物件とのすみやかなマッチングが可能になると同時に、改修を要する歴史的建造物の改修を計画的に進めることができる。

前章第 1 節で述べた建物調査は、本調査の一環として、地域を限定する形で行った悉皆調査であるが、今後、より広域的に進めてゆく必要があるものとする。

## (2) 調査研修の拡充

研修による改修等の実施、或いは研修による改修計画立案の前提には、教材物件に対する事前調査が不可欠となるが、前章で見たように、これには相当の手間を要する。

本調査において、物件の調査に関する研修提案は 12 件のうち 3 件で、実際に採択し実施したのは 2 件（第 3 号・第 6 号研修）であったが、第 3 号研修では、ボランティア的な受講生の参加により、研修実施にあたって、庭園樹木の樹種判定・分布確認等にかかる人的・経済的負担の節減につながった。

ここでは東京農業大学と連携して学生を動員しており、これも経費節減の面で大きく寄与した。大学との連携による学生の動員等は実技・実習的な要素を含んでおり、教育プログラムとしても有効ではないかと判断している。

また、第 6 号研修で提案者から受講したヘリテージマネージャーに支払われた日当は、通常より低額に設定し得た。

調査研修に関しては、基本的に材料費等が低額であり、総体として求められる所有者負担も小さい。したがって、所有者にとって受け入れやすい上に、自身の所有する建物の価値を知るための絶好の機会となろう。

## 2 実動的・持続的な研修推進組織の編成等

次に研修を進める推進組織の要件・課題等について整理してみたい。これについて本調

査では、第2回調査の結果を踏まえ、基本的に民間組織として編成することを考えている。

### (1) 人材の確保

本調査では、協議会を母体とした職人育成研修組織の編成を想定しているが、調査の過程で、研修を企画し実施する機動力のあるスタッフの確保の必要性が改めて認識されたところである。これには建築や伝統工法のみならず法的手続き等に対応し得る専門知識が要求されることも判明した。

協議会には、現状でも、そうした能力を有する人材が参画してはいるが、多くは自分自身の仕事を有しており、時間的に必要な業務に取り組むことが厳しい状況であった。問題は専属スタッフ及びこれを雇用するための財源の確保である。また本調査では、行政（小田原市）が事務局機能を代行したが、研修組織は独自にこれを担い得る組織でなくてはならない。この面での人材確保も必須といえる。

### (2) 組織の編成

前記「からほり倶楽部」は、その組織編成が協議会と同じ任意団体である点で注目される。しかし、実際のところ、その中核的な活動は倶楽部に属する設計事務所等が個別に担っていて、倶楽部としての活動は、ボランティア的な活動を基本形とする歴史的建造物の普及・公開等に限定されており、任意団体としての組織編成を前提とした業務の推進には限界のあることが確認された。

職人育成研修を持続的に推進してゆくには、やはり組織の法人化が必要であろう。その際、小田原市を含む「歴まち計画」の認定都市においては、研修組織に対し当該計画との整合性ある活動が求められるべきであり、具体的にはNPO法人等への編成と、これを前提とする「歴史的風致維持向上支援法人」（以下「歴まち支援法人」という）への認定を目指すのが有効ではないかと考えている。

### (3) 財源の確保

研修推進に当たっては、講師謝礼や費用弁償、原材料費等を要する。また法人化した場合の事務費、専属事務局員の人件費等も確保されねばならない。

この場合、前者については、先にふれた受講料と所有者負担の確保が基幹的なものとなる。ただ後者については、これによって賄うことは困難であることが想定され、その確保に向けては別の方策が検討されなくてはならない。

この点、岐阜県中津川市において「<sup>かしもくしょうじゅく</sup>加子母木匠塾 実行委員会」が運営する「加子母木匠塾」では、大学生を研修生として地域ニーズを踏まえた木製品や木造建造物を製作して

**地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の「歴史的風致維持向上支援法人」に関する規定（第34条より）**

市町村長は、一般社団法人若しくは一般社団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という）として指定することができる。



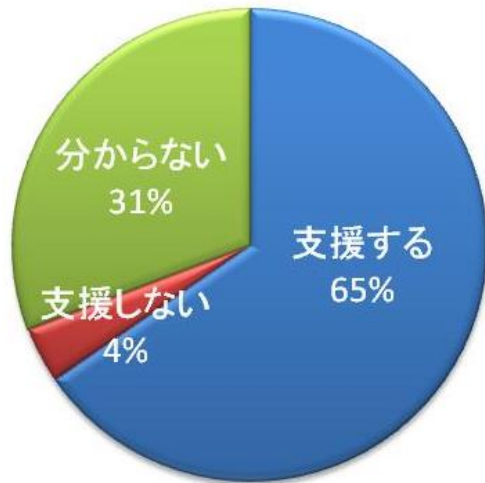


図 4-4 アンケート結果④—一般参加者の研修への支援意思【N26】

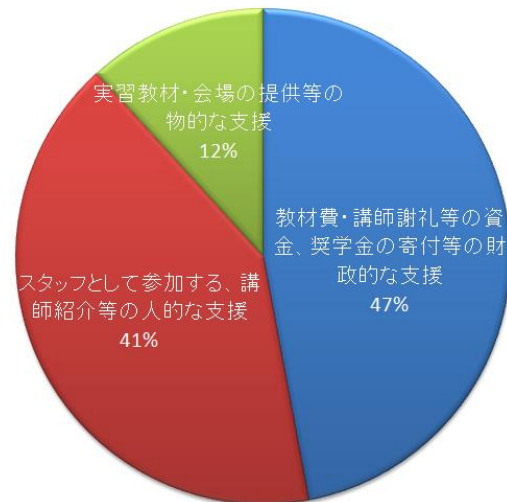


図 4-5 アンケート結果⑤—同右 支援内容【N17】

おり、財源の一部に研修生の所属する大学の研究費が充当されている。前記職人組合の研修費活用に通じる面もあり、注目されよう。

一般の研修参加者へのアンケート結果において、研修実施等に対し支援を表明する回答が少なくない点も重要であろう。挙げられた支援の内容を見ると、教材費・講師謝礼等の資金や奨学金の寄付等の経済的支援が、スタッフとして参加するなどの人的支援、教材や会場の提供等の物的支援を上回っている（図 4-4・4-5）。

この経済的支援の表明が多いという点については、第 2 回調査でも同様な結果が得られており、こうした意思表示をどのような形で実際の支援につなげて行くか、そのための具体的な方策立案が課題となる。

また、財源確保に向けては、職人育成研修の必要性を広く訴える形でファンド方式を導入することも検討されてよいものとする<sup>4</sup>。なお、各種の補助金等の活用も検討されるが、持続的な研修実施の観点からは、その時限的な性格が問題となる。通常の運営経費を補助金に求めることは危険と考えられる。

### 3 行政との連携のあり方

第 2 回調査では、研修推進を図る民間組織の編成とともに、これを行政が支援する体制の構築の必要性を提示している。

次にこの点に関し、具体的な検討を加えることにする。

#### (1) 行政による財政支援

本調査においては、組織自体が「京町家作事組」のように物件の相談・調査、改修・整備、活用という利益の創出に直結する業務を担うことを想定している。前記した受講料の

徴収に関する取組みや所有者負担の検討も、当然これを念頭に置いたものである。

ただ、すでに指摘したとおり、これにより運営費等を含むすべての経費を賄うことは相当に困難と考えなくてはならない。

その場合、将来にわたる研修の持続的な推進を勘案すれば「金沢職人大学校」に見られるような行政＝金沢市による財政支援についても検討する必要がある。これは経済面における官民連携の形態のひとつと把握することができよう。実際アンケートやヒアリングの結果を見ても、研修実施等にかかる経費負担に関しては、行政の役割分担とする回答が少なくない。

本調査では「金沢職人大学校」のような専用の固定的・長期的なキャンパスの設置は考えておらず、研修教材物件や大型の公共工事の現場周辺、また神奈川県立小田原城北工業高等学校との連携等を踏まえた短期的ないしは中期的なキャンパスの設置・確保を想定している<sup>5</sup>。

したがって、行政の研修推進組織への財政的支援に関しては、研修実施を中心とする事業費と人件費を含む組織の運営費への補填が主体となり、その予算的な規模も施設の維持管理費を含む同校への支援額（施設設置の初期費用を除くと年間7,000万円程度）を大きく下回るものとなると考えている。その場合、研修推進組織は、行政から財政支援を受けるための一定の条件を備える必要があるが、次にこの点における見通しに関し述べることにしたい。

## (2) 「歴まち計画」における位置づけ

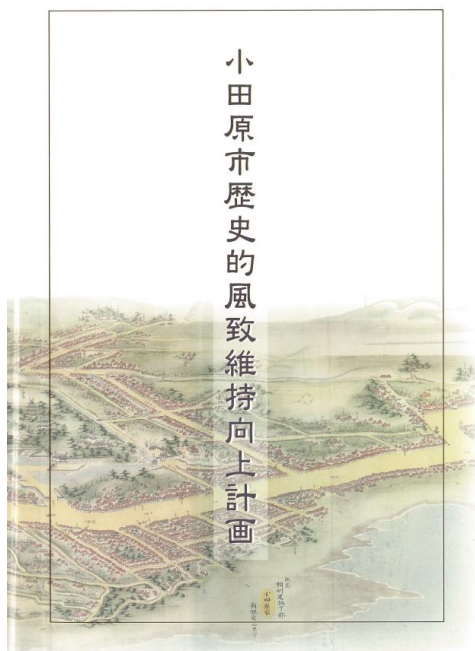


図 4-6 「小田原市歴史的風致維持向上計画」

小田原市は「歴まち計画」の認定都市であり、平成23年度から社会資本整備総合交付金を受けて「重点区域」における歴史的風致の維持向上のための事業を展開している。

そのひとつに「歴史的風致形成建造物整備事業」があり、現在、公有4件、私有15件が「形成建造物」に指定されている（ただし私有はすべて指定候補）。公有2件はすでに改修・整備が行われたが、伝統工法による適正な施工という視点において庁内的な合意が得られず、施工に当たり担当所管は非常に苦しい経緯があった。

今後、残された公有2件の改修等を進めるに当たっては、上記の点の改善が必須であり、この点は私有14件（さらに増加の見込みもある）の改修等にも拡

大きさせてゆく必要がある。近い将来の設置を目指す職人育成研修組織は、それを実現する上での有力な手段として期待されよう。

そのためには、職人育成研修組織に「形成建造物」の改修工事を請負わせる（とくに公有物件の場合）、或いはその設計や施工監理等、一部に関与させる仕組みを創案する必要があるが、これに向けた具体的な方策として、すでに見た研修推進組織の「歴まち支援法人」化が挙げられる。「歴まち計画」の推進における行政との連携ともいってよい。

「歴まち支援法人」としての「形成建造物」の改修等への関与に関しては、具体的には設計・施工・施工監理等が考えられる。ただ施工については、建設業法との関連から原則としては困難と判断される。これを考える上で、「富山職藝学院」と「金沢職人大学校」が、研修の必要性を前面に打ち出し、設計・施工を業務委託として受注している点は注目されよう。

また、福島県白河市から「歴まち支援法人」に認定されている「しらかわ建築サポートセンター」は、設計事務所を構成員とする NPO 法人であり、同市の「歴まち計画」認定と合わせて「歴まち支援法人」として認定された。当該団体の場合、市から「形成建造物」の改修や歴史的町並みの修景にかかる相談、設計・施工監理等を受託しているが、施工には関与せず、適切な施工業者の紹介にとどまっているという<sup>6</sup>

「富山職藝学院」の場合、研修として請負う改修等の業務は年間 2～3 件に過ぎないといい、「形成建造物」を含め緊急性のある歴史的建造物の保全を前提とした場合、その数は余りに少ないといわざるを得ないであろう。この点から、研修推進組織が、すべての歴史的建造物の改修等に関与することは現実的に不可能に近いといえる。

むしろ実践型研修の推進のため、数件程度の施工への関与は必要となるものと考えますが、施工に関しては基本的に職人・工務店等に任せる体制を作ることが必要である。当面は一部の物件の設計・施工による実践型研修を進めるとともに、その他の施工に関しては施工監理に関与しながら、改修等を担う人材の育成及び育成した人材の活用を進めるのが妥当と思われる。

この他、研修推進組織の展開する実践型研修推進事業そのものを「歴まち計画」に位置づけることも検討されてよいものと思われる<sup>7</sup>。この場合は、「歴まち計画」の構成事業として当該事業を位置づける必要があると考えている。

### **(3) 法制面の整備における連携**

「歴まち計画」を踏まえ、職人育成研修組織が研修による歴史的建造物の調査・改修・活用等の事業を展開する上で、行政との緊密な連携を要する部分は、建築基準法や消防法の適用除外など法制面の整備においても多いと考える。

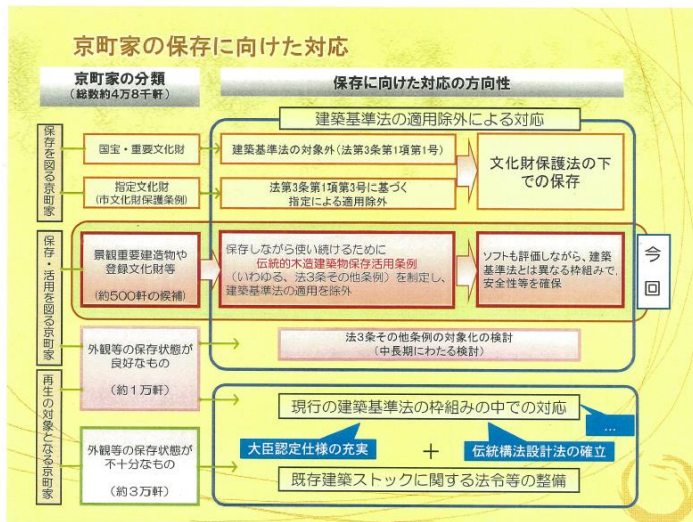


図4-7 京都市による京町家保全の体系

「庁内プロジェクト」では、文化部文化政策課（歴史的建造物担当課長）及び都市部建築指導課・都市計画課の3課を中心として、平成26年4月に国土交通省から出された「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）」を踏まえ、これに沿った制度の整備の必要性やその可否等について検討を進めている。

これについては、当該助言が出される以前から、京都市・神戸市・横浜市等で制度化されている。

京都市の場合は、国宝や重要文化財等を除く景観重要建造物・登録文化財等の保存・活用の推進を目的として行われた（図4-7・4-8）。

しかしながら実際の適用例は少ないといい、歴史的建造物の改修等を進める民間組織「京町家作事組」の活動についても制度化以前と特段に変化はないという。その要因としては、耐震基準の設定等、制度自体の内容よりも運用面での課題が指摘されている。当該制度の条例化にあたっては、小田原市と同様に横断的なプロジェクトチームによる検討が行われ、「京町家作事組」等の関係団体からの意見聴取も行われたが、運用面では立場の相違が表面化しているという。

この点に関しては、制度の適用を受ける側（所有者・管理者のほか、京都市の場合では「京

歴史的な価値を有する建築物を安全に保存し、活用することで、将来へ継承する制度

—京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例—

- ・京都市内には、京町家などの伝統的な木造建築物や、近代建築物が多く存在し、歴史都市・京都の景観を形成し、文化を伝えています。
- ・しかし、こうした建築物は、増築や用途の変更を行うと、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、使い続けることが困難となることがあります。
- ・このような歴史的建築物は、それぞれの建築物に適した安全性を確保する規定等を定めた「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を活用することで、建築基準法の適用を除外し、良好な状態で将来へ継承することが可能です。



平成25年11月  
京都市都市計画局建築指導部建築指導課

図4-8 建築基準法の適用除外に関する京都市のリーフレット

### 建築基準法第3条第1項第3号の規定について（技術的保存活用助言）抜粋

法第3条第1項第3号の規定の適用に当たっては、歴史的建築物の保存活用が円滑に進むよう、地方公共団体が建築審査会の同意のための基準（以下「同意基準」という。）を定め、当該同意基準についてあらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、別途、地方公共団体に設ける歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等により構成される委員会等において個別の歴史的建築物について同意基準に適合することが認められた場合にあっては、建築審査会の個別の審査を経ずに、建築審査会の同意があったものとみなすことができること。



町家作事組」がそのひとつに当たり、本調査においては協議会がこれに該当する)の意見・利害等も視野に入れた制度化と運用、つまり制度化の過程、運用の面における官民連携の可能性や、そのための具体的な手法・手続き等が検討されなくてはならないものとする。

先にふれた「しらかわ建築サポートセンター」は、歴史的建造物に対する専門的な知見を踏まえ、白河市に対しさまざまな助言を行っている。「歴まち支援法人」としては、制度面の整備を含め、行政の抱える課題に対しても連携して対応することも重要な役割のひとつと考える。

### 第3節 今後の展望

#### 1 歴史的建造物の保全・活用に関する基本計画の策定

歴史都市・観光都市としての小田原の魅力を支えているのは、これまで主たる保全対象とされてきた指定文化財等ばかりではない。

本調査で「中心市街地」で行った建物調査では、これまで把握されていなかったものも含め、より多くの物件が小田原の歴史的町並みの構成に寄与していることが確認された。全市的な規模で考えれば、その数はさらに増加するものと見なくてはならず、これらも視野に入れた新たな歴史的建造物の保全・活用策が検討されなくてはならない。

そのためには、基本的なデータとして、保全・活用の対象となる歴史的建造物の総体的把握が必要となる。全市域における悉皆調査の実施である。その必要性は「市内プロジェクト」でも確認されており、本調査における部分的な実施を梃子として、今後、調査領域の拡大に努めたい。

そしてこれを踏まえ、早期に歴史的建造物の保全・活用にかかる基本計画を策定することが求められる。この基本計画には、小田原市の現状を踏まえた歴史的建造物の保全等に関する基本的な考え方、保全・活用すべき対象とその選定基準、保全・活用に必要な制度設計やそのための具体的な手法等が示されなくてはならないと考えている。

#### 2 職人育成研修組織の役割

次に、今後において編成を考えている職人育成研修組織の機能について述べておくこととする。「市内プロジェクト」においては、歴史的建造物の保全・活用に必要な検討課題として現時点までに、a改修等に対する補助制度の整備、b建築基準法や消防法等法令の規制緩和、c改修に必要な材料の確保、d改修等の職人・担い手の確保、e個別相談体制の確立、f物件の利用者との橋渡し、g土地・建物の公有化、h既存制度との連携の8点を挙げている。

当該組織が、上記のdに関し、公募型・実践型の研修により伝統工法に通じた職人の育成を進めることを目指す点についてはいうまでもない。そして、さらに歴史的建造物の調

査、活用に関わる c から f の機能を担うことを期待されており、現状においては、これが第 2 回調査で提言した歴史的建造物の改修と調査・活用の三位一体的な推進の具体的な内容を示すものとなると考えている。

これらに沿った当該組織の活動は、歴史的建造物を資源として活用する「まちづくりコーディネータ」というべきものとなろう。歴史的建造物が比較的濃密に分布している小田原市内の板橋、南町の「西海子通り、東町の「かまぼこ通り」等においては、その具体化を考え行きたい。また、a・b に関しても、制度を活用する側の立場から小田原市と連携し、その整備に関与してゆく必要があることは前記のとおりである。

### 3 「小田原市歴史的風致維持向上計画」の拡充

小田原市は、平成 23 年 6 月に「歴まち計画」の認定を受けた。すでに 4 年が経過しているが、これまでと同様、本調査の成果もその拡充のために活用されなくてはならない。

これを進める上での方向性等については、すでに述べてきたとおりであり、速やかに協議会を母体とした民間の職人育成組織の編成とその「歴まち支援法人」化、職人育成研修事業をはじめとする必要な関連事業の「歴まち計画」への位置づけ等の実現に向けた取り組みに着手したい。

これを踏まえ、平成 27 年度においては、小田原市と協議会との協働で職人育成研修推進組織の編成等について最終的な検討を行う計画である。また、その際には、計画されている歴史的建造物の改修等に関わる公共工事、民有の「形成建造物」の改修等に実際に関与しながら、実践型研修の展開手法に関しても持続的で実現可能な方式の確立を図りたいと考えている。

#### 註

1 国土交通省都市局「平成 26 年度歴史的風致維持向上推進等調査成果報告書『他地域講師招致による数奇屋等建築技術の職人育成研修実施方策の実践的検討』（平成 26 年 3 月）資料編 12「ヒアリング調査の記録」B 職人組合

2 この点は本調査の評価委員である卯月盛夫早稲田大学教授の御教示による。

3 卯月評価委員の御教示による。

4 卯月評価委員の御教示による。

5 註 1 前掲報告書第 4 章第 4 節参照。

6 これに関しては出入りの職人以外の人間が工事に関与することを認めない施主もいるという。

7 この点については、本調査の評価委員で、「小田原市歴史まちづくり協議会」の会長でもある後藤治工学院大学の御教示を得た。

# 資 料 編

- 資料1 関係団体資料 (59)
- 資料2 小田原職人学校設立推進協議会 会議概要 (71)
- 資料3 建物調査関係資料 (85)
- 資料4 公募型研修関係資料 (87)
- 資料5 アンケート調査関係資料 (117)
- 資料6 報道関係資料 (131)





## (1) 小田原職人学校設立推進協議会 名簿

	氏名	所属	備考
1	芹澤毅	せりざわたけし工務店代表／文化財建造物木工技能者	会長
2	吉川征二	泰東興行株式会社勤務	副会長
3	田中和幸	田中建築研究所代表	監事
4	岩越松男	水土社代表	理事
5	櫻井泰行	タイコー一級建築士事務所代表取締役	理事
6	高木大輔	竹広林業株式会社代表取締役	理事
7	平井太郎	弘前大学准教授	理事
8	渡辺剛治	小田原まちづくり応援団理事	理事
9	羽生修二	東海大学名誉教授	相談役
10	杉本洋文	東海大学教授	相談役
11	山口博	小田原市文化部文化政策課歴史的建造物担当課長	事務局長
12	坂井飛鳥	小田原市文化部文化政策課主事補	事務局

## (2) 小田原市数寄屋等建築調査団 名簿(50音順)

	氏名	所属	備考
1	池田雅史	建築史家	
2	川上悠介	港区立郷土資料館学芸員	
3	島津正道	島津正道建築設計室代表	
4	鈴木一良	ワンアンドワン建設設計室代表	
5	平 幸夫	ランチデザイン代表	
6	照井春郎	照井春郎+設計室代表	
7	羽生修二	東海大学教授	団長

### (3) 小田原職人学校設立推進協議会 規約

#### 小田原職人学校設立推進協議会 規約

平成26年4月1日制定

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、小田原職人学校設立推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を小田原市荻窪300番地（小田原市役所文化部文化政策課内）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、小田原地域に残る貴重な歴史的建造物の保全に必要な伝統構法に精通した職人の育成、育成した職人による歴史的建造物の改修とその活用の促進を一体的に担う職人育成研修組織（以下「職人学校」という。）の設立の推進に必要な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 協議会の運営。
- 二 持続的で効果的な職人育成研修の実施方策の検証。
- 三 先進事例の調査研究。
- 四 職人学校設立に向けた市民合意形成のための方策の検討及び実施。
- 五 協議会の目的に沿った施策等の小田原市（文化部文化政策課・生涯学習課・文化財課、都市部都市計画課、経済部産業政策課・農政課等）への政策提言。
- 六 協議会の目的に沿った、国・県・市その他の団体の委託事業や補助金等の活用。
- 七 その他、協議会の目的を達成するために必要と認められること。

2 協議会は、前項各号に関する事務の一部を協議会以外の者に委託することができる。

#### 第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 協議会の目的に賛同する者（団体を含む）。
- 二 小田原市。

（届出）

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合は、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届出なければならない。

### 第3章 役員等

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 監事 1名
  - 四 理事 10名以内
  - 五 相談役 5名以内
- 2 前項の役員は、第5条第1項第1号の構成員の中から総会において選任する。
  - 3 会長、副会長、監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 協議会の会計及び活動の状況を監査すること。
  - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- 4 理事は、協議会の目的等に沿った活動を企画し行う。
- 5 相談役は、専門的な見地から協議会の活動に指導・助言等を行う。

（役員任期）

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員解任）

第 10 条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第 11 条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 4 章 会議

(会議の種別)

第 12 条 協議会の会議は、総会と作業部会とする。

(総会)

第 13 条 総会は、毎年度に 1 回開催する。ただし、会長が必要と認める場合、第 8 条第 3 項の第 2 号・第 3 号により監事が召集したときは、臨時にこれを開催する。

- 2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。

(総会の議決方法)

第 14 条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。
- 3 総会の議決は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、総会の議決に加わることはできない。
- 5 総会は、会長が効率的な総会運営のために必要があると認めるときは、書面等によって表決する総会とすることができる。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 協議会規約、会計処理規程、事務処理規程の制定及び変更に関すること。
- 四 その他協議会の運営に関する重要事項。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。



- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印しなければならない。
- 3 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(作業部会)

第 17 条 協議会の業務を円滑に進めるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会長、議事内容に関わる役員及び事務局をもって組織する。
- 3 作業部会は、会長が、必要に応じて招集するものとする。

(作業部会の権能)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、作業部会において協議する。

- 一 協議会における具体的な活動の内容や実施方法等に関する事
- 二 総会に付議すべき事項に関する事
- 三 総会の議決した事項の執行に関する事
- 四 その他作業部会において必要と認める事項に関する事

## 第 5 章 事務局等

(事務局)

第 19 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 小田原市文化部文化政策課歴史的建造物担当課長。
  - 二 前号に所属する事務職員及び関連する所管の職員。
- 3 協議会の業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、第 2 項第 1 号に掲げる者をもって、これに充てる。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第 20 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程、事務処理規程によるものとする。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 21 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 前条に掲げる会計処理規程に基づく書類及び帳簿

## 第6章 事業計画

### (事業計画)

第22条 協議会の事業計画は、会長が作成し、事業開始以前に総会の議決を得なくてはならない。

- 2 会長は、国・県・市その他の団体から委託を受けた事業にかかる事業計画を変更する場合は、当該業務の委託契約書等に定めるところにしたがって、所定の手続きを行い、委託者の承認を受けなければならない。

## 第7章 会計

### (事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第24条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自主事業の収入。
- 二 国・県・市その他の団体からの委託金又は補助金等。
- 三 その他収入。

### (収支予算)

第25条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

### (監査等)

第26条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催日の10日前までに監事に提出し、その監査を受けなくてはならない。

- 一 事業報告書
  - 二 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
  - 3 会長は、第1項の各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得たのち、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

### (報告)

第27条 会長は、国・県・市その他の団体から委託を受けた業務を完了したときは、当該調査の委託契約書等に定めるところにしたがって、委託者に報告しなければならない。

## 第8章 協議会の文書取扱い

### (文書の発行名義人)

第28条 協議会の文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

### (文書の登録)

第29条 文書の接受又は発議により作成した文書は、文書登録簿に登録する。

2 文書登録簿には、当該文書の件名、差出人、接受年月日、登録年月日等を記載するものとする。

### (文書の作成及び施行)

第30条 協議会の文書は、事務局長が文案を作成し、会長の承認を得て施行する。

2 文書の施行に当たっては、文書登録簿に所要事項を記入する。

3 文書には、発行名義人の印を押印する。ただし、同内容の文書を一齐に施行する場合や軽微な内容の文書については、この限りではない。

### (文書の保存)

第31条 文書の保存期間は、10年とする。

## 第9章 協議会長印の取扱い

### (定義)

第32条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

### (種類)

第33条 会長印は「小田原職人学校設立推進協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

### (保管場所等)

第34条 会長印は第2条の事務所で保管し、管理は第19条の事務局長が行う。

## 第10章 解散

### (協議会の解散)

第35条 協議会を解散するときは、総会において、出席構成員の4分の3以上の同意を得て議決されなければならない。ただし、国・県・市その他の団体から事業を受託している場合は、当該事業が完了するまでは解散することができない。

## 第11章 雑則

### (細則)

第36条 この規約、その他規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算については、本規約の第23条に定める事業年度及び会計処理規程第5条に定める会計年度等に関わらず、平成26年7月30日までに定めるものとする。

#### (4) 小田原職人学校設立推進協議会 会計処理規程

##### 小田原職人学校設立推進協議会 会計処理規程

平成26年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、小田原職人学校設立推進協議会（以下「協議会」という。）における会計処理に必要な事項を定め、当該処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

## 第1章 協議会の会計処理

### (会計原則)

第2条 協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。

### (勘定区分)

第3条 協議会の勘定区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 自主事業の勘定。
  - 二 国・県・市その他の団体からの委託金又は補助金等の勘定。
- 三 その他の勘定。

### (口座の開設)



第4条 前条に関する口座は、さがみ信用金庫に開設するものとする。

(会計年度)

第5条 協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度にしたがい毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第6条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、協議会規約第19条の事務局長とする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第8条 予算及び決算書類、会計帳簿及び会計伝票、領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類、その他の書類等の保存期間は、10年とする。

2 前項に掲げる書類の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項に掲げる書類の焼却その他の処分を行うときは、第7条の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

## 第2章 予算

(予算の目的)

第9条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数によって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(収支予算の作成)

第10条 毎事業年度勘定区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第12条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。ただし、特別な事情がある場合、国・県・市その他の団体からの委託事業については委託者の承認を得た場合等で、総会の議決を得た場合は、この限りではない。

## 第3章 出納

(金銭の範囲)

第13条 この規程において、「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第 14 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行われなくてはならない。

(金銭の収納)

第 15 条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収書を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由により、前項の様式によらない領収書を発行する必要があるときは、第 7 条の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収書を発行しないものとする。

(支払い方法)

第 16 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの見積書、請求書、その他取引を証する書類に基づき、第 7 条の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払いは、金融機関への振込みにより行うものとする。ただし、小口の取引や緊急に支払いを要するなど、これによりがたい場合として第 7 条の経理責任者が認めた支払いのときは、この限りでない。

(領収書の徴収)

第 17 条 金銭の支払いについては、最終受取人の領収書を徴収しなければならない。ただし領収書の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払いを行うときは、金融機関の振込金受取書をもって支払い先の領収書に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 18 条 預金通帳等については、第 2 条の事務所に付属する所定の金庫に保管するものとする。

(金銭の過不足)

第 19 条 出納の事務を行う者は、原則として四半期に 1 回、預貯金の残高を証明できる書類等によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 7 条の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第 4 章 決算

(決算の目的)

第 20 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 21 条 決算は、毎年 3 月末の年度末決算とする。

(決算書類の作成)

第 22 条 第 7 条の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、収支計算書及び事業報告書を作成して会長に報告しなければならない。

(年度決算の確定)

第 23 条 会長は、前条の決算書類に基づいて監事の監査を受けたのち、当該書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(雑則)

第 24 条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## **(5) 小田原職人学校設立推進協議会 事務処理規程**

### 小田原職人学校設立推進協議会 事務処理規程

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、小田原職人学校設立推進協議会（以下「協議会」という。）における事務の取り扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、関係者間の連絡に遺漏のないよう努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 協議会の事務は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(責任者)

- 一 協議会の運営に関する事務。 事務局長 山口博
- 二 持続的で効果的な職人育成研修の実施方策の検証に関する事務。  
理事 平井太郎
- 三 先進事例の調査研究に関する事務。 理事 櫻井泰行
- 四 職人学校設立に向けた市民合意形成のための方策の検討及び実施に関する事務。  
理事 岩越松男
- 五 協議会の目的に沿った施策等の小田原市（文化部文化政策課・生涯学習課・文化財課、都市部都市計画課、経済部産業政策課・農政課等）への政策提言に関する事務。  
会長 芹澤 毅
- 六 協議会の目的に沿った、国・県・市その他の団体の委託事業や補助金等の活用に関する事務。 事務局長 山口博
- 七 その他、協議会の目的を達成するために必要と認められる事務。  
理事 渡辺剛治

(雑則)

第4条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。



(1)平成26年度 総会

日 時／平成26年8月9日（日） 午後6時～9時

場 所／小田原市役所

出席者／芹澤会長 吉川副会長 田中監事 高木理事 平井理事 渡邊理事（以上  
役員6名） 事務局長

概 要

開催に先立ち、当日の出席者が相談役を含む全役員10名の過半数の6名となったことから、会議として成立することを確認した。また、議長として事務局長を選任した。

(1)国土交通省との委託契約について

事務局より7月31日付で国土交通省都市局長と歴史的風致維持向上推進等調査の受託にかかる契約書を交わし、8月1日をもって事業着手日とする旨等を報告した。また、契約書及び実施要領の内容について改めて概要を説明するとともに、特に経費執行に関しては注意を要する旨を説明し、適正な経費執行にむけた役員各位の協力を求めた。説明ののち、契約の締結、契約内容に関しては、特に意見等は出されず、出席役員全員の賛成により承認された。

(2)平成26年度予算について

平成26年度予算については、事務局より、(1)で承認された国土交通省の委託金によって賄うこと、総額は6,316,630円となることを説明し、全員一致で承認された。なお、委託金は清算払いとなり、清算は調査終了後の平成27年3月頃となる見込みであることから、それまでの間、何らかの方法で事業資金を確保する必要あるため、その方法について討議した。

これについては、次の2案が出された。

- ①協議会名により銀行より融資を受ける（この場合は、役員全員が連帯保証人として登録する必要がある）。
- ②相談役を除く役員が個人的に拠出金を負担する。金額は全員同額とする。

上記のうち①については、すでに連帯保証人への登録を固辞する意思を表明している役員があり、役員の総意、協議会の意思として融資を受けることができない状況にあることが明らかとなったため、資金調達の方法としては適切ではないのではないかとの意見がだされ、大方の一致を見た。

結論としては②の方式を採用することとし、当日出席の役員からは全員拠出可能との回答があった。ただし、あくまで個人的な拠出であり、拠出できない役員があっても問題とはしないこと、その場合は、他の役員で補完することを確認した。これについては、当日欠席の役員に事務局から拠出の可否等を照会し、個々の役員の負担額を確定した上で、所定の協議

会の口座への振り込みを求めることで一致した。また、拠出者には会長名で預書を発行することとした。なお、拠出金額については、その後、1人800,000円とすることとした。拠出金の負担不可と回答した役員は1名であった（最終的には2名となった）。

### (3) 調査実施スケジュールについて

調査実施スケジュールについては、事務局より契約書に添付された実施要領の内容を踏まえて進めることを説明し、了承を得た。

大方の日程としては、8月中に実施要領4(1)の「職人育成研修の教材となりえる地域内の歴史的建造物調査」を終了し、9月中に同4(2)「実用的な技術の教育訓練となる職人育成研修内容の提案募集及び詳細検討」を進め、10月以降4(3)以降に着手することを確認した。

### (4) 悉皆的予備日調査について

悉皆的予備日調査について、担当する吉川副会長及び田中監事から概要説明があった。国土交通省の担当官からは、経費執行を伴わない調査に関しては、前倒しで実施しても良いとの内諾を得ていることから、現地調査に関してはほぼ終了しており、成果報告に関しては、今後予定されている国土交通省への進捗報告等の結果も踏まえて整備するとのことであった。

具体的には、調査対象は「小田原市中心市街地活性化基本計画」に定める「中心市街地」170ヘクタール、調査方法に関しては、目視による現地調査とし、個人情報保護の観点から固定資産台帳については、調査区域内の歴史的建造物（昭和25年以前の建築物）の総数把握において活用するに留めたとのことである。

これに対し役員からは、固定資産台帳を活用すべきではないか、また、従前から良質な物件として把握されているにもかかわらず、今回の調査結果からは漏れている例がある、航空写真なども活用すべきである、調査結果について、旧観の保全状況の観点から、A～Cのランク付けがなされているが、ランク付けという発想には問題があるのではないか、等の指摘・意見がだされた。

担当者からは、同様な調査における固定資産台帳の活用は、かつては広く行われていたらしいが、現在では困難である、目視による調査ではあるが、見落としのないよう十分な注意を払ったとの回答があったが、台帳や航空写真の活用、ランク付け等については検討したいとの発言があった。

### (5) 研修企画の公募について

これについては、かねて昨年度調査において関連のあった団体等に説明を行ってきたが、本年度調査の着手にあたり、応募要領を作成して配布する計画であったことから、まず事務局作成の応募要領案を示し役員の意見を徴した。

応募要領については、訂正後すみやかに、昨年度におけるワークショップ・車座集会への参加者、職人組合等の関係団体に配布することとした。前者については事務局から郵送、後

者については事務局（市役所）への参集を求めるとの意見もあったが、やや権威主義的であるとの懸念が示され、今回は各組合を個別に廻り改めて趣旨を説明することとした。

また、公募を踏まえ研修企画を効率的に進めるには、部会的な小編成のグループを編成する必要があるとの意見があり、吉川副会長・田中監事をもって充てることにした。これに伴い、前記職人組合への説明も兩人で当たることにした。その際、吉川副会長から事務局の同行が求められたため、事務局から了解の旨を回答した。

なお、現状において、具体的な研修企画としては、昨年度調査を機に結成された若手の大工集団「おだわら工匠会」による茶室の建築研修、小田原庭園業組合による樹木剪定研修等の案が出されている。また具体化していないが、昨年の車座集会参加者から設計に関する研修についての相談も受けている。

庭園業組合の研修に関し、提案者は岡田邸を教材とすることを想定している。これは提案者との間で昨年度以来協議してきたところであり、組合による研修の実施例として重要なことから、今後提案者と協議の上、実施する方向で進めることとした。なお、研修実施には、測量等の事前調査が必要となることから、早急に専門家による測量等に着手することとした。

「おだわら工匠会」の研修に関しては、新築である点で、今回の調査の趣旨に合致しない面もあるが、昨年度における後藤治先生の指摘（伝統工法の新築への適用も重要）も踏まえ、協議会としては実施する方向で、国土交通省担当官と折衝することとした。

## (2) 相談役打合せ会議

日 時／平成 26 年 8 月 11 日（月） 午前 10 時～12 時

場 所／小田原市役所

出席者／羽生相談役、杉本相談役、事務局長

### 概 要

羽生氏、杉本氏の両相談役には、かねて協議会の活動の趣旨等について説明してきたが、今回、8月9日開催の総会での協議結果も踏まえ、改めて標記調査の契約内容、予算規模、調査内容・スケジュール等の詳細を説明し指導を求めた。

#### (1) 人員の確保について

相談役より、「協議会役員の陣容を見ると多忙な方が多く、実働的な人員が確保されていない点に問題を感じる。神奈川県立城北工業高校に小田原在住で建築を専攻した人物が講師的な立場で働いている。一昨年度の調査にも関与した人物で、状況もある程度承知しているから意向を聞いてみたらどうか。」との提言があった。

これについては、事務局から、もっともな指摘であり、該当する人物については協議会で

検討し、必要ならば紹介を得たい旨を依頼した。

#### (2) 関連団体との連携について

相談役より「本協議会の活動や今回の調査の趣旨については、小田原地区木材業協同組合、林青会、建築士会等、他に関連する団体があり、これらと連携することが大事だと考える。」との意見があった。

これについては、事務局から、協議会の役員としては小田原地区木材業協同組合、林青会、建築士会等の関係者も加入しており、これらを窓口として、関連団体との連携を考えていることを説明した。なお、林青会等との連携による小田原産木材の活用に関しては、例えば「金山杉」のような小田原産の木材のブランドとしての価値の発信が重要であるとの指摘が相談役よりなされた。

#### (3) 「おだわら工匠会」の茶室建築研修について

相談役より、「茶室建築研修については、本調査の趣旨にそぐわない点があるように感じられる。一つの視点として古材の活用を加味したらどうか。小田原には茶室が多く、保管されている古材もあると聞く。先日も本町の物件が解体されたと聞いた。古材の活用により研修に改修の視点を加えることができる。」との提言があった。

これについては、事務局から参考にした旨回答した。

また本調査にかかる研修に関しては、改修ばかりではなく設計に関する企画も重要であるとの指摘が相談役よりあり、事務局から、本年度調査における研修企画は、設計も視野に入れており、実際にその種の提案についても相談を受けており、可能ならば実施したい旨を回答した。

#### (4) 建物の悉皆調査について

相談役より、「建物の悉皆調査に関しては、調査対象も多く効率的な実施が重要である。以前に全市域の悉皆調査を行った記憶があり、100件ほどの物件をリストアップした。「小田原スタディ」の第1号にその成果が収録されているので、活用できるのではないかと。内容に関しては、当時担当していた市の職員が詳しい。また、悉皆調査については、基本的には課税台帳を活用して実施することが望ましい。ただ、実際に調査してみると、歴史的建造物としては対象外とせざるを得ない物件も数多く存在しており、無駄も多いことも否定できない。可能ならば、課税台帳による一次的な調査は、市の職員や地元の学校の教員などにより経費をかけずに行ってから、専門家による調査を実施するのが効率的だと思われる。」との提言があった。

これに関しては、事務局から、中心市街地を対象としてパイロット的に行う今年度調査の成果を精査し、次年度以降、効率的に実施したいので、今後も助言を得たい旨を依頼した。

#### (5) 協議会の活動の広報について

相談役より、「本協議会の設立は今年だが、すでに同様な構成員による活動が昨年から進められている。しかしその内容等はほとんど一般に周知されていない点は惜しまれる。この調査に関する広報の担当なども定め、その成果をもっと一般に発信すべきである。」との意見があった。

これについては、事務局から、研修等の事業については広報しているが、協議会の活動全般にわたる広報は実施できていない、今後、具体的な手法などを検討してゆきたい旨を回答した。

### (3) 第1回 定例会

日 時／平成26年9月6日（日） 午前10時～12時30分

場 所／小田原市役所

出席者／吉川副会長・田中監事・平井理事・事務局長

概 要

#### (1) 研修提案について

- ・提案の締め切り段階で応募は「おだわら工匠会」と庭園業組合の2件のみであった。
- ・その後出されたボランティアグループ「緑樹会」提案の研修は、いわゆる職人の研修にあたるものではないが、職人育成とは違う角度で事業のすそ野を広げる、また昨年度調査で課題となった調査への研修導入採用の観点からすることとした。
- ・建具組合、畳組合、左官業組合の現況、および各組織が検討している研修について事務局と吉川副会長より報告があった。

#### (2) 教材のマッチングについて

- ・建物調査により今年新たに発掘された教材候補物件については、修繕まで行かなくとも啓発などの呼びかけは行うべきとの意見が出た。
- ・複数の物件において、早めに手を加える箇所があるとの報告があった。研修に使用する建物の選定については、吉川副会長・田中監事が担当することとした。

#### (3) その他

- ・情報の共有、計画スケジュールの確定、事務局内の役割の明確化、内部人員の増加などについて検討すべきとの意見が出た。
- ・市に対し、事務局への職員派遣、活動への財政支援、公共事業における研修生の活用を要望する声が出た。
- ・今後の計画において、市からの委託事業の形態をとる場合、どのような理由づけをするか、長期にわたる展望をどう設定するか、といった事項を検討すべきとの意見が出た。



- ・毎月第3土曜日を定例会の開催日とした。
- ・各組合との対応において、計画の目的や、予算について説明し、対応した人間のみでの判断が難しい場合は、事務局に上げることにした。

#### (4) 第2回 定例会

日 時／平成26年9月20日（土） 午後6時～午後8時

場 所／生涯学習センターけやき

出席者／芹澤会長、吉川副会長、田中監事、岩越理事、平井理事、事務局長

概 要

(1) 研修計画について

##### ① 「おだわら工匠会」

- ・同会提案の茶室新築研修を9月28日に公開の形で実施することとした。

##### ② 畳組合

- ・畳組合の研修については「おだわら工匠会」提案研修の茶室づくりと連携する形とし、10月1日に開催される畳組合会合に吉川副会長と事務局長が参加し打診することとした。
- ・畳組合の研修については、座学を10月12日か19日に、実技を10月26日開催の日程で調整することとした。座学講師については、まず京町家作事組を通じて候補を選定する。
- ・畳組合の研修場所は組合からの提供してもらおうこととし、手間賃は取らず少額でも参加費を徴収することとした。
- ・畳組合研修の公開の可否については、組合に打診したうえで決定することとした。
- ・工匠会と畳組合が作成した茶室については、「全国けずろう会」の小田原大会会場に展示し、組合の研修成果であることを明記することとした。

##### ③ 「緑樹会」・庭園業組合

- ・「緑樹会」と庭園業組合の参加する樹木調査研修については、日程を10月5日に変更することとした。
- ・樹木調査を踏まえたうえで樹木管理方針を策定し、その後に庭園業組合による本格的な研修を実施することとした。研修実施の詳細については、組合の会合で協議されることとなった。
- ・庭園業組合研修の担当を、事務局長から渡邊理事に変更した。

##### ④ 左官組合・建具組合

- ・左官・建具ともに組合に了解を取り、代表者に下見を依頼することとした。
- ・研修の一般公開と少額でも参加費を徴収することを組合に打診することとした。

#### ⑤個人設計事務所

- ・改修及び研修計画の担当を、事務局長から田中理事に変更した。

#### ⑥県立小田原城北工業高校

- ・中間指導に合わせた11月28日を開催日とし、学校の時間割に合わせた午後12時15分から午後3時45分を実施時間とすることとした。
- ・研修場所をかまぼこ通りとし、いくつかの店舗に教材提供を打診することとした。
- ・実習体験形態での研修、およびかまぼこ通りの修復における職人育成研修との連携が、来年度以降も継続できるようにそれぞれへ打診することとした。
- ・来年度以降の学校との連携について、県立小田原総合ビジネス高校や県立西部総合技術校に協力を打診することとした。
- ・「おだわら工匠会」、畳組合、「緑樹会」、庭園業組合、城北工業高校の研修は、今年度の必達計画とし、残余の提案は検討中のものも含め来年度の計画と準備を進めることとした。

#### (2) 広報について

- ・渡邊理事を広報の主担当とし、吉川副会長と事務局長と連絡を取りながら、各研修の企画書およびチラシを作成することとした。
- ・チラシの配布については、マスコミだけでなく市議会議員も対象とすることとした。
- ・城北工業高校の研修については、重点的に広報を行うこととした。

#### (3) 基本方針の確認について

- ・吉川副会長より、来年度に研修の基本方針及び計画の策定をするのでは時間的に遅く、今年度中に少なくとも素案を作成する必要があるとの意見があった。これを受けて、平井理事より、平成28年度より歴まち計画の後期計画が開始するため、平成27年度を職人研修事業の準備期間として、翌年より始動するスケジュールでも良いのではないかと、との意見が出された。
- ・岩越理事より、鎌倉で開催が予定されている伝統工法普及に向けた講習会との連携について、および芸術文化振興基金等の独自財源を確保する必要性についての意見があった。
- ・平井理事より、次回の定例会までに、市役所内の関係部局長と打ち合わせをし、基本方針・計画のたたき台を作成したい旨の意見があった。また、歴まち計画に職人研修を位置づけることを基本目標とし、街並み・建物・庭園の整備とその担い手である人材の育成が歴史的風致の維持向上に効果的である点を強調したい旨の意見があった。

#### (5) 第3回 定例会

日 時／平成26年10月17日（金） 午後6時30分～午後9時30分

場 所／生涯学習センターけやき

出席者／芹澤会長、吉川副会長、田中監事、平井理事、岩越理事、渡邊理事、  
杉本相談役、事務局長

## 概 要

### (1) 豊組合の研修について

- ・ 10月26日の豊実技研修について確認を行った。
- ・ 11月8日の豊研修での講演および成果物の展示に関し、「削ろう会」開催内容との調整、荒木棟梁ほか京都からのゲスト対応について協議した。
- ・ ポスト広告の掲載記事および開催告知チラシを確認し、写真の追加、語句・表現の一部を改めることとした。

### (2) その他の研修について

- ・ 個人設計事務所提案の研修について、既に大工による工事が始まっており、提案内容も職人学校の計画に沿うものではなかったため、今年度は見送ることとしたこと、および、提案者との改修案協議については来年以降も継続することについて、田中監事より報告があった。これを受け、提案の作成については協議会からの補助が必要な旨を再確認した。
- ・ 左官組合からの提案については、組合長より湯河原の長田氏へ依頼する形となったことについて、事務局より報告があった。

### (2) 中間指導について

- ・ 11月28日の中間指導について、見学ルートの設定、時間割等について協議した。当日の資料については10月末の進捗報告の後に事務局で作成し、各役員の確認を取ることにした。

### (3) 視察について

- ・ 富山職藝学院の視察については、吉川副会長と渡邊理事が担当し、12月の予定で調整することとした。
- ・ 富山以外のヒアリング調査については、長野県内の建築家、岐阜県加子母木匠塾が候補としてあげられた。一方で、やみくもに候補をあげず、職人学校の狙いにあった人物を吟味すべきだとの意見が出された。

### (4) その他

- ・ 杉本相談役より、映像記録の必要とその発信の重要性について提言があった。
- ・ 計画の整理と、それを説明するリーフレットが必要との意見が出された。
- ・ 翌年度以降の展開については、近隣で活動する他団体との活動内容のすみわけを行い、方向性を明確化すべきとの意見が杉本相談役より出された。
- ・ 事業の浸透、市役所との協力体制構築に関し、活動内容をわかりやすくするために、組織を分立させてソフト面とハード面をそれぞれ担当させる形態とする考えが提案された。一

方で、ソフトとハードをセットで進めつつも、いずれどちらの道を取るか選択しなければならないとの意見が出された。

#### (6) 第4回 定例会

日 時／平成26年11月13日（木） 午後6時～午後9時30分

場 所／小田原市役所会議室

出席者／芹澤会長、吉川副会長、平井理事、岩越理事、田中理事、渡邊理事、  
杉本相談役、羽生相談役、事務局長

#### 概 要

##### (1) 城北工業高校の研修について

- ・城北工業高校の研修については、11月21日に座学を設け、28日当日は中間指導の巡見を兼ねることとした。
- ・当日の学生の現場移動には市のマイクロバスを使用し、現場の監督を吉川副会長と田中監事が担当することとした。
- ・同日の中間指導については、芹澤会長と事務局長および杉本相談役が指導担当の卯月委員等に同行することとした。
- ・研修に使用する材料は林青会を經由して調達することとし、今後は製材・材木業者の負担とならない持続的な仕組みづくりが必要なことを確認した。
- ・研修における改修の申請において、各種申請手続きの煩雑さ、防火等の規制の問題が判明したため、これらをケーススタディに位置づけて、市に対する提言が必要なことを確認した。
- ・今後の学校との連携について、教材や座学の支援などの負担について検討する必要があるとの意見があった。
- ・城北工業高校の研修を職人研修の視覚化の一例とし、同様のアピールを続けていく必要があるとの意見があった。

##### (2) 研修成果のとりまとめ

- ・「おだわら工匠会」提案に芹澤会長、「緑樹会」・庭園業組合提案に渡邊理事、畳組合提案に事務局長、城北工業高校研修に吉川副会長をそれぞれ割り当てることとした。次回の定例会までに各自の内容を討議することとした。

##### (3) 視察について

- ・富山職藝学院と加子母木匠塾の視察については芹澤会長と渡邊理事が担当し、12月16・17日の日程で調整することとした。

- ・視察内容については、渡邊理事が杉本相談役・平井理事と連絡を取り合いながら策定することとした。

#### (4) その他

- ・来年度の活動に向けて、実際に動くことのできる人間を組織する必要があるとの意見があった。
- ・杉山相談役より、小田原城改修のような大目標を含め、事業を短期・中期で区切った段階論で示す必要があるとの意見があった。
- ・城北工業高校の研修計画を通し、事業におけるコーディネートの重要性を確認できた、との意見があり、平井理事より今年度事業の結論として、コーディネート・チームの組織を提言してはどうかとの意見があった。
- ・啓蒙活動の重要さと、それを実行する主体の存在が不可欠との意見があった。

### (7) 第5回 定例会

日 時／平成26年12月6日（土） 午後6時30分～9時30分

場 所／生涯学習センターけやき会議室

出席者／芹澤会長、吉川副会長、田中監事、平井理事、渡邊理事、事務局長

#### 概 要

各研修の成果と課題の報告を担当者が行い、その後参加者で意見交換を行った。

#### (1) 市内建物調査

- ・田中監事より成果として、小田原式出桁造りのある店舗の確認、保存・改修の意志はあるが金銭負担や改修を依頼できる人物の不在といった問題で解体を検討する所有者の存在の確認、があげられた。
- ・後者についてはそのまま課題にあたるものであり、その対応として、資金面での援助、既存不適格にかかる問題の早期解決があげられた。

#### (2) 「おだわら工匠会」

- ・芹澤会長より、成果として、公募型の形を取ることで参加者が責任感をもって研修に臨む形となったことがあげられた。
  - ・協議会に求められる活動として、研修成果の有用性を強くPRすること、課題点の克服法を明確にすること、直接育成に携わる人員と企画調整に携わる人間の連携が必要であること、協議会の活動を通して事業の有用性を周知させる必要があることがあげられた。
- また、協議会がある程度筋道をつけて提案することで組合側が実施に動く例があったので、研修事業の継続的な展開により各組合が研修のノウハウを蓄積していくのが望ましいとの



意見が出された。

### (3) 「緑樹会」・庭園業組合

- ・渡邊理事よ、成果として、事前調査により当日の進行がスムーズであったこと、地元職人と外部講師・学生との交流が図られたこと、組合青年部の参加により若い世代の職人が経験を積めたことがあげられた。
- ・課題としては、研修の意義と目的を理解しないまま参加した人が居たこと、研修内容と実地で必要とされるものが結びつかないとの意見が出たこと、協議会・実施主体・参加者の三者での相互連絡が不十分であったために、費用面や内容の周知が徹底されなかったことがあげられた。
- ・課題への対策として、実施主体との企画段階から緊密な意思疎通を図ること、職人が現場で必要とする技術をくみ上げること、研修事業のPRがより必要であることがあげられた。

### (4) 豊組合

- ・事務局長より成果として、研修受講料の支払いに難色を示した組合が、最終的に研修の有用性を納得し、参加者全員が受講料を支払ったことと、京都からの講師招聘により、職人同士の交流の場が形成されたことがあげられた。
- ・課題としては、講師が遠方の人物であったために、講演内容について事前の打ち合わせが不十分だったこと、研修の一般参加者が減少していることがあげられた。
- ・また、研修実施のためには、対象となる組合等への積極的な働きかけや、会合への同席といった営業に当たる行為も必要とされること、技術研修の重要性を理解してもらうために、継続的・定期的な技術確認の機会が必要であるとの認識を広める必要性について、提言があった。

### (5) 県立小田原城北工業高校

- ・吉川副会長より、実施で判明した課題として、①近隣住民との関係、②防火地区規制への対応、③景観形成重点区域における規制と申請、④学校との折衝、⑤無報酬での研修実施について、の5点があげられた。
- ・上記課題への対応として、①常日頃からの近隣住民との交流、②建築基準法や消防法等に関する行政との協議、③景観形成重点区域の規制等の見直し、④学校の立場や教育内容の考慮、⑤独自資金の調達があげられた。

## 8 第6回 定例会

日 時／平成26年12月20日（土） 午後6時30分～9時30分

場 所／生涯学習センターけやき会議室

出席者／吉川副会長、田中理事、平井理事、渡邊理事、羽生相談役

## 概要

### (1)研修について

- ・城北工業高校の研修実施までの経緯を再確認した。
- ・ヘリテージマネージャー研修については、内容を実測研修とし、1月10日前後に実施することとした。
- ・事業の積み重ねは住民の意識変化につながるものだが、現状は協議会役員個人に依存した事業が存在しているので、それらについて継続可能な形式の策定を模索すべきとの意見が出た。
- ・市役所各所管の事業に対する評価について、情報収集と共有を進めるべきとの意見が出されるとともに、県立高校との連携と、学校を通して県と連携する体制の構築を目指すべきとの意見が出された。

### (2)視察報告について

- ・加子母木匠塾視察について渡邊理事より報告があった。
- ・同組織と行政との関係性を含め、いくつかの疑問点が出されたため、追加調査の実施を検討することとした。

### (3)成果報告会について

- ・報告会資料原案を確認した
- ・資料添付写真、報告スライドの準備を田中監事が担当することとした。
- ・報告会発表者を吉川副会長、発表補助を田中監事、渡邊理事、羽生相談役が担当することとした。
- ・報告内容として、悉皆調査による研修プログラム掘り起しとそれによる当初計画の視野の広がり、畳組合研修における実技の実施から研修での確認という従来とは逆の流れとそれによる自発性の引き出し、城北工高研修とヘリテージマネージャー研修における未来の職人育成と保存から景観への意識拡大、を盛り込むこととした。

### (4)進捗報告

- ・進捗報告は1月上旬と下旬に2回行うこととし、日程候補を国国土交通省に打診することとした。
- ・進捗報告で成果報告会の内容の詰めを行うために、なるべく報告会発表者が参加することとした。

### (5)来年度の組織・事業計画について

- ・1月17日(土)18時30分より来年度の組織・事業計画の検討会を開催することとし、当日までにたたき台の資料を作成することとした

## (6) その他

- ・来年度への引継ぎ内容として、歴史的建造物とその改修に対応できる職人が少ない地域に対応した歴史的風致向上の仕組みづくり(建造物調査～研修をかねた修復・修景の実施～一般公開までの一貫した流れづくり)、悉皆調査を踏まえた重点対象の設定と従来にない「街並み／景観」という視点、景観条例をはじめとする行政施策に対する提案、事務局体制の拡充、城北工高研修で高評価をうけた学校・組合との連携が挙げられた。
- ・発展的な内容として、研修対象を職人未満の若者に広げる、各組合のベテランを研修講師として巻き込む、地場産材の活用によって風致のなかに森や材木商も含める、OJT 型研修による残存物に税金を投入することの理論化、が挙げられた。

## (9) 第7回定例会

日 時／平成27年1月17日(土) 午後6時30分～9時30分

場 所／生涯学習センターけやき会議室

出席者／芹澤会長、吉川副会長、田中監事、渡邊理事、櫻井理事、事務局長

### 概 要

#### (1) 成果報告会について

- ・報告担当である田中監事より導入部の削減が必要との意見が出された。これを受けて、櫻井理事より、スライド枚数を維持もしくは増加し、口頭説明については要素のみを話す事で、資料の充実と発表時間の短縮を図る旨が提案された。
- ・吉川副会長より調査物件の写真追加について提案があり、一部削除の上で該当写真の追加を検討することとした。
- ・櫻井理事の提案で、航空写真を利用したマッピングによる視覚的に理解しやすい全体図の作成を検討することとした。
- ・櫻井理事より、個々の建物にはあまり分量を割かず、今年度より民間の協議会が調査主体となったことと、それが今後もたらす効果の可能性を強調すべきとの提案がされた。
- ・事務局より、会長以下の役員各自で今年度の事業評価、今後の組織編制案の検討を行うように依頼した。

#### (2) 来年度以降の展開について

- ・歴まち計画の中に職人研修事業を明確に位置付ける必要があること、過去2年間の成果を踏まえたうえでの、組織化と人員配置、業務内容の精査が必要なことについて、事務局より提言があった。
- ・今後の展開においては、民間と行政の担当区分を明確にする必要があるとの意見が出され

た。

- ・具体的に活動できる人員の確保と、必要によっては協議会構成員の再編成が必要であるという意見が出された。
- ・民間と行政のどちらを主体とする組織編制をするか、改めて検討する必要があるとの意見が出された。

#### (10) 第8回定例会

日 時／平成27年2月21日（土） 午後6時～9時30分

場 所／生涯学習センターけやき会議室

出席者／芹澤会長、吉川副会長、田中監事、渡邊理事、杉本相談役

概 要

##### (1) 成果報告書について

- ・成果報告書の作成および国土交通省との対応については事務局長が進めている旨の報告があった。

##### (2) 来年度以降の展開について

- ・現在の協議会は、今後予想される事業展開に対応できるほどの人的資産に欠けているため、構成員の再編成も含め、組織の体制を見直す必要があるとの意見が出された。
- ・杉本相談役より、事務局の役割分担の明確化、他団体との合同、NPO化、行政の支援する外部団体化など、組織の再構成についての提言があった。
- ・杉本相談役より、組織の理念の確立とその外部発信が重要であるとの提言があった。
- ・吉川副会長より、来年度の高校向け研修として、出前講座の案が出された。
- ・来年度の事業について、岡田邸茶室を中心に進めていく案が出された。
- ・再編後の組織名を「おだわら名工学舎」とする案が出された。
- ・現在の協議会に連なる組織が、歴史的建造物の改修等において、その設計・管理をチェックできるような仕組みづくりが必要であるとの意見が出された。

平成26年度 歴史的風致維持向上推進等調査

## 市内歴史的建造物悉皆的調査業務委託 仕様書

### 1 概要

小田原市内に遺存する一定地域の歴史的建造物（近代和風建築）について悉皆的な調査を実施し、総数を把握するとともに、職人育成研修の教材に適した物件を抽出して、その要修理箇所・使用の可否等を把握する。

### 2 委託期間

平成26年8月15日（金）～9月15日（月）

ただし、現地調査は8月31日までに完了し、委託者に概要を報告することとする。

### 3 調査地域

「小田原市歴史的風致維持向上計画」の「重点区域」のうち、「小田原市中心市街地活性化計画」に定める「中心市街地」（170ヘクタール）。

### 4 調査内容

- (1)2で定める「調査地域」内に所在する昭和25年以前の近代和風建築で、建築当初の形状等を一定程度とどめている物件について悉皆的に把握する。
- (2)前項の調査で把握した物件のうちから、職人育成研修の教材としての適性の特に高い物件を抽出し、建築としての価値、建築年代、要修理箇所等を調査する。

### 5 成果品

4に記載の項目について、調査した結果をまとめ、委託期間の最終日までに、次のとおり成果品を納品すること。

調査物件については、すべてについて、一覧表を作成するとともに、その所在地等



を適宜の地図に落とし込む。

また、抽出した教材候補物件については、一件ごとに調査票を作成し、調査結果を整理して記載する。物件の全体像、主な要修理箇所、その他注意を要する点等については写真を添付すること。

調査物件一覧表、教材候補物件の調査票の仕様はA4版横書とする。成果品は1部作成し、あわせてデータを提出すること。

(1) 応募要領

職人育成研修公募事業のご案内

# 伝統的な職人技術を 未来に伝えるために 研修提案を募集します

小田原職人学校設立推進協議会

\*この事業は、国土交通省「歴史的風致維持向上調査」の一環として実施するものです。

海、山、川に囲まれた豊かな自然のもと、人々が行き交う「宿」として生まれ、やがて強固な要塞を備えた政治・軍事都市、次いで保養地・別荘地としても発展した小田原。

小田原城跡や近代の別邸等、市内のそこかしこに残る情緒豊かな歴史的建造物群は、歴史都市小田原の魅力を表す遺産の一つですが、そんな貴重な遺産を守るために欠かせない伝統工法に通じた職人さんが急激に減っています。

私たち「小田原職人学校設立推進協議会」(以下「協議会」)は、昨年度、職人の育成による伝統工法の確実な継承と史的建造物の保全と新たな活用のための「職人学校」の設立を目指して行われた小田原市による「小田原職人学校講座事業」等を継承し、より効果的で持続的な職人育成研修の実施手法の確立に向けて「職人育成研修公募事業」を実施します。



昨年度、小田原市で実施した「小田原職人学校講座」の開催風景（右：左官偏，左：造園偏）

## 職人育成研修公募事業の概要

職人組合や関連企業、NPO等の各種団体等から、伝統木工法で建築された歴史的建造物やこれと一体となった庭園等の維持・保全等に欠かせない伝統工法の着実な継承に有効な研修提案を募集します。

公募する研修の形態は、基本的にOJT型(組合・団体等の職業訓練・現場研修)と受講者公募型の二つとします。

応募いただいた提案の中から優れた提案5件程度を本協議会で選定し、実施内容や対象物件等について提案者と協議会で協議した上で、研修計画を企画し実施します。

研修実施に要する経費については、国土交通省の「歴史的風致維持向上推進等調査」委託金を財源として協議会が負担します。

研修実施後は、提案者に成果概要をまとめていただき、協議会においてより有効な職人育成研修の実施のための資料として活用させていただきます。

## 実施要領

### ○提案団体

伝統工法の習得や普及を目指す地方自治体、企業、まちづくり会社、職人組合等の各種組合・組合連合会、特定非営利活動法人、任意の市民グループ・研究サークル、大学等の教育機関など。

間口は広く設けていますので、お気軽にご相談ください。

### ○研修の形態

提案団体が所属する構成員を受講者として実施するOJT型と、一般から受講者を公募する受講者公募型の二つとします。

### ○研修の内容

伝統木工法により建築された歴史的建造物(庭園や附属する建造物を含む)を教材とし、その調査、修理、改修・整備、前記にかかる設計、現況図面の作成等に関するものとします。

座学と実技により、1日で完結するカリキュラム構成を原則とします。

\*内容等により、複数日程にわたる提案についてもご相談に応じます。

### ○受講者

原則として20名程度とします。

受講者には、受益者負担の原則から、適宜な額の受講料をご負担いただきます。受講料は研修経費等を勘案して個々の研修ごとに定めます。

\*OJT型の場合も、協議会においても広く一般から見学者を募ります。受講者公募型の場合は、協議会において受講者を募集しますが、提案者にも協力をお願いします。

### ○講師の選定

座学・実技とも各1名、実技の技術指導者は4名以内を原則とします。

人選は、原則として協議会において行いますが、必要に応じ提案者にも意見を求めます。  
講師との連絡には、原則として協議会が当たります。

### ○研修教材の選定

提案内容を勘案し、本協議会で適宜の物件をマッチングしますが、必要に応じて提案者や講師にも意見を求めます。

所有者との連絡・調整は協議会で行います。

### ○研修費用の負担

協議会において、国土交通省の調査委託金を財源に、講師謝礼・交通費、教材費(材料費)を負担します。

#### 1)講師謝礼

国で定める基準により、上記の人員を限度として負担します。

#### 2)講師の交通費

上記の人員を限度として実費を負担します。遠方から招聘の場合は宿泊費も負担します。

#### 3)研修用の教材費

研修に用いる教材(座学研修用の資料印刷代・教材代、実技研修用の木材・釘・土・漆喰等の材料費、ゴミ袋等の消耗品。単価は税込で20,000円以内)を対象として経費を負担します。

工具や器具、備品などの購入費については負担できません。金額は、原則として32万円(消費税を含む)を上限とします。

\*上記支援対象以外の経費が必要となる場合は、原則として提案団体にご負担いただきます。

## 研修実施までの流れ

ステップ①:研修提案の応募(提案団体) 締切:8月24日

別紙の応募要領に必要事項を記入の上、本協議会事務局まで送付してください。



ステップ②:提案内容等の審査・採否の決定(協議会) 8月31日(予定)

研修としての有効性等を審査して、応募提案の中から5件程度を採択し、電話・ファックスまたはメール等で提案団体に通知します。



ステップ③:研修内容等の協議(協議会・提案団体)

本協議会で研修内容や経費を精査するとともに、提案内容に相応しい講師、教材物件の選定、受講料の設定等を行います。また、研修の日程や当日の進め方等を定めます。必要に応じ提案団体にも意見等を求めます。



ステップ④:受講者の募集(協議会・提案団体)

協議会の名で受講者(OJT型の場合は原則として見学者)を募集します。広報媒体としては、リー

フレット、タウン誌等を活用します。提案団体にも募集への協力をお願いします。

ステップ⑤:準備作業(協議会・提案団体)



協議会・提案団体の共同で研修準備を進めます。役割分担については、協議会と個々の提案団体との協議により定めます。



ステップ⑥:研修の実施(協議会・提案団体)

協議会・提案団体の共同で研修を実施します。役割分担については、協議会と個々の提案団体との協議により定めます。

## 研修成果のとりまとめ

この事業は、将来的に開設を検討している(仮称)「小田原職人学校」における効果的なカリキュラム編成のための実験的な研修として実施するものです。

そこで、協議会では、受講者等へのアンケート調査やヒアリングを実施して、研修効果などを測定します。提案団体においても、今後の調査の参考とするため、研修実施後 3 週間以内を目途に研修の実施成果や課題等に関する取りまとめをお願いします(所定の書式があります)。

### \* 小田原の歴史的建造物

板橋 老櫓荘 (旧松永耳庵邸)



南町 清閑亭 (旧黒田長成別邸)

#### 【応募・問い合わせ先】

小田原職人学校設立推進協議会 事務局

〒2508555 小田原市荻窪 300 (小田原市役所文化政策課内)

電話: 0465-33-1722 ファックス: 0465-33-1526

E-mail: [hiroshi-yamaguchi@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:hiroshi-yamaguchi@city.odawara.kanagawa.jp)





# 職人育成研修公募事業 応募書式

## ■応募団体

団体名： 小田原庭園業組合

住 所：〒 小田原市早川2-12-15

代表者名： 小長谷洋一 連絡先： 0465-22-1485

■研修の形態 → ■ OJT型 → 受講者数 20 名

受講者公募型

## ■研修の内容

関連する分野 → ■職人技術：大工 左官 建具 畳 瓦 板金 庭園 その他( )

設計 調査 その他(具体的に： )

提案する研修の概要(200字程度)：庭園業組合では、松永記念館や小田原文学館のような広大な庭園の剪定や樹木管理を依頼されることも多いが、若手組合員の場合、伝統的な日本庭園の剪定方法等について学ぶ機会が少なくなっており、組合員の技能水準にバラつきがあるため、ある程度の規模をもった日本庭園を教材に適正な樹木の剪定の研修を実施する。また合わせて樹木管理の理論等について専門家の講義を受ける。

座学の内容：日本庭園における樹木管理のあり方

実技の内容：日本庭園における適正な樹木剪定

■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 2,000 円

資料印刷	代	(単価)	100 円	×	(員数)	20人	=	2,000 円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円

実技：材料代(材料・釘等)・消耗品代 → 合計 2,500 円

枝葉処理	代	(単価)	25 円	×	(員数)	100kg	=	2,500 円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円
	代	(単価)	円	×	(員数)		=	円



## 職人育成研修公募事業 応募書式

■応募団体

団体名: 緑樹会  
 住所: 〒 [REDACTED]  
 代表者名: 大塚 正史 連絡先 [REDACTED]

■研修の形態 →  OJT型 → 受講者数 \_\_\_\_\_ 名  
 受講者公募型

■研修の内容

関連する分野 → 職人技術: 大工 左官 建具 畳 瓦 板金 造園 その他(剪定・樹木診断)  
 設計  調査  その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

提案する研修の概要(200字程度): 樹木の剪定技術の取得と合わせて  
樹木の病気診断と対策方法の取得を図る。  
それにより、各家庭存続の庭木の手入れを促進すること  
街の環境美化の一助としたい。

座学の内容: 庭木の剪定理論  
 実技の内容: 座学にもとづく実技実習

■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学: 資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 22,500 円

項目	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
資料		1,500	円 ×	15	=	22,500
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
実技: 材料代(材料・釘等)・消耗品代						0
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円
	代	(単価)	円 ×	(員数)	=	円

# 職人育成研修公募事業 応募書式

## ■応募団体

団体名： 小田原市文化部図書館（小田原文学館）

住所：〒 2500013 小田原市南町2-3-4

代表者名： 図書館長 古矢智子 連絡先： 0465 (24) 1055

■研修の形態 →  OJT型 → 受講者数           名

■  受講者公募型

## ■研修の内容

関連する分野 → ■職人技術：大工 左官 建具 畳 瓦 板金 造園 その他（            ）

設計 調査 その他（具体的に：            ）

提案する研修の概要（200字程度）：小田原文学館周辺の西海子通りは、小田原文学のほか、静山荘・岡田邸等の歴史的建造物が多く、市内でも有数の歴史的景観を維持している。文学館に隣接する旧保健所跡地は当館で管理しており、将来的に周辺景観に配慮しながら文学館と連携する生涯学習の施設を整備したいと考えているが、現在は簡易な木杭と鉄線により圍繞されており、景観面からも安全面からも好ましくないため、まずこれを四つ目垣に付け替える工事を研修として実施する。特に周辺住民に参加を呼びかけ、伝統技術継承の裾野の拡大とともに地域住民による地域の景観向上に向けた意識の啓発を図る。

座学の内容： 西海子における歴史的景観の貴重さ、保全の必要性等について

実技の内容： 旧保健所跡地周囲への四つ目垣の付設

■経費（講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください）

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 2,000 円

結び方解説資料代 (単価) 100 円 × (員数) 20 = 2,000 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

実技：材料代（材料・釘等）・消耗品代 → 合計 35,600 円

竹材 代 5,400 円 × 6束 = 32,400 円

麻縄 代 1,600 円 × 3巻 = 3,200 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円



# 職人育成研修公募事業 応募書式

## ■応募団体

団体名： 神奈川県畳工業協同組合小田原支部

住 所：〒 2500001 南足柄市塚原2775

代表者名： 支部長 内田孝治 連絡先： 0465-74-5283

■研修の形態 → ■ OJT型 → 受講者数 10 名

受講者公募型

## ■研修の内容

関連する分野 → ■職人技術：大工 左官 建具  畳 瓦 板金 造園 その他( )

設計  調査  その他(具体的に： )

提案する研修の概要(200字程度)：小田原支部の組合員は一級技能士の資格を取得して、畳の手縫い技術についても実地試験に合格している。けれども、実際に伝統的な手縫いで本格的な畳を仕上げる機会が少なく、青年部の場合は、せっかく訓練校で学んだ技術を忘れていく者が多い。そこで青年部を中心に本格的な畳を手縫いで仕上げる研修を実施したい。関東畳の技術力に自信をもっているが、本場の京畳との違いには関心がある。仕上がった畳を京都の職人に見てもらい、意見や感想等を聞きたい。

座学の内容：京畳についての解説、研修成果の講評

実技の内容：手縫いによる畳の製作

## ■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

実技：材料代(材料・釘等)・消耗品代 → 合計 164,000 円

畳床                      代 10,000                      円 × 6 枚                      = 60,000 円

ござ                      代 8,000                      円 × 6 枚                      = 48,000 円

縁                      代 50,000                      円 × 1 反                      = 50,000 円

頭板                      代 1,000                      円 × 6 枚                      = 6,000 円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円

                     代 (単価)                      円 × (員数)                      =                      円



# 職人育成研修公募事業 応募書式

## ■応募団体

団体名： ぶなのスタジオ一級建築士事務所

住 所： 〒 255-0004 神奈川県中郡大磯町東小磯 352-1 センチュリーホーム大磯 201

代表者名： 大西智子 連絡先： 電話/FAX 0463-61-8955

■研修の形態 →  OJT型 → 受講者数 約6 名 (予定)

■受講者公募型

## ■研修の内容

関連する分野 → ■職人技術：大工 ~~左官~~ ~~建具~~ ~~畳~~ ~~瓦~~ ~~板金~~ ~~造園~~ その他 ( )  
 設計  調査  その他 (具体的に： )

提案する研修の概要 (200字程度)： 現在、提案者は昭和16年竣工の民家で改修設計を行っている。建物では雨漏りが発生していた為、屋根葺き材の改修を行ったものの、漏水の影響は2階の竿縁天井に大きな黒ずみを残している。そこで竿縁天井の改修工事を職人学校の研修教材として提案する。改修方法は竿縁天井の竿は残して天井板のみ撤去し、突板に置換する方法である。なお天井面積は2階座敷の八畳間と六畳間並びに幅半間、長さ二間の廊下の合計八坪となっており、研修は5日間を想定している。

座学の内容： なし

実技の内容： 現場で 他1名による実技指導

■経費 (講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 0 円

代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円

実技：材料代 (材料・釘等)・消耗品代 → 合計 483,000 円

天井板 突板	代 (単価)	25,000 円 × 8坪 (員数)	=	200,000 円
実技指導	代 (単価)	10,800 円 × 2人×5日 (員数)	=	108,000 円
講師交通費	代 (単価)	3,000 円 × 2人×5日 (員数)	=	30,000 円
室内一般養生	代 (単価)	50,000 円 × 1式 (員数)	=	50,000 円
天井板処分	代 (単価)	30,000 円 × 1式 (員数)	=	30,000 円
発生処分運搬	代 (単価)	25,000 円 × 1式 (員数)	=	25,000 円
釘・金物等	代 (単価)	20,000 円 × 1式 (員数)	=	20,000 円
報告書等印刷費用	代 (単価)	20,000 円 × 1式 (員数)	=	20,000 円
代 (単価)	円 × (員数)	=	円	
代 (単価)	円 × (員数)	=	円	
代 (単価)	円 × (員数)	=	円	

## 職人育成研修公募事業 応募書式

### ■応募団体

団体名：ぶなのスタジオ一級建築士事務所

住所：〒 255-0004 神奈川県中郡大磯町東小磯 352-1 センチュリーホーム大磯 201

代表者名：大西智子 連絡先：電話/FAX 0463-61-8955

■研修の形態 → ■ O J T型 → 受講者数 3~4 名

受講者公募型

### ■研修の内容

関連する分野 →  職人技術：大工 左官 建具 畳 瓦 板金 造園 その他 ( )

設計  調査  その他 (具体的に： )

提案する研修の概要(200字程度)：昭和初期に竣工した出桁造の店蔵の実測調査を行い、現状を把握し図面化する。そして建築的な特徴や劣化部分を明らかにした上で、建物の価値を損なわないような修復方法を立案する。また所有者が高齢の為、土間と座敷の間に生じている段差がこれからの生活に支障をきたす恐れがあるので、劣化部分の修復に加えバリアフリー対応の提案を併せて行う。来年度は本改修案に基づき、劣化部分の修理工事とバリアフリーの工事を職人学校の研修材料として提供できれば良いと考えている。

座学の内容：歴史的建造物の調査方法、報告書の作成方法、改修案の提案

実技の内容：座学の内容に基づき、で実技指導

■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 264,800 円

座学と実技の講師代 (単価) 10,600 円 × 4 日 × 2 人 (員数) = 84,800 円

資料印刷代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円

講師交通費代 (単価) 10,000 円 × 4 日 × 2 人 (員数) = 80,000 円

会場費代 (単価) 20,000 円 × 4 日 (員数) = 80,000 円

実技：材料代(材料・釘等)・消耗品代 → 合計 105,000 円

図面印刷代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円

調査用紙代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円

報告書印刷代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円

懐中電燈電池代 (単価) 5,000 円 × 1 式 (員数) = 5,000 円

養生シート代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円

展示用パネル代 (単価) 20,000 円 × 1 式 (員数) = 20,000 円







# 職人育成研修公募事業 応募書式

## ■応募団体

団体名： 神奈川県県土整備局都市部都市整備課

住所：〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1

代表者名： 都市整備課長 山中孝文 連絡先： 045-210-1111 (代表)

■研修の形態 → ■ OJT型 → 受講者数 5 名

受講者公募型

## ■研修の内容

関連する分野 →  職人技術：大工 左官 建具 畳 瓦 板金 造園 その( )

設計 ■ 調査  その他(具体的に： )

提案する研修の概要(200字程度)：都市整備課では、歴史的建造物を保全活用し地域活性化につなげるため、これを担う専門家としてのヘリテージマネージャー養成する講座を実施しており、これまで170名程が修了しているが、実際に活動する機会が少なく、思うような成果を挙げていない。養成講座で習得した技術・知識等を維持しスキルアップを図るため、養成講座の修了生を対象とし、ヘリテージマネージャーの業務に関する実践的な研修を行う。

座学の内容： —

実技の内容：歴史的建造物の価値・劣化状況調査(図面作成)と維持・改修等に関する所有者への助言等

■経費(講師謝礼・旅費は記載不要です。行が不足する場合は適宜追加するか別紙を添付してください)

座学：資料代・教材代・資料印刷代等 → 合計 0 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

実技：材料代(材料・釘等)・消耗品代 → 合計 0 円(必要な用具は受講生が用意)

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

代 (単価) 円 × (員数) = 円

### (3) 研修実施計画書

#### 研修実施計画書 第1号

提案団体	名 称	おだわら工匠会		
	団体概要	若手大工で伝統工法に関心をもつ者の団体		
職種等	<input checked="" type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input checked="" type="checkbox"/> 参加者公募型 <input checked="" type="checkbox"/> その他(研修の一部を公開し見学者を募集する)			
研修目的	伝統工法による茶室建築の設計方法、軸組の加工方法の等習得。			
研修内容	実技：設計図面の検討・作成、材料の選定・手配、墨付け、刻み、組立。組立は2回に渡り実施し着実な技能習得を目指す。			
研修日程	全日程	10日		
	平成26年9月7日～11月9日(原則として日曜日のみ) 講師を派遣する本研修と受講者のみによる自主研修に区分して実施。 *本研修(講師派遣)：9月28日(刻み)・10月26日(組立)・11月2日(木舞作成) *自主研修：上記以外(図面検討・作成、墨付け、刻み等)			
受講者	OJT参加者	おだわら工匠会会員	10名	
	公募参加者	本研修のうち図面作成を除く3日は見学者を募る。うち木舞作成については一般の作業への参加も募る。	各10名 計30名	
	合計	40名		
受講料	OJT参加者	2,000円×10名=20,000円	20,000円	
	公募参加者	9月28日見学：500円×10名=5,000円	25,000円	
		10月26日見学：500円×10名=5,000円		
		11月2日木舞作成：1,500円×10名=15,000円		
合計	45,000円			
対象教材	—(作業会場手配 大山商店作事小屋)			
(マッチング)	所在：(小田原市久野)	所有者：( )		
支援内容	講師派遣	芹澤毅(当会会長・文化財建造物木工技能者)		
	経費負担	講師謝礼	@10,800×4回=43,200(役員報酬で対応)	43,200円
		講師旅費	—	—
		消耗品費	桧材・杉材等・ラワン合板等	500,000円
		印刷製本費	公募参加者募集チラシ印刷(共用)	10,000円
		借料・損料	大山商店作事小屋借料	30,000円
		雑役務費	公募参加者募集タウン誌掲載(共用)27,000円	27,000円
	合計	610,200円		
その他	自主研修時にも適宜、当会会長が指導する。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品は、11月8・9両日に開催される「全国削ろう会」の会場に展示し、茶会を開催する。</li> <li>・「全国削ろう会」との事務的調整は協議会で行う。</li> <li>・講師謝礼は役員報酬で対応する。</li> </ul>			

## 研修実施計画書 第2号

提案団体	名 称	①小田原庭園業組合 ②緑樹会		
	団体概要	①小田原市内の造園業者で構成する職人組合 ②緑地帯・庭園・公園等の除草・剪定等をボランティアで行うシルバー団体		
職種等	<input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input checked="" type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input type="checkbox"/> 参加者公募型 <input checked="" type="checkbox"/> その他(研修を公開し見学者を募集する)			
研修目的	日本庭園の現況に合わせた透かし選定理論・技術の習得			
研修内容	座学：日本庭園の歴史、教材物件にける樹木管理方針の検討 実技：樹木管理方針を踏まえた剪定実技			
研修日程	全日程	1 日		
		平成26年11月23日 9:30~15:00		
受講者	OJT参加者	①小田原庭園業組合員 20名程度 ②緑樹会会員 10名程度	30名程度	
	公募参加者	研修を公開し見学者を公募する。	20名程度	
	合計	50名程度		
受講料	OJT参加者	@500円×30名=15,000円	15,000円	
	公募参加者	見学者。同上	15,000円	
	合計	30,000円		
対象教材 (マッチング)	岡田邸庭園 所在：小田原市南町2-1-27 所有者：[REDACTED]			
支援内容	講師派遣	剪定理論：樹木管理方針：藤井英二郎(千葉大学教授)・高崎康隆(高崎設計室)・ 國井洋一(東京農業大学准教授)・阿部勉(ソシオトープ)・池尻あき子(プレック 研究所) 実技指導：小長谷洋一・長崎務・野口幸雄・柳下嘉伺		
	経費負担	講師謝礼	剪定理論@14,300円×5名=71,500円 技術指導@10,600円×4名=42,400円	113,900円
		講師旅費	[REDACTED]@7,140円×1名=7,140円	14,620円
			[REDACTED]@1,440円×1名=1,440円	
			[REDACTED]@1,560円×1名=1,560円	
			[REDACTED]@2,060円×1名=2,060円	
			[REDACTED]@2,420円×1名=2,420円	
		消耗品費	—	—
	印刷製本費	教材(図面)印刷@100円×5枚×50名=10,000円	25,000円	
借料・損料	岡田邸庭園借料@20,000円×1回=20,000円	20,000円		
雑役務費	廃棄物処理料@25円×2,000キロ=50,000円	50,000円		
合計	223,520円			
その他	・教材所有者との折衝は協議会で行う。 ・研修実施に先立ち、協議会において、教材とする岡田邸庭園における適正な樹木管理方針策定の検討資料とするため、敷地測量、植栽樹木の樹種・配置、樹高等の測定、その他庭園内に所在する石造物・工作物の配置状況等を調査する。			
備考	・緑樹会と小田原庭園業組合の提案を合わせて実施する。			

### 研修実施計画書 第3号

提案団体	名称	緑樹会		
	団体概要	緑地帯・庭園・公園等の除草・剪定等をボランティアで行うシルバー団体		
職種等	<input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input checked="" type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 設計 <input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input checked="" type="checkbox"/> 参加者公募型 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修目的	庭園調査の方法論の習得			
研修内容	実技：専門家の指導で樹高等の測定、樹種判別、樹齢推定、自然実生の判別法等の庭園調査のスキルを学ぶ			
研修日程	全日程	1 日		
		平成 26 年 10 月 19 日 (日) 10:00~16:00		
受講者	OJT 参加者	緑樹会 10 名程度	10 名程度	
	公募参加者	研修を公開し、参加者を公募する。また小田原庭園業組合にも参加を呼びかける。10 名程度	10 名程度	
	合計	20 名		
受講料	OJT 参加者	@600 円×10 名=6,000 円	6,000 円	
	公募参加者	同上	6,000 円	
	合計	12,000 円		
対象教材 (マッチング)	岡田邸庭園 所在：小田原市南町 2-1-27 所有者：████████			
支援内容	講師派遣	藤井英二郎 (千葉大学教授)・高崎康隆 (高崎設計室)・國井洋一 (東京農業大学教授)・阿部勉 (ソシオトープ)・池尻あき子 (プレック研究所)		
	経費負担	講師謝礼	剪定理論@14,200 円×5 名=71,000 円	71,000 円
		講師旅費	████████@7,140 円×1 名=7,140 円	14,620 円
			████████@1,440 円×1 名=1,440 円	
			████████@1,560 円×1 名=1,560 円	
			████████@2,060 円×1 名=2,060 円	
			████████@2,420 円×1 名=2,420 円	
		消耗品費	—	—
	印刷製本費	教材 (図面) 印刷@100 円×5 枚×20 名=10,000 円	10,000 円	
借料・損料	岡田邸庭園借料@20,000 円×1 回=20,000 円	20,000 円		
雑役務費	アンケート集計等 25,000 円	25,000 円		
合計	140,620 円			
その他	教材所有者との折衝は協議会で行う。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画書第 2 号に記載する岡田邸庭園調査の実施期間中において、当該調査を兼ねる形で実施する。</li> <li>・講師謝礼は事前調査謝礼で対応する。</li> </ul>			

## 研修実施計画書 第4号

提案団体	名称	神奈川県畳工業協同組合小田原支部		
	団体概要	小田原市・南足柄市の畳業者組合		
職種等	<input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input checked="" type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input checked="" type="checkbox"/> 参加者公募型 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実技研修に見学者を募集する)			
研修目的	手縫いによる畳作成技術絵を確認するとともに、関東と関西の畳作成技術の相違を学ぶ。			
研修内容	実技：京間の茶室畳（四畳半）の手縫いによる作成。 座学：他地域講師（京都）による成果品の講評と茶室の京畳に関する講義。			
研修日程	全日程	2 日		
		実技：平成 26 年 10 月 19 日 9:00～17:00 座学：平成 26 年 11 月 8 日 13:30～15:30		
受講者	OJT 参加者	神奈川県畳工業協同組合小田原支部 10 名程度	10 名程度	
	公募参加者	実技を公開し見学者を公募する。5 名程度 座学の受講者を一般に公募する。10 名程度	15 名程度	
	合計	25 名		
受講料	OJT 参加者	実技・座学 1,000 円×10 名=10,000 円	10,000 円	
	公募参加者	実技@500 円×5 名=2,500 円 座学@500 円×10 名=5,000 円	7,500 円	
	合計	17,500 円		
対象教材 (マッチング)	おだわら工匠会が研修実施計画書第1号で作成する茶室			
	所在：—	所有者：協議会		
支援内容	講師派遣	実技指導：内田孝治・菊池治美・大久保昇（組合） 座学：荒木正亘（京町家作事組副理事長）・東奥宏幸（京都府現代の名工）		
	経費負担	講師謝礼	実技指導@10,600 円×3 名=31,800 円 座学講師@14,300 円×2 名=28,600 円	60,400 円
		講師旅費	京都-小田原@34,160 円×2 名=68,320 円	68,320 円
		消耗品費	畳床・縁・莫蔭等	150,000 円
		印刷製本費	公募参加者募集チラシ印刷（共用）10,000 円	10,000 円
		借料・損料	—	—
		雑役務費	受講者公募記事タウン誌掲載（共用）27,000 円	27,000 円
	合計	315,720 円		
その他	おだわら工匠会との事務連絡は協議会で行う。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実技会場は、内田畳店工房（南足柄市塚原 2775）とする。</li> <li>・座学会場は、小田原アリーナ（小田原市中曾根 263）とする。</li> <li>・座学は「全国削るう会」と連携して実施する。これにかかる事務的調整は協議会で行う。</li> <li>・講師旅費は宿泊費を含む。</li> </ul>			

## 研修実施計画書 第5号

提案団体	名 称	神奈川県立小田原城北工業高等学校		
	団体概要	県立の工業高校。機械科・建設科・電気科・デザイン科がある		
職種等	<input checked="" type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input type="checkbox"/> 参加者公募型 <input checked="" type="checkbox"/> その他(研修を公開し見学者を募集する)			
研修目的	工業高校建設科に在学する高校生に伝統工法を用いた歴史的建造物の修繕を体験させ、その重要性の認識を喚起させる。			
研修内容	座学：実技研修のための事前研修として実施する。 実技：歴史的建造物の外壁を修復する。			
研修日程	全日程	2 日		
		座学：平成26年11月21日(金)12:30~13:30 実技：平成26年11月28日(金)12:30~15:20 (教育課程における「課題研究」として実施する)		
受講者	OJT参加者	小田原城北工業高等学校建設科3年生。14名	14名	
	公募参加者	研修を公開し、見学者を募集する。20名程度	20名	
	合計	34名		
受講料	OJT参加	教育課程で実施するため無料とする	0円	
	公募参加	@500×20名=10,000円	10,000円	
	合計	10,000円		
対象教材 (マッチング)	瀬戸煙草店(作業場として別棟の灯油販売所を借用する) 所在：小田原市本町1-10-1 所有者：■■■■■			
支援内容	講師派遣	座学：田中英司(南足柄大工職組合長) 実技：古田土幸一(小田原大工職組合長)・田中英司・藪田薫		
	経費負担	講師謝礼	座学：@14,300円×1名=14,300円 実技：@14,300円×2名=28,600円 @10,600円×1名=10,600円	53,500円
		講師旅費	—	—
		消耗品費	材料費	400,000円
		印刷製本費	見学者募集チラシ印刷(共用)10,000円	10,000円
		借料・損料	瀬戸煙草店等借料 @20,000円×2件×1回=40,000円	40,000円
		雑役務費	受講者公募記事タウン誌掲載(共用)27,000円	27,000円
		合計	503,500円	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市景観計画に基づく申請は協議会で行う。</li> <li>・教材等の所有者との折衝は協議会で行う。</li> </ul>			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省中間指導における視察対象とする。これに伴う事務調整等は協議会で行う。</li> <li>・生徒の異動の安全確保のため、小田原市車両による送迎を行う。</li> </ul>			



## 研修実施計画書 第6号

提案団体	名 称	神奈川県都市整備課			
	団体概要	ヘリテージマネージャー（邸園保全活用推進員）養成講座を所管			
職種等	<input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 設計 <input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
研修形態	<input checked="" type="checkbox"/> OJT型 <input type="checkbox"/> 参加者公募型 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
研修目的	ヘリテージマネージャーの活動機会の提供、スキルアップ支援				
研修内容	歴史的建造物の価値調査・劣化状況調査				
研修日程	全日程	1 日			
		平成27年1月12日（月） 9:30~16:00			
受講者	OJT参加者	ヘリテージマネージャー養成講座修了生		5名程度	
	公募参加者	—		—	
	合計	5名程度			
受講料	OJT参加	—		—	
	公募参加	—		—	
	合計	—			
対象教材 (マッチング)	瀬戸煙草店				
	所在：小田原市本町1-10-1		所有者：■■■■■		
支援内容	講師派遣	—			
	経費負担	講師謝礼	—	—	
		講師旅費	—	—	
		消耗品費	—	—	
		印刷製本費	—	—	
		借料・損料	瀬戸煙草店借料 @20,000円×1件×1回=20,000円		20,000円
		雑役務費	—		
	合計	20,000円			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材等の所有者との折衝は協議会で行う。</li> <li>・受講者の募集は提案者が行う。</li> </ul>				
備考					

(4) 研修案内リーフレット

a 第1号・第4号研修関係

# 小田原 職人学校

小田原職人学校設立推進協議会では、昨年度に継続して「小田原職人学校」の設立に向けた調査を進めています。  
本年度は、伝統的木造建築や作庭に関係する方々や団体などからの提案に基づく研修を実施しますが、この度、若手大エグループ・おだわら工匠会の提案による「茶室壁のこまい作り研修」と、畳工業協同組合小田原支部の提案による「茶室畳に関する座学研修」を、以下の日程でそれぞれ行います。

全国的にも類のないこの取り組みを通して、小田原の匠の技と歴史を感じさせる街並みの修復と伝承が少しずつ形になっていくはずですよ。  
多くの方のご参加をお待ちしています。

**11月2日(日) 10:00~16:00**

内容 茶室壁のこまい作り  
講師 芹澤毅氏  
(文化財建造物木工技能者  
小田原職人学校設立推進協議会会長)

場所 大山商店作事小屋  
(辻村植物公園そば/小田原駅西口より箱根登山バス「いこいの森(わんぱくランド)」行、「辻村植物公園」下車、徒歩5分)  
※辻村植物公園駐車場利用の場合は駐車代500円

受講料 1,500円 / 持ち物 軍手  
申込み 下記までお電話で(10名申込先着順、10/31まで)  
実施 おだわら工匠会



大山商店作事小屋 map  
辻村植物公園バス停  
大山商店作事小屋

芹澤毅氏

**11月8日(土) 13:30~15:30**

内容 茶室の京畳について(座学)  
講師 荒木正豆氏(京町家作事組副理事長)  
東奥宏幸氏(京都府現代の名工)

場所 小田原アリーナ  
※小田原線「富水駅」または「螢田」駅から、徒歩15分

受講料 500円  
申込み 下記までお電話で(20名申込先着順、11/7まで)  
実施 神奈川畳工業協同組合小田原支部



荒木正豆氏  
東奥宏幸氏



小田原アリーナ map  
富水駅  
小田原アリーナ  
螢田駅

お問合せ&参加申込み  
小田原職人学校設立推進協議会事務局  
小田原市文化政策課内  
0465(33)1722 まで(※平日のみ)  
※土・日・祝日のお申込みは 0465-22-2834(清閑亭)まで  
主催 小田原職人学校設立推進協議会

おだわら工匠会  
神奈川畳工業協同組合  
小田原支部

茶室壁のこまい作り研修  
茶室畳に関する座学研修

## b 第2号・第5号研修関係

小田原職人学校設立推進協議会

# 小田原職人学校講座



## 庭園見立てと樹木剪定研修

## 町家のささら子下見板張り修復研修

小田原職人学校設立推進協議会では、昨年度に継続して「小田原職人学校」の設立に向けた調査を進めています。

本年度は、伝統的木造建築や作庭に関係する方々や団体などからの提案に基づく研修を実施しますが、この度、小田原庭園業組合の提案による「庭園見立てと樹木剪定研修」と、神奈川県立小田原城北工業高等学校の提案による「町家のささら子下見板張り修復研修」を、以下の日程でそれぞれ行います。

全国的にも類のないこの取り組みを通して、小田原の匠の技と歴史を感じさせる街並みの修復と伝承が少しずつ形になっていくはずです。多くの方のご参加をお待ちしています。

### ◆ 11月23日(日) 9:30～15:00

内容 【午前】 講義：日本庭園概史と事例、及び岡田邸維持に関する指針検討

講師 藤井英二郎氏(千葉大学園芸学部教授) ほか

【午後】 実技：検討を踏まえた剪定

講師 小長谷洋一氏(小田原庭園業組合長) ほか

場所 岡田邸(南町2-1-27/小田原文学館斜向い)

※小田原駅から箱根方面行きバス「箱根口」下車徒歩5分

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

参加料 500円(実技は見学のみのみ)

持ち物 昼食、飲み物、筆記具、軍手、剪定ばさみ

実施 小田原庭園業組合、緑樹会



藤井英二郎氏

#### 岡田邸

昭和初年の数寄屋風建築と、茶室を配した池水回遊式庭園の見事な調和が今も残る邸園。明治後期から戦前に活躍した政治家・松本剛吉の別荘の跡地に建つ。関東大震災後の再建には名古屋の職人が活躍した。



### ◆ 11月28日(金) 12:30～15:20

内容 小田原城北工業高校建設科3年生の「木工班」に所属する生徒たちが、教育課程の「課題研究」の時間を活用して、伝統的町家の「ささら子下見板張り」修復工事に挑戦します。

講師 古田土幸一氏(小田原大工職組合長)

田中英司氏(南足柄大工職組合長)

場所 瀬戸煙草店(本町1-10-1)

※小田原駅から箱根方面行きバス「御幸の浜」下車徒歩2分

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

参加料 500円(一般の方は見学参加となります)

実施 神奈川県立小田原城北工業高等学校

#### 瀬戸煙草店

昭和3年の建築。古くから米穀販売業等を営んできた瀬戸家の店舗で、建築当初の面影をよく留めている。現在は煙草販売の店舗として使用されている。



### お問合せ&参加申込み

小田原職人学校設立推進協議会事務局(小田原市文化政策課内)

0465(33)1722 まで(※平日のみ)

※土・日・祝日のお申込みは0465-22-2834 清閑亭まで

主催 小田原職人学校設立推進協議会



## (5) 研修結果等のとりまとめ概要

### 第1号（「おだわら工匠会」茶室新築）

#### 1 実施までの経過

「おだわら工匠会」は、第2回調査のワークショップ等を機として編成された若手の大工職のグループである。

協議会会長とも交流があり、早くから提案公募に応じる計画で会合等が開催していたといい、伝統工法を理解するには茶室の構造を知ることが重要であるとの考え方から、茶室新築研修の提案を応募した。

また、当初から、平成26年11月に開催される「全国削ろう会」小田原大会に成果品を展示し、歴史的建造物保全とこれを支える職人の必要性を訴え、小田原の職人の認知度を上げる意図を有していた。

提案内容は、歴史的建造物の改修等には当たらず、したがって実践型研修ではないが、伝統工法の新築への適用は重要課題のひとつであり、改修技術の習得に新築が有効という考え方も納得されるものであった。若手大工の意欲を研修に投入させるためにも採択することとした。

#### 2 実施内容

茶室の企画・設計、原寸図作成、材料加工、墨付け加工、木舞掻き、組み立ての全6工程とした。

一般に公開する研修のほか、自主研修も行った。

#### 3 評価

企画設計から完成まで一貫した流れを同一者によって進めることにより、受講者が、初歩的な茶室建築の考え方や構造について理解することができた。

また実際の仕事ではできない作業に研修という形で気軽に従事することができた。

#### 4 課題

受講者は研修内容に興味を示しているが、認定・表彰、仕事の斡旋、公共事業への参加等のメリットも必要と考えられる。

また公募型研修には、公募する側の支援が必要であり、これを機会として受講者が研修の仕方を覚えてくればその意義が大きい。

### 第2号（小田原庭園業組合・「緑樹会」樹木剪定）

#### 1 実施までの経過

南町の岡田邸を教材として、第2回調査のワークショップ造園編を実施した小田原庭園業組合では、継続して同庭園の整備を進める意向を有しており、今回もいち早く公募に応じた。

また、同組合の幹部から指導を受けている庭園整備等ボランティアグループ「緑樹会」からも、次項に掲げるものとは別に、これと類似する提案が寄せられた。

実施に先立ち、教材とする岡田邸庭園について専門家による詳細調査を行い、樹木管理方針を策定した。

## 2 実施内容

午前に座学、午後に実技という第2回調査のパターンを踏襲する形で実施した。

座学は、前記事前調査を実施した専門家による岡田邸の樹木管理方針に関する解説、実技はこれを前提として樹木剪定と下草除去等の実技を行った。

## 3 評価

歴史的に価値のある物件を研修教材として活用する場合、その手順や方法について、事前調査等による綿密な準備が必要であることが確認できた。

組合の働きかけによって40歳以下の青年部の組合員が参加し、若手職人が新たな庭園管理の知識・技術を学ぶ場として有効に機能した。

## 4 課題

経費負担のあり方等の面における協議会と提案団体との調整の事務的な進め方について充分ではない点があった。

### 第3号（「緑樹会」庭園調査）

#### 1 実施までの経過

「緑樹会」会長から事務局長に公募型研修へお提案に関し、職人団体ではないが応募可能かとの趣旨の照会があった。

研修によって改修を進める実践型研修によって行う作業は、ボランティアでも可能な簡易な作業も含まれるので応募自体に問題はなく、応募の間口はなるべく広くしておきたい旨を説明したところ、後日、庭園調査に関する研修提案が寄せられた。

調査研修の実施は、第2回調査以来の課題であり、前記第2号研修のための岡田邸庭園の事前調査を進めていたことから、これを当該調査とマッチングして実施することとした。

なお提案には、樹木の病気診断に関する研修が踏まれていたが、これについては今後実施を検討することとした。

#### 2 実施内容

事前調査の調査員を講師として、教材庭園内の樹木の樹高・枝張り、幹周、樹冠等の測定を実施した。

広大な庭園であるが、4つの班に分かれ、エリアごとに作業を進めた。

作業後、主要な樹木に関し樹齢の推定、管理上の課題、庭園構成上の必要から植樹されたものか、自然に着床したものか等の点について意見交換を行った。なお、小田原庭園業組合からも数名がオブザーバー的に参加した。

#### 3 評価

研修としても、調査としても、効率的に作業を進めることができた。また、造園の専門家と地元庭師を含む関係者との交流が促進された。

#### 4 課題

事前調査を研修に活用する形で行った試みであるが、事前調査自体は必ずしも計画通りには進まない面があり、調査計画に従って企画した研修内容にも実施段階では見直す必要性が生じるなどの調整が必要となる。今回は、台風により日程変更も余儀なくされた。研修実施には、こうした問題に適切に対応するコーディネート力が求められる。

また第2号研修の場合と同様、提案団体との連絡調整の面での事務取り扱いに不十分な面があった。

### 第4号（神奈川県畳工業協同組合小田原支部畳作成研修）

#### 1 実施までの経過

第2回調査以来交流のあった6つの職人組合のひとつである提案団体の代表に、本年度調査における公募型研修の実施に向けた取組みを説明したところ、会員にはかり対応を決めたいとのものであったため、担当役員が組合の総会に出向き趣旨を説明した。

その結果、組合の青年部を中心に提案を検討することになり、手縫いによる畳の作成と成果品に対する京都の職人の講話を組み合わせた研修が提案された。実技後の座学実施は、やや特殊と考えたが、技術に自信をもつ組合員の意向を重視して提案どおりの形で実施することついた。

教材には、第1号研修で製作される茶室をマッチングすることにし、茶室製作に当たる「おだわら工匠会」と組合担当者との間で、適宜、畳の寸法・材料、及び畳み入れの日程等に関する調整が行われた。

#### 2 実施内容

畳作成の実技は、組合長の工房で実施し、組合長を含む組合の親方衆3名が指導に当たった。

座学は、茶室が展示される「全国削ろう会」の開催日に合わせ、京都から講師を招聘して行った。畳の講評のほか、補助を依頼した講師（大工棟梁）から茶室に関する講評も行われた。オープンスペースで実施したため当日は「全国削ろう会」の参加者の中にも講話に耳を傾ける姿が見られた。

#### 3 評価

当初、青年部員も含め、手縫い技術は習得済みであるとしていたが、実際に作業してみると段取りや方法を忘れており、復習のよい機会となった。

座学については、関東と関西の畳の技術の違いを想定とした論議も期待したが、製作された畳に関してはよい材料を用い、丁寧な仕事で作られているとの評価で、細かな技術論には及ばなかった。その反面、講師と受講者と間に友好的な空気が生まれ、今後の京都への研修旅行の計画なども話題に上がった。

#### 4 課題

今回の研修で、いったん習得した技術であっても、ふだん用いない状況が続くと維持できないことが証明された。研修実施にいたらなかった建具の組合でも、関係者から同



様の観点に立った研修不要論が聞かれたが、今回の結果をもとに研修の有効性を訴えてゆく必要があるものと判断された。

また、他地域からの講師の招聘に関し、やや事前調整に不十分な面があった。時間や経費の問題もあるが、他地域の講師であったえも事前に面談をもって調整するのが望ましいと思われる。

## 第5号（神奈川県立小田原城北工業高等学校大工研修）

### 1 実施までの経過

第2回調査で、職人育成研修の推進をめぐり連携関係の構築が課題となっていた同校については、職人組合とあわせて公募型研修の内容説明を行った。協議会としては、技術向上というよりも職人の裾野拡大の観点から研修提案の応募を進めた。

その結果、「課題研究」の時間を活用して、実際の建物の改修を行う実践的研修を計画したいとの意向が示された。

研修内容に関する具体的な提案は用意されていなかったことから、担当役員が教材候補物件の外壁改修に関する研修計画を作成して担当教諭に説明し、承認を得る形で研修の実施が決定された。

### 2 実施内容

建物調査で新たに把握した瀬戸煙草店を教材とし、現状で波板トタンに変えられている「ささら子下見板張り」を復元する作業を研修として実施した。

また、実技研修前に実技の内容に関する解説や大工の現状等についての講話を中心とする座学を設定・実施した。

実技における具体的な作業としては、鉋による板材の羽落とし、ささら子への墨つけと鋸とのみによる切り取り、ビスによる壁面への固定等を行った。

なお、講師には地元大工職組合の関係者3名を選定し、改修計画策定のための事前調査にも講師が当たった。また、作業の障害となる空調機や電気メーターの撤去等も事前に講師によって行った。

### 3 評価

技術的には未熟な高校生であるが、将来的に大工を目指す生徒もおり、研修には前向きな意欲が示された。

学校側の反応もよく、研修後、次年度以降の継続的な実施、職人講師の学校の授業への招聘なども求められた。

社会的な反響もあり、当日は地元ケーブルテレビやタウン誌等の報道機関による取材も行われた。

### 4 課題

教材が景観計画の重点区域ないにあるため条例にもとづく申請が必要となり、その手続きに想定外の手間を要した。今後の研修実施においても類似の手続きへの対応を求められることが想定される。法的規制については、事前に十分な調査を進めておく必要が

あるものと判断された。

本研修の教材に際しては、別の物件の選定も検討したが、その際には近隣住民との関係等も現実的な課題として浮上した。

高校生の研修参加ということで、学校から現場への移動、保護者への対応も問題となった。今回は、学校からの要望もあり小田原市と協議して大型バスを手配した。保護者に対しては学校長名と事務局長の連盟で、了解と当日の参観を勧める文書を発送した。これは学校側で行い、結果的に保護者からは異論は出されなかった。

また研修は「課題研究」の時間を活用して行ったが、教育課程の一環として行うことの効果は認められたものの、時間的には大きな制約がかかった。前記バスによる移動も安全性とともに限られた時間の有効活用を目指したものである。

## 第 6 号（神奈川県都市整備課ヘリテージマネージャー研修）

### 1 経過

ヘリテージマネージャーの養成講座を主催している神奈川県の担当者から、講座修了者の実践的活動を支援する形で研修を行えないかとの打診があった。

歴史的建造物の保全・活用を支援するヘリテージマネージャーとの連携は今後の協議会の活動にも有効と判断されたため、採択する方針を固めたが、提案者から実施に際しては受講料を徴収せず、実際の活動に際しては当然支払われるべき謝礼を支給したいとの意向が示された点で調整を要した。

受講料徴収に関しては、本調査でこれまで実施した研修でも、研修を仕事と見る観点から受講者より疑問の声もあり、本来的には日当の支給が必要との声も聞かれた。今回、受講者への謝礼は提案者で用意しているとのことであったため、日当支給を伴う試行的な研修として実施することとした。

教材については、所有者が今後の改修に悩みを抱えていた第 5 号研修と同じ瀬戸煙草点をマッチングした。

### 2 実施内容

第 5 号研修で高校生の指導と事前の物件調査に当たった地元大工を講師として物件の概要について説明を受けたのち、図面作成のための実測作業を行った。

午後からは、所有者から改修・整備に関する基本的な考え方を聴取しながら具体的な改修の方法等について助言を行った。なお、その際には、所有者と受講者の双方に、今回は研修であり、その結果が直接的に仕事に結びつくものでないことを確認した。

### 3 評価

リーダー格の受講生の指揮により順調に作業は進んだ。所有者に対し立ち入らないでもらいたい区画を確認するなど、プロらしい対応も見られた。物件のみでなく所有者との対陣折衝が重要となるヘリテージマネージャーにとって、これに磨きをかけるための研修としても有効であったと判断される。

### 4 課題

神奈川県におけるヘリテージマネージャー養成講座の修了生は 100 名を超えるが、実際に仕事として調査・相談等に対応するケースはほとんどないという。

知識・技術を習得しても、これを生かす場がない点は、職人の場合と同じであり、ヘリテージマネージャーを対象とした調査研修の実施は今後も拡充される必要があると考えられる。この場合はやはり、本調査において職人育成研修組織の機能のひとつとして位置付けている物件調査とのリンクさせることが重要であろう。

(1) アンケート用紙 (職人・一般用)

## アンケート調査へのご協力をお願い(平成 26 年度)

このアンケートは、職人育英研修の効果などを検証することを目的としたものです。その他の目的には一切使用いたしません。是非、ご協力をお願いします。 一小田原職人学校設立推進協議会一

■当てはまるものに○をつけてください。[ ] は自由回答欄です。裏面もあります。

Q1) 今回の研修会をどのようにお知りになりましたか？

①知人等の紹介 | ②チラシ | ③小田原市広報 | ④新聞等 | ⑤その他[ ]

Q2) あなたの年齢についてお尋ねします

①10代 | ②20代 | ③30代 | ④40代 | ⑤50代 | ⑥60代 | ⑦70代以上

Q3) あなたの職業についてお尋ねします

①職人(志望者を含む)→大工・左官・建具・経師・畳刺・造園・石工・瓦師・その他[ ]

②建築士 | ③設計士 | ④その他建築関係→具体的にご記入ください[ ]

⑤学生→課程・専攻等をご記入ください[ ]

⑥無職 | ⑦その他[ ]

Q4) 今回の応募理由をお尋ねします

①「職人学校」の設置や伝統工法の継承等に協力したい | ②今かかえている、または今後考えている仕事に役立つ | ③歴史的建造物や伝統工法に興味がある | ④その他[ ]

Q5) あなたと歴史的建造物(昭和25年以前の建築)との関わりについてお尋ねします

①所有・管理している | ②所有はしていないが管理・活用している | ③改修工事や設計等に関わっている | ④特にない | ⑤その他[ ]

Q6) **Q5で①～③を選択された方**にお尋ねします→他の方は裏面へ

i 該当の物件は、次のどれに当たりますか

①住宅 | ②店舗(店舗兼住宅) | ③倉庫 | ④工場・作業場 | ⑤その他[ ]

ii 該当の物件は、今後どうする計画ですか

①建替える | ②解体し撤去する | ③リフォームする | ④もとの状態を保ちながら改修し使い続ける | ⑤活用してくれる人や団体等に売却・譲渡または賃貸する | ⑥その他[ ]

iii 該当の物件の職人研修教材としての提供は可能ですか(研修教材として修理した場合、仕上がりは万全でない可能性等があります)

①可能 | ②不可能 | ③どちらとも言えない

iv iiiで「①可能」を選択された方にお尋ねします。その場合、一定の費用負担は可能ですか。

①可能 | ②不可能 | ③どちらとも言えない

v iiiで「②不可能」を選択された方にお尋ねします。その理由をお聞かせください

[ ]

(裏面へ)

Q7) **職人（職人志望）の方**にお尋ねします。

i 将来的に「職人学校」が設置された場合、受講されますか

①受講する | ②受講しない | ③分からない |

ii 今回の研修は伝統工法の習得のために役立ちましたか

①役立った →理由[ \_\_\_\_\_ ]

②役立たなかった →理由[ \_\_\_\_\_ ]

③分からない

iii あなたが考える、よりよい研修の実施に向けた課題・改善点をお聞かせください

[ \_\_\_\_\_ ]

Q8) **職人以外の方**にお尋ねします。

i 将来的に「職人学校」が設置された場合、その取り組みを支援しようと思われませんか

①思う | ②思わない | ③分からない |

ii iで「①思う」を選択された方にお尋ねします。どんな支援が可能と思われませんか

①人的支援 →受講者の紹介 | 講師の紹介 | スタッフとして参加 | その他[ \_\_\_\_\_ ]

②物的支援 →教材（道具等を含む）の寄付 | 実習のための歴史的建造物の提供（貸与） | 実習会場（作業スペース）の提供（貸与） | その他[ \_\_\_\_\_ ]

③経済的支援 →研修の運営資金等の寄付 | 教材費・講師謝礼等の特定の経費の寄付 | 受講者支援のための奨学金の寄付 | 研修の運営資金等について寄付はできないが貸与はできる | その他[ \_\_\_\_\_ ]

Q9) 職人研修の一般への公開は、伝統工法の継承に有効だと思えますか

①思う →理由[ \_\_\_\_\_ ]

②思わない →理由[ \_\_\_\_\_ ]

③分からない

Q10) 歴史的建造物を保全するため、職人育成のほか、どのような方策が必要と思われませんか

①維持管理・修繕費・改修費等の支援 | ②税金の免除 | ③新たな活用策の創案と実施 |

④その他[ \_\_\_\_\_ ]

Q11) この協議会は官民連携による歴史的建造物の保全推進を目指しています。その場合、次の点は、官（＝行政）と民のどちらが主に担うべきだと思いますか。

i 事業費の負担 → ①官 | ②民 | ③両方 | ④分からない

ii 研修組織の運営 → ①官 | ②民 | ③両方 | ④分からない

ii 研修の企画・実施 → ①官 | ②民 | ③両方 | ④分からない

\*歴史的建造物の保全や「職人学校」についてのお考えを自由にご記入ください

ご協力ありがとうございました

## アンケート調査へのご協力のお願い(平成 26 年度) 大工研修

—小田原職人学校設立推進協議会—

これからの研修に、皆さんの考えを生かしてゆくためのアンケートです。ご協力をお願いします。当てはまる答えの  にチェックをし、下の四角い枠のなかにくわしい理由を書いてください。当てはまる答えがないときは、その他の  にチェックをし、その横の [ ] に自由に書いてください。

### Q1) 研修に参加しようと思った理由や、きっかけを教えてください

昔の道具を使ってみたい  希望している職業に役立つ  大工の仕事に興味がある  古い建物に興味がある  友達や先生に誘われた  両親や家族などにすすめられた

その他 ⇒ [ \_\_\_\_\_ ]

### Q3) 研修に参加して、「よかった」・「うれしかった」と思ったことを教えてください

いつもとちがう授業が経験できた  みんなで一つの仕事できた  親切に教えてもらった  家の持ち主やまわりの人が喜んでくれた  自分のやっていることを他の人に見てもらえた

その他 ⇒ [ \_\_\_\_\_ ]

### Q2) 研修に参加して、「これから役に立つ」、「ためになった」と感じたことを教えてください

昔の技術のすごさが分かった  職人の大変さが分かった  道具の使い方が分かった  仕事をするとき、どこに注意しなければいけないのかが分かった  古い建物のよさ・すばらしさが分かった

その他 ⇒ [ \_\_\_\_\_ ]

### Q4) もういちど研修を受けるとしたら、どんな作業をやりたいですか？

土の壁を塗る  窓枠や扉などをつくる  屋根を直す  家を組み立てる  木を使って柱などの家の材料をつくる  「のこぎり」や「かんな」などの道具の使い方を学ぶ

その他 ⇒ [ \_\_\_\_\_ ]

### Q5) 研修に参加して、考えたり、思ったりしたことを自由に書いてください

ありがとうございました



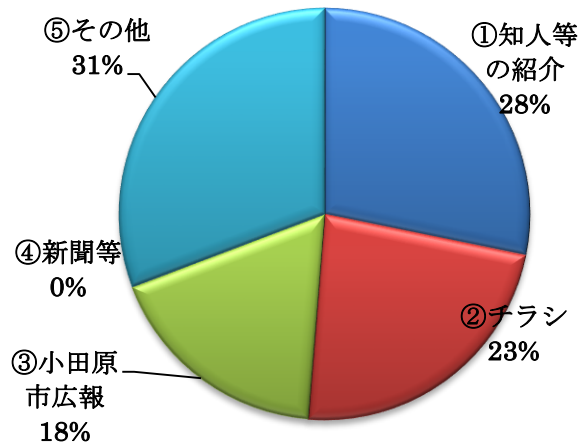
(3) アンケート結果

a 職人・一般

Q1) 今回の研修会をどのようにお知りになりましたか？

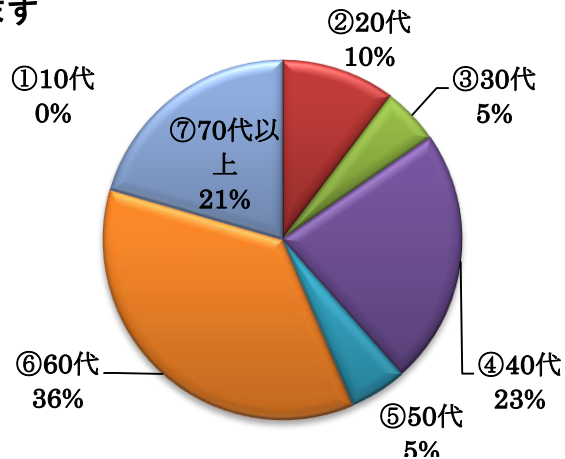
①知人等の紹介	11
②チラシ	9
③小田原市広報	7
④新聞等	0
⑤その他	12

- ⑤その他の回答
- ・小田原市からの封書
  - ・文化政策課からの広報
  - ・ダイレクトメール
  - ・市からの案内
  - ・庭園業組合
  - ・小田原市からの通知
  - ・封書での案内



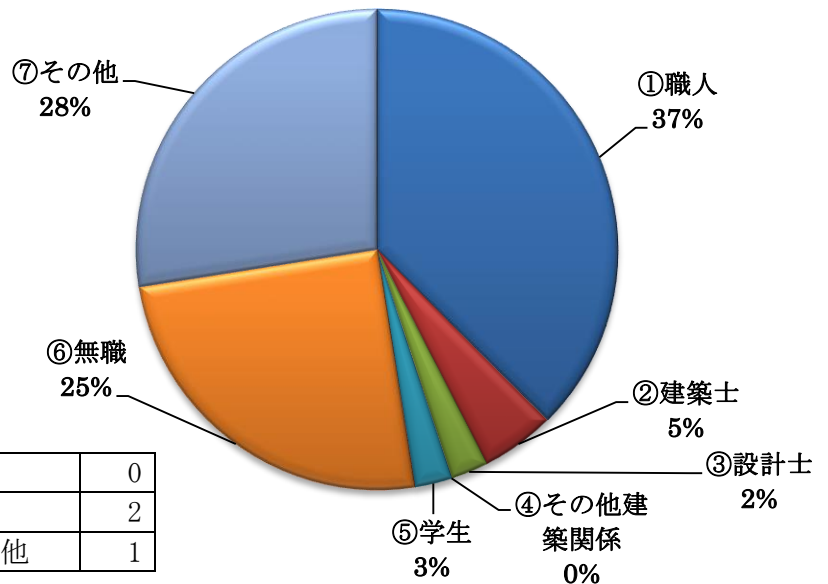
Q2) あなたの年齢についてお尋ねします

①10代	0
②20代	4
③30代	2
④40代	9
⑤50代	2
⑥60代	14
⑦70代以上	8



Q3) あなたの職業についてお尋ねします

①職人	15
②建築士	2
③設計士	1
④その他建築関係	0
⑤学生	1
⑥無職	10
⑦その他	11

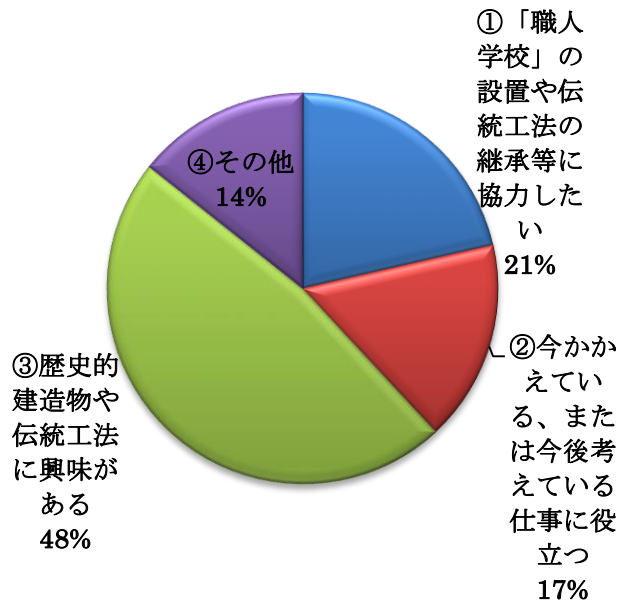


①職人の内訳

大工	1	左官	0	建具	0
経師	1	畳刺	0	造園	2
石工	0	瓦師	0	その他	1

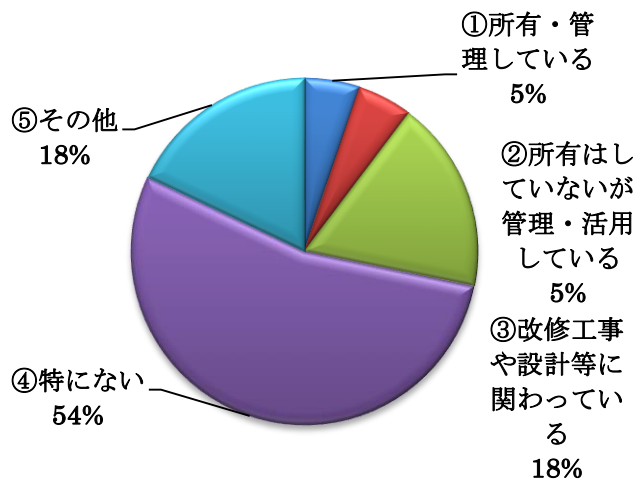
Q4) 今回の応募理由をお尋ねします

①「職人学校」の設置や伝統工法の継承等に協力したい	9
②今かかえている、または今後考えている仕事に役立つ	7
③歴史的建造物や伝統工法に興味がある	20
④その他	6



Q5) あなたと歴史的建造物（昭和 25 年以前の建築）との関わりについてお尋ねします

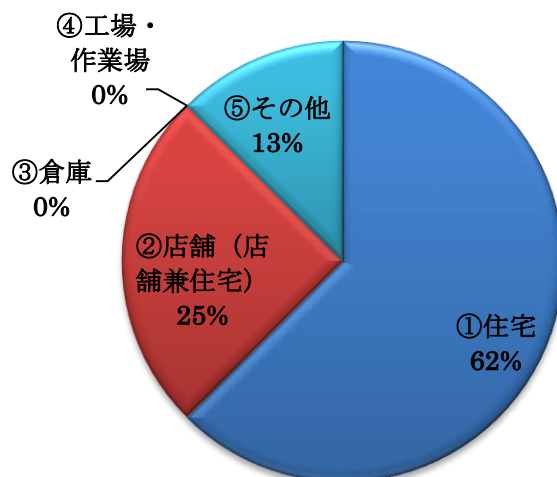
①所有・管理している	2
②所有はしていないが管理・活用している	2
③改修工事や設計等に関わっている	7
④特にない	21
⑤その他	7



Q6) Q5 で①～③を選択された方にお尋ねします→他の方は裏面へ

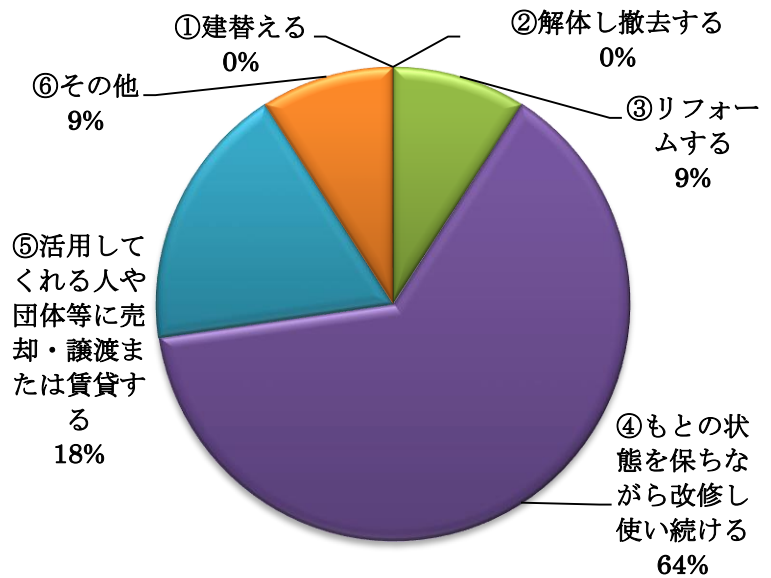
i 該当の物件は、次のどれに当たりますか

①住宅	5
②店舗（店舗兼住宅）	2
③倉庫	0
④工場・作業場	0
⑤その他	1



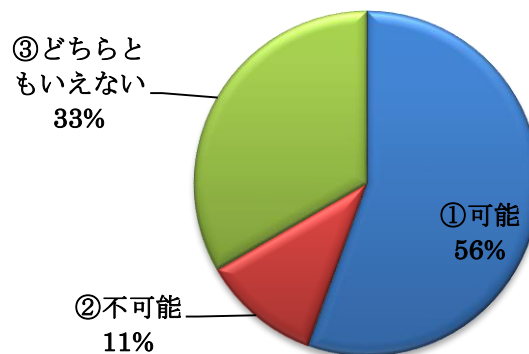
ii 該当の物件は、今後どうする計画ですか

①建替える	0
②解体し撤去する	0
③リフォームする	1
④もとの状態を保ちながら改修し使い続ける	7
⑤活用してくれる人や団体等に売却・譲渡または賃貸する	2
⑥その他	1



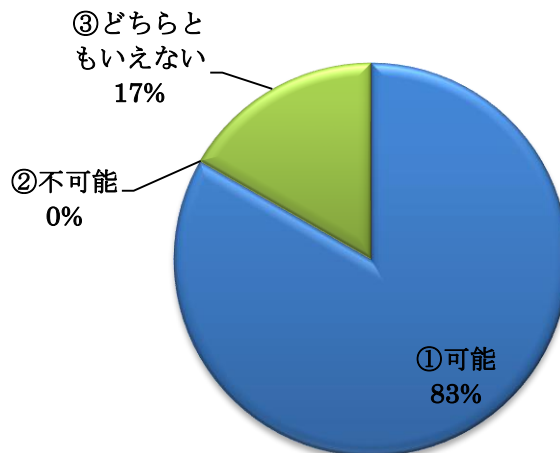
iii 該当の物件の職人研修教材としての提供は可能ですか（研修教材として修理した場合、仕上がりは万全でない可能性等があります）

①可能	5
②不可能	1
③どちらともいえない	3



iv iiiで「①可能」を選択された方にお尋ねします。その場合一定の費用負担は可能ですか。

①可能	5
②不可能	0
③どちらともいえない	1



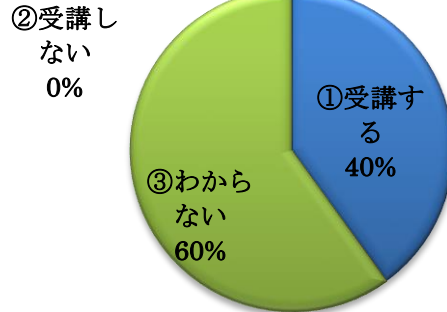
v iiiで「②不可能」を選択された方にお尋ねします。その理由をお聞かせください

※回答者なし

Q7) **職人（職人志望）の方**にお尋ねします。

i 将来的に「職人学校」が設置された場合、受講されますか

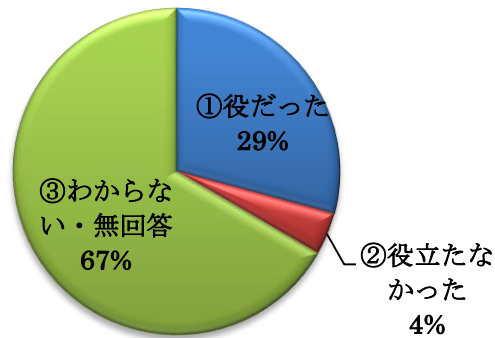
①受講する	4
②受講しない	0
③わからない	6



ii 今回の研修は伝統工法の習得のために役立ちましたか

①役だった	7
②役立たなかった	1
③わからない・無回答	16

①役だったとの回答の内容  
 ・趣味の拡大  
 ・当時のすがたを考える



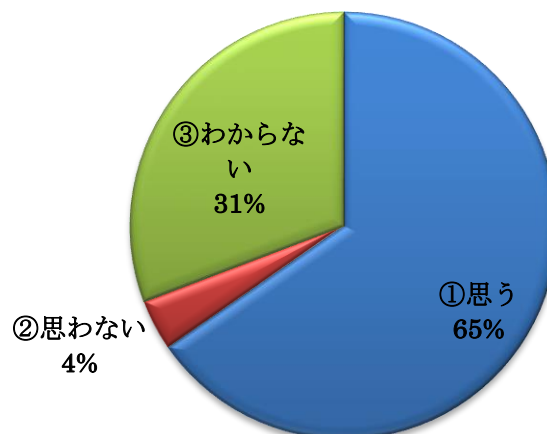
iii あなたが考える、よりよい研修の実施に向けた課題・改善点をお聞かせください

※回答者なし

Q8) **職人以外の方**にお尋ねします。

i 将来的に「職人学校」が設置された場合、その取り組みを支援しようと思われませんか

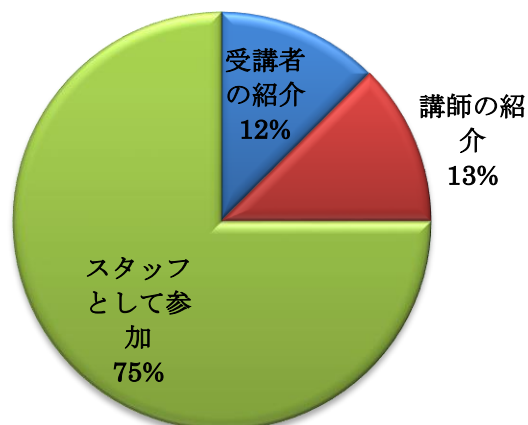
①思う	17
②思わない	1
③わからない	8



ii iで「①思う」を選択された方にお尋ねします。どんな支援が可能と思われますか

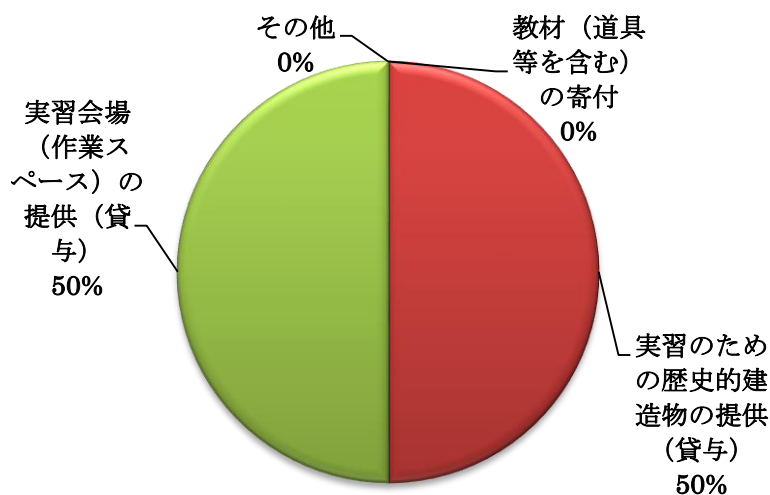
①人的支援

受講者の紹介	1
講師の紹介	1
スタッフとして参加	6



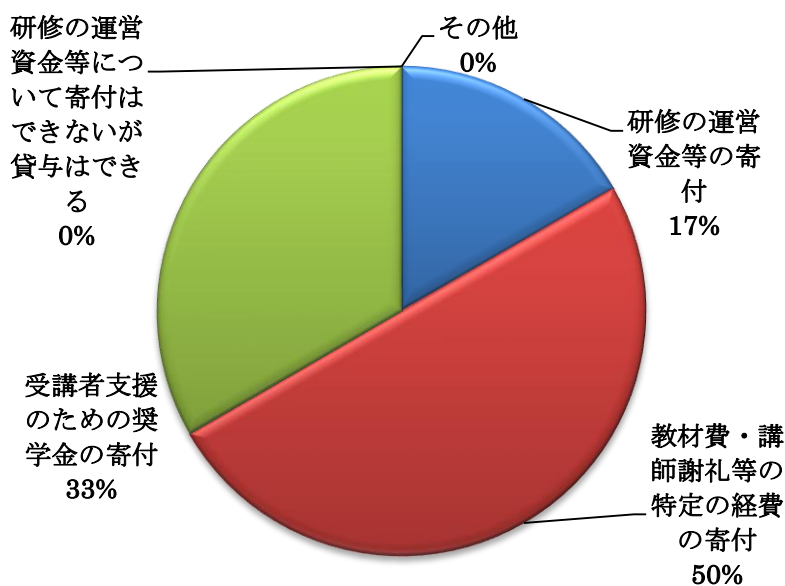
②物的支援

教材（道具等を含む）の寄付	0
実習のための歴史的建造物の提供（貸与）	1
実習会場（作業スペース）の提供（貸与）	1
その他	0



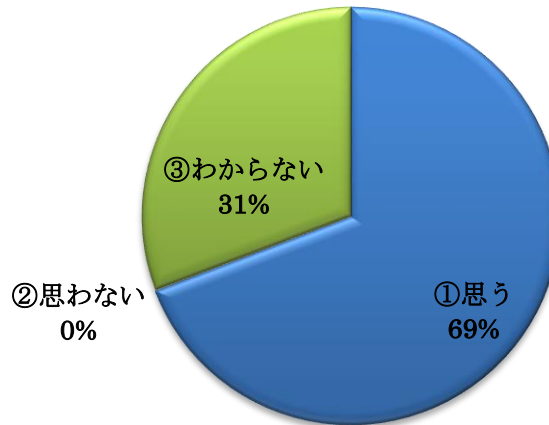
③経済的支援

研修の運営資金等の寄付	1
教材費・講師謝礼等の特定の経費の寄付	3
受講者支援のための奨学金の寄付	2
研修の運営資金等について寄付はできないが貸与はできる	0
その他	0



Q9) 職人研修の一般への公開は、伝統工法の継承に有効だと思いますか

①思う	18
②思わない	0
③わからない	8

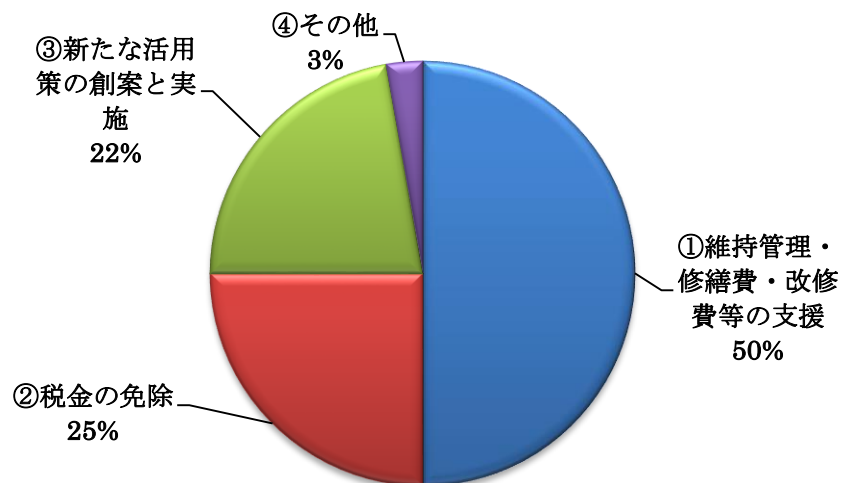


①理由の回答

- ・古いものを残す必要がある
- ・関心のある人に広がっていくから
- ・まず多くの市民に認知してもらわないと継承の必要性を認識してもらえないから
- ・現在ほとんどの人が伝統工法を知らないので大変有効だと思います
- ・普段見られないものが見れ良い経験となる
- ・日本古来の技術継承
- ・これから必要ではないが技術をのこすため
- ・市民の理解が必要
- ・多くの人たちへの各種情報の提供
- ・伝統工芸の知識を広く聞ける
- ・広く知ってもらう事も重要
- ・広く知ってもらう事も重要
- ・一般の人は出来上がった物しか目にしないから
- ・伝統技術の公開
- ・歴史や技術の伝承
- ・一般に目にふれない所なので

Q10) 歴史的建造物を保全するため、職人育成のほかどのような方策が必要と思われますか

①維持管理・修繕費・改修費等の支援	18
②税金の免除	9
③新たな活用策の創案と実施	8
④その他	1

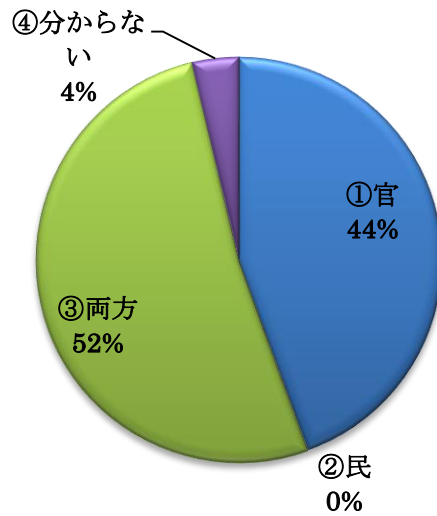




Q11) この協議会は官民連携による歴史的建造物の保全推進を目指しています。その場合、次の点は、官（＝行政）と民のどちらが主に担うべきだと思いますか。

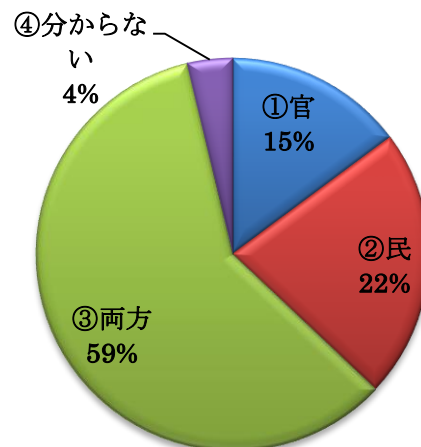
i 事業費の負担

①官	12
②民	0
③両方	14
④分からない	1



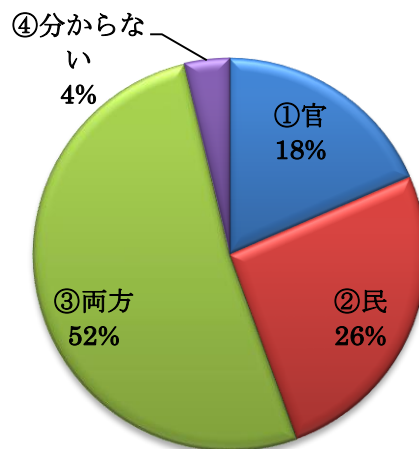
ii 研修組織の運営

①官	4
②民	6
③両方	16
④分からない	1



iii 研修の企画・実施

①官	5
②民	7
③両方	14
④分からない	1



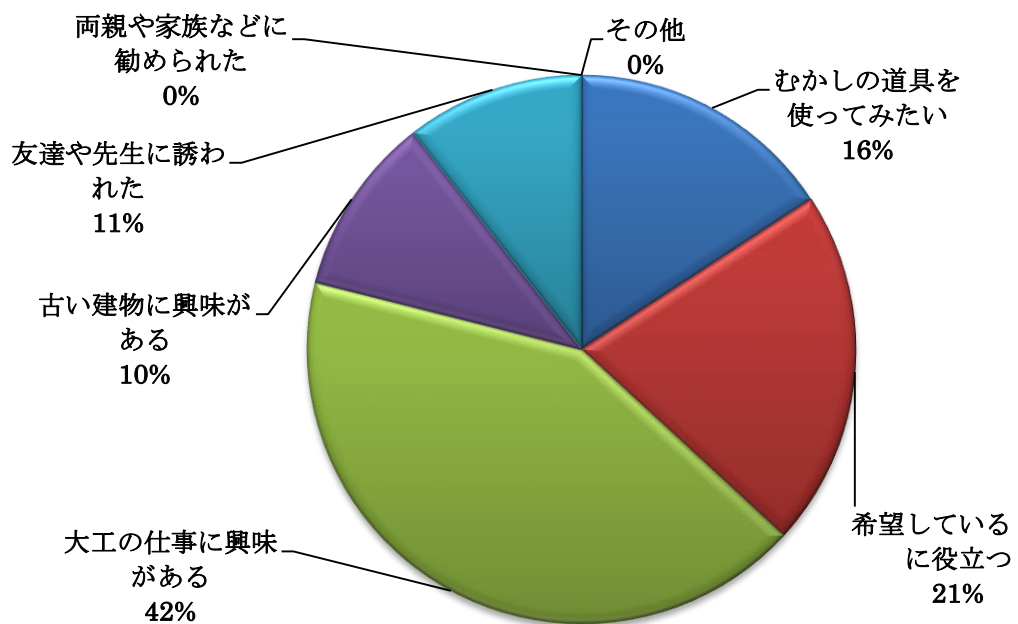
**\* 歴史的建造物の保全や「職人学校」についてのお考えを自由にご記入ください**

- ① “本物は常に新しい”と感じています。若い方々には新しいものとしての切り口を見せれば充分です。
- ② 職人には注文する施主が必要なので、施主の目を向けさせることも大事だと思います。

b 高校生

Q1) 研修に参加しようと思った理由や、きっかけを教えてください。

むかしの道具を使ってみたい	3
希望している職業に役立つ	4
大工の仕事に興味がある	8
古い建物に興味がある	2
友達や先生に誘われた	2
両親や家族などに勧められた	0
その他	0

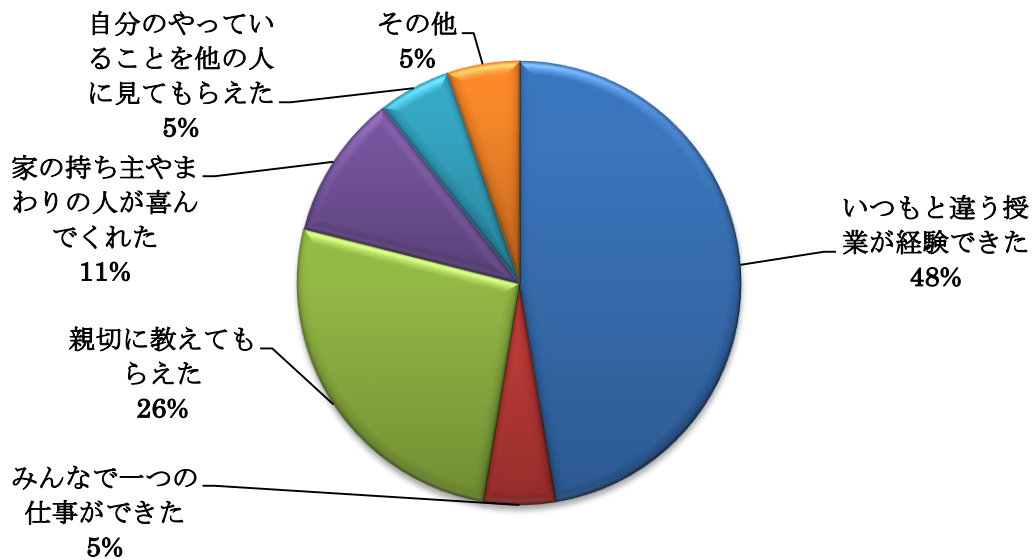


筆記回答

- ・大工の仕事にもともと興味があり、木造建築にもともと興味がありました。そしたら今回日本伝統の歴史ある建築物のリフォームの手伝いということで、興味を持ち参加しました
- ・私は、宮大工になりたいと思うので貴重な体験だと思ったからです。
- ・課題研究でやっていた資格取得の試験が終わり、やる事が無くなった所で、今回の研修の話を先生方から頂き、参加してみようと思いました。
- ・建築系の進路を考えているので、少しでも多くのことを学びたかった。
- ・就職先が建設系などなので、参加してみたいと思いました。
- ・就職先で役立つかなと思い参加しました。

Q2) 研修に参加して、「よかった」・「うれしかった」と思ったことを教えてください

いつもと違う授業が経験できた	9
みんなで一つの仕事できた	1
親切に教えてもらえた	5
家の持ち主やまわりの人が喜んでくれた	2
自分のやっていることを他の人に見てもらえ	1
その他	1



その他回答

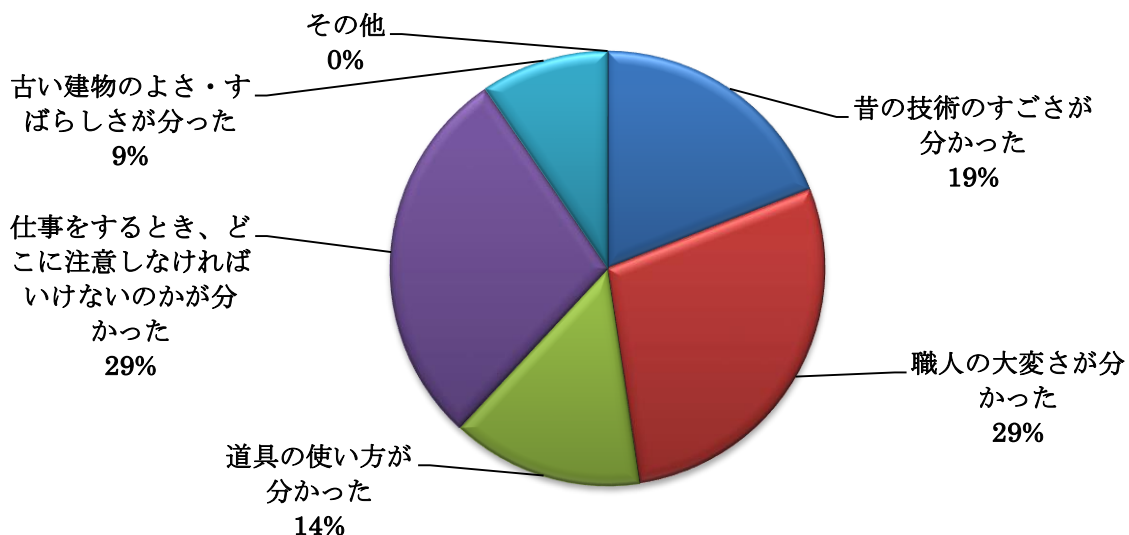
- ・大工の人の話を聞いた。

筆記回答

- ・机の上では、学ぶことのできない技術や知識を学ぶことができうれしく、「かんな」という道具は使うのが難しく下手でしたが、大工さんは自分の仕事を進めたいのにもかかわらず親切に教えてくれてとてもうれしかったです。最後に家の持ち主さんに、茶やおかしをいただき、とてもうれしかったです。
- ・のこぎりを切るときは最初に親指のつめに刃をあててずれないように切ると教えてもらいました。学校では教えてもらえないことを教えてもらいました。
- ・現場で動くこと時代初めてだったし、普段の実習とはちがうことを教えてもらってよかったです。
- ・将来の役にたつ話をしてもらえた。
- ・のみやかんなの使い方を学べた。
- ・始めて大工の仕事をして少しミスってしまったところがあったけれど、できるところまでできたのでよかったです。

### Q3) 研修に参加して、「これから役に立つ」、「ためになった」と感じたことを教えてください

昔の技術のすごさが分かった	4
職人の大変さが分かった	6
道具の使い方が分かった	3
仕事をするとき、どこに注意しなければいけないのかが分かった	6
古い建物のよさ・すばらしさが分かった	2
その他	0

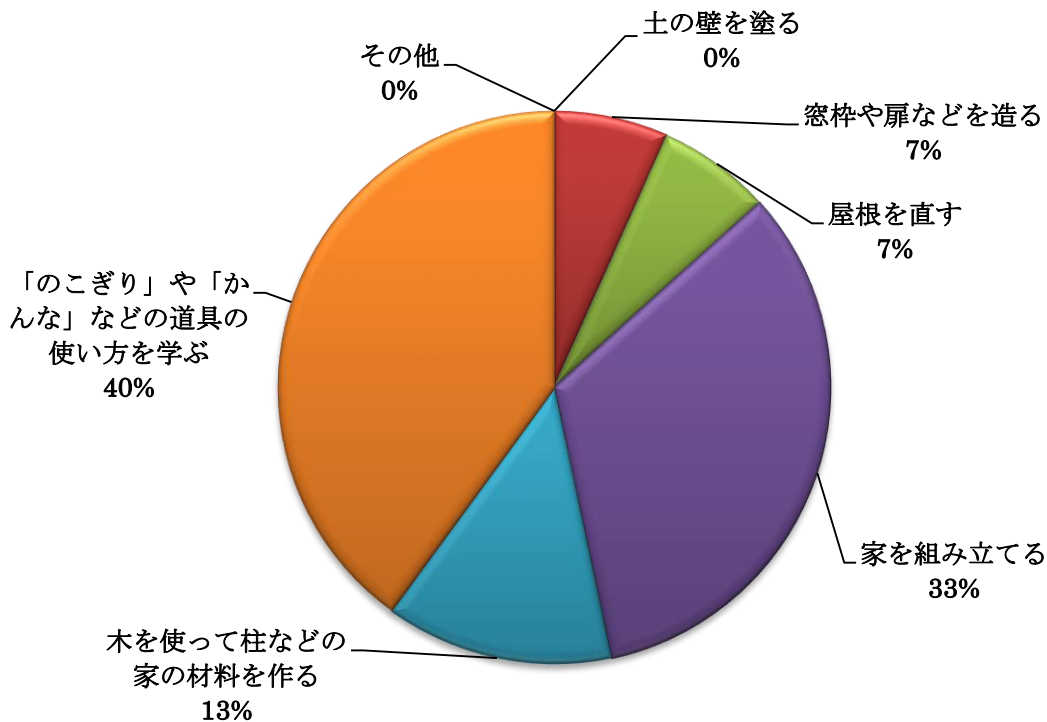


筆記回答

- ・昔の技術は古くもろいように見えるが、とても耐久性にすぐれているし、味がある。職人さんはスギの板をぴったりはまるようにカットしていたが、巻尺でパッと計って切っていた。さすがプロの大工さん、職人さんはすごいと思いました。
- ・大工さんは道具を使うコツや、やり方などよくわかっており現場でしか学べない道具の使い方を学びこれからのことに生かしたいと思います。
- ・直接、自分の進路とは関係なくなってしまうけれど、昔の技術や古い建築物のよさが分かったので、とてもためになった。
- ・寸法の誤差があった場合、また加工をし直さなければならなかったこと。
- ・大工さんたちの苦勞がわかった。家を見るときの気持ちが変わった。
- ・昔の技術は今になってはあまりつかわれなくなってしまったかもしれませんが、家に昔の技術がつかわれ残りつづけることを考えると、すばらしいことだと思いました。

Q4) もういちど研修を受けるとしたら、どんな作業をやりたいですか？

土の壁を塗る	0
窓枠や扉などを造る	1
屋根を直す	1
家を組み立てる	5
木を使って柱などの家の材料を作	2
「のこぎり」や「かな」などの道具の使い方を学ぶ	6
その他	0



筆記回答

- ・私は、木造建築の骨組にとっても興味があります。製図で書いているだけでは、いまいち頭の中で家を想像しにくいので、実際に骨組の構造を見て、実際に組み立ててみたいと思っています。
- ・かなやのこぎりやのみなど単純なようで奥が深い作業だと思うのでもっと大工さんの使う姿や知識を学びたいと思います。
- ・道具の使い方が下手だったと自分で感じたので、もう一度学んでみたいと思いました。
- ・あまりたくさん道具を使った事がないので、使い方を知りたいと思った。
- ・かなをもっとつかえるようになりたいです。
- ・道具の使い方もまだまだ知らないものがたくさんあると思うので知りたいなと思いました。

## Q5 研修に参加して、考えたり思ったりしたことを自由に書いてください

- ・とても貴重な建築物のリフォームを手伝うことができ、ありがとうございます。知っている大工も居て、他にも大工さんたちは親切に教えてくれて、とても身につく体験ができました。この体験したことを、大学や、これからの仕事にいかしていきたいです。
- ・のこぎりを切るときは、最初はずれないように指に刃をあてるというのは学校では教えてくれないことだと思います。他にものみをやる時熟練の大工さんはげんのうを使わずに手で押して刃を入れていました。とてもすごい技術だと思います。貴重な体験をさせていただきありがとうございます。
- ・今回の研修で改めて大工さんってすごいんだなと感じました。
- ・将来大工さんになりたくて、今回の体験は貴重なものになったと思いました。
- ・初めて聞いた工法だったが、親切で丁寧に教えてもらい、楽しくできた。
- ・インタビューはすごくはずかしかったけど、すごくたのしめたと思いました。
- ・待っているだけでなく「やりたいです」と積極的に参加するのが大切だと思った。
- ・今まで現場で作業したことなかったのでもとてもいい経験になった。
- ・この経験をこれからの人生にいかしたいと思いました。

## (1) ポスト広告 平成 26 年 10 月 17 日 (金)

大工達が  
鉋削りの技を  
競う

## 第30回 全国削ろう会 小田原大会

2014年11月8日(土)・9日(日) / 小田原アリーナにて **見学無料**

全国の木工さん達が、鉋の薄削り競技を中心に匠の技を磨きあう大会「全国削ろう会」。記念すべき30回大会が小田原で開催! 大会を盛り上げるのは、地元の木や森に関わる様々な団体。木の良さを広めたい、大会を盛り上げたい、そんな彼らの活動について紹介します。

vol.5 歴史的建造物を守るため  
**「職人学校の設立を目指して」**

「小田原職人学校設立推進協議会」では現在、職人学校の設立に向けた取組みを進めています。小田原に残る歴史的建造物を維持・保全していくため、伝統的な木工技術などをもつ人材を育成することが目的です。

設立に向けては、官民連携で課題を議論しています。現在は、若手大工グループ「工匠会」の提案により、茶室の建築研修を行なっています。この茶室は、削ろう会の大会会場で展示される予定です。

「伝統的な建築を残すには、伝統技術をもつ職人も残さないといけない」と協議会、小田原らしい町並みを未来に残すには、技術を高めあえる環境が大事になります。

削ろう会で  
小田原の技術をPR!



「工匠会」の人々

茶室製作現場

全国削ろう会 小田原大会についてHP・facebookで情報発信中! [削ろう会 小田原](#) (検索)

★大会運営を手伝ってくれるボランティアを募集中! 詳しくは ☎0465-33-1491 事務局 (小田原市農政課内) へ。

## (2) ポスト広告 平成 26 年 10 月 24 日 (金)

伝統技術の見学や  
製作体験ができる。



## 「小田原職人学校講座」 一般参加者を募集

小田原の歴史的建造物の木舞(こまい)を製作体験。受講料1500円。軍手持参。

※どちらも会場は辻村植物公園そばの大山商店作事小屋。講師は、同協議会会長の芹澤毅さん。車で来場の場合、駐車場代500円。

【講座日程・内容等】

- ◆10月26日(日)午前10時30分〜午後3時30分 / 茶室の京骨について講義。講師は、京町家作事組副理事長の荒木正巨さん・京都東興堂店店主の東奥宏幸さん。
- ◆11月8日(土)午後1時30分〜午後3時30分 / 茶室の京骨について講義。講師は、京町家作事組副理事長の荒木正巨さん・京都東興堂店店主の東奥宏幸さん。

会場は小田原アリーナ。受講料は500円。

\*問・申込み ☎0465-33-1722 協議会事務局 (小田原市文化政策課内)



(3) ポスト広告 平成 26 年 11 月 21 日 (金)



▶11月28日(土)の講座の会場。伝統の板張り技術を使った修復作業を見学できる。

### 小田原職人学校講座／一般参加者募集

## “職人技”を学ぶ

高校生、若手職人とともに

小田原の歴史的建造物を維持・保全するため、伝統的な建築技術をもつ職人の育成を目指す「小田原職人学校」が、設立推進協議会を、次の講座における一般の参加・見学者を募集中。職人育成研修の様子を間近で見ることができ、興味のある人なら誰でも応募可能。

【講座日程・内容等】  
 ◆11月23日(祝)午前9時30分～午後3時／日本庭園の剪定実習を見学。樹木管理に関する座学も。会場は岡田邸庭園

（小田原文学館そば）  
 ◆11月28日(土)午後0時30分～午後3時20分／県立小田原城北工業高校建設科の生徒による、伝統的町家の「ささら子下見板張り」の修復工事を見学。会場は瀬戸煙草店（小田原市本町1・10・1）。

どちらも参加費500円。会場駐車場なし。

一問・申込み一  
 ☎0465(33)1722  
 小田原職人学校設立推進協議会事務局（小田原市文化政策課内）  
 ※土日祝の問合せ先  
 ☎0465(22)2834  
 清閑亭

(4) ポスト広告 平成 26 年 12 月 12 日 (金)



修復作業の様子



▲大工による指導を受けながら修復した。

## 城北工業高校生が 歴史的建造物を修復

11月28日、県立小田原城北工業高校建設科の生徒12人が、小田原市本町にある1928年（昭和3年）建築の建造物「瀬戸煙草店」の外壁の修復作業を行なった。

これは、「小田原職人学校設立推進協議会」の研修の一環として実施されたもの。同協議会では、明治から昭和

初期の貴重な歴史的建造物を守るため、その修復に必要な伝統技術をもつ職人を育成する研修組織の設立に向け、官民連携で調査・研修を重ねている。今回の研修は、将来の職人育成に関わる地元工業高校と連携して行なった。

当日、高校生は「ささら子下見板張り」の修復工事に挑戦。「この技術は、今はあまり使われていないと聞いた。良い経験になりました」と感想を述べた。

# 実用的技術の教育訓練となる建築技術職人育成研修の実施方策及び持続的な運営方策の検討

## <調査概要>

■調査実施地域：神奈川県小田原市

■調査実施者：小田原職人学校設立推進協議会

- ・小田原市では、小田原城跡とともに近代の歴史的建造物が固有の歴史的風致の形成に重要な役割を果たしているが、伝統工法に通じた職人の不足等により、その保全・活用が困難な状況に陥っている。このため、H25年度より職人育成研修についての調査を行っているが、今年度はより実用的な手法として、職人組合等からニーズのある職人育成研修の提案を募り、講師や研修内容に応じた教材の選定等の面での支援を行って実践する公募型研修について実証調査を行うとともに、行政と民間とが連携して職人育成研修の運営を行う仕組みについても検討した。
- ・調査の結果、従来研修よりも受講生の意欲醸成が高まったという点で公募型研修の有効性が確認されたが、提案研修だけでは職人育成に必要な研修の全てがカバーできないこともわかった。また、持続的に研修を運営していくためには、研修の成果を「仕事」に結びつける仕組みづくりが必要であり、これを推進する組織を官民連携して設立していくことが次の課題となった。

## <調査内容>

### 建物悉皆調査 中心市街地170haで実施

- ・把握した歴史的建造物 → 115件
  - ・研修教材としての適性確認 → 29件
- 歴史的建造物保全等の基礎調査としても重要



### 研修提案の公募と研修の企画・立案

8団体・1個人から12件の提案。うち6件を採択

- 伝統工法による茶室新築 ● 茶室の京置作成
- 日本庭園の樹木調査 ● 回樹木の透かし剪定 ● 高校生の大工研修
- ヘリテージマネジャーの活動実践 (未実施提案も今後にストック)



異なる研修提案(大工・置)のマッチングも実施

提案公募には積極的働きかけが必要

- 協議会の支援内容
- 講師・教材等のマッチング(交渉等も含む)
  - 研修経費の負担(材料費・講師謝礼など)

### 持続的で効果的な研修運営等の課題

#### 職人の疑念に答えるための仕組みと工夫

技能検定で技術は習得済み、今さら研修不要／受講料の納入より手間賃の支給が必要／伝統工法を習得してもそれを生かす場がない／研修による技能向上等は自己満足・・・

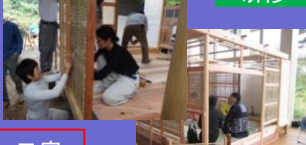
技術維持における研修の有効性の証明⇒職人の意識改革  
研修成果が「仕事」につながる仕組みづくり

#### 研修推進組織に求められる要件

- ・研修自体が修理の一部分を担う実践型研修の推進を媒介とした職人と「仕事」とのマッチング
- ・専門知識を有し機動力のあるコーディネータの育成、確保
- ・自立的、持続的な運営体制、財政基盤の確立 など

### 公募型研修の実施例

#### 茶室新築研修



- ・新築による伝統工法の基本の習得
- ・簡易作業には一般の参加者も募集

#### 京置作製研修



- ・置作製後、他地域講師による技術水準の確認

#### 高校生の大工研修



- ・授業の一環としての体験的研修による裾野の拡大

### 公募型研修の効果と課題

効果

- 【受講者の場合】
  - ・主体的、積極的な研修への対応
  - ・継続的な研修実施の意向の醸成 など
- 【一般参加者(見学者)の場合】
  - ・歴史的建造物への興味の拡大
  - ・可能な範囲内の支援意識の醸成 など

課題

公募型研修では必要な研修のすべてはカバーできない

公募型研修を踏まえた包括的な研修カリキュラムの編成

### 本調査の成果を踏まえた次の展開

本格的な職人育成研修組織の設置に向けた取組み

「歴史的風致維持向上支援法人」化

- ・行政と連携し「歴まち計画」を推進
  - 公募型研修を生かしながら実践型研修を推進
  - 建築基準法の適用除外など必要な制度面での整備等でも連携
- ・まちづくりコーディネータとしての活動の展開 など